

2022（令和4）年度
岐阜聖徳学園大学
点検・評価報告書



Gifu Shotoku Gakuen

ぎふしょうとくがくえん
岐阜聖徳学園大学

目 次

序章	i
第1章 理念・目的	1
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	24
第5章 学生の受け入れ	47
第6章 教員・教員組織	61
第7章 学生支援	69
第8章 教育研究等環境	85
第9章 社会連携・社会貢献	99
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	104
第2節 財務	114
終章	i

序 章

序章

岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）は、2016（平成28）年に公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）による機関別認証評価を申請し、大学評価基準を満たしていると評価を受けた（認定期間：2017（平成29）年4月1日～2024（令和6）年3月31日）。

一方で、2017（平成29）年3月に大学評価結果を受けた際に、「改善勧告」1項目、「努力課題」4項目の改善報告を求められた。その後、2017（平成29）年4月に、学長の諮問機関である部長会、学部長会の議を経て、全学的重要事項を審議する評議会（大学院にあたっては大学院委員会）にて大学評価結果について議論がなされた。その結果、2020（令和2）年7月の改善報告書提出に向けて、指摘事項に対する検証・検討、改善を進めていくよう学部、研究科等に対して依頼がなされた。その経過については、自己点検・評価委員会にて定期的に確認を行い、改善への取組が進められた。

2020（令和2）年8月に改善報告書を提出し、2021（令和3）年3月「今後の改善経過について再度報告を求める事項がない」旨の通知を受けた。また、1年間に履修登録できる単位数の上限（努力課題No.1）と大学院における学生の受け入れ（努力課題No.4）については、引き続き改善が望まれることが付された。

2017（平成29）年以降の本学の取組については、自己点検・評価に関する実務を担う組織と、検証し改善・向上に結びつける組織を別組織化した。内部質保証体制の確立と内部質保証システムを有効的に機能させるため、新たに「岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程」を制定した。また、同規程に基づき、学長を委員長とした「教学マネジメント会議」を、全学的な自己点検・評価を改善・向上に結びつける組織として位置づけた。さらには、副学長を委員長とした「自己点検・評価委員会」を、全学的な自己点検・評価に関する実務を担う委員会として「教学マネジメント会議」の下に位置づけた。加えて、内部質保証体制の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて学外者による評価（外部評価）を実施することにより、本学の自己点検・評価活動の客観性が担保できる体制を構築した。

また、PDCAサイクルを機能させるため、本学では「自己点検・評価シート（本学独自様式）」及び「基本要件チェック表（本学独自様式）」を、全学及び各学部・研究科委員会で作成し、それぞれの委員会等（責任主体）で検証を行いながら、次年度目標、評価指標を作成し、教育研究活動を行っている。「自己点検・評価シート」とは、本学の中長期計画や各学部・研究科や委員会で設定した目標達成度状況を毎年評価することで、教育研究等の自発的な改善を促す様式である。また、「基本要件チェック表」とは、大学基準協会の点検評価項目と取組状況を全学的に把握し、各委員会が自発的に改善できるよう促すための様式である。

本報告書は、以上の取組を行い、2022（令和4）年度の本学の活動状況に対する自己点検・評価と検証、改善・向上について取りまとめた結果である。

本章

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は学校法人聖徳学園の建学の精神に則り、仏教精神を基調とした学校教育を行うことを目的とし、私立大学では全国初の義務教育教員養成を目的とした教育学部のみの単科大学「聖徳学園岐阜教育大学」として1972（昭和47）年4月、現岐阜市柳津町（羽島キャンパス）に開学した。

その後、日本社会のグローバル化の流れに沿って1990（平成2）年4月には外国語学部、さらに1998（平成10）年4月には経済情報学部、大学院国際文化研究科修士課程を増設し、大学名を岐阜聖徳学園大学と改称した。経済情報学部については、岐阜聖徳学園大学短期大学部と併設する形で岐阜市中鶉（岐阜キャンパス）に開設した。

加えて、2002（平成14）年4月経済情報研究科（博士課程（前期））、2004（平成16）年4月経済情報研究科（博士課程（後期））を岐阜キャンパスに、2015（平成27）年4月看護学部を羽島キャンパスに開設し、2022（令和4）年5月現在、教育学部学校教育課程、外国語学部外国語学科、経済情報学部経済情報学科、看護学部看護学科の4学部1課程3学科に加え、国際文化研究科国際教育文化専攻（修士課程）、国際文化研究科国際地域文化専攻（修士課程）、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（前期））、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（後期））の2研究科4専攻を開設している。

また、本学の母体である学校法人聖徳学園は、併設の短期大学部に加え、岐阜聖徳学園高等学校、岐阜聖徳学園大学教育学部附属中学校、岐阜聖徳学園大学教育学部附属小学校、岐阜聖徳学園大学教育学部附属幼稚園を擁する総合学園として発展を遂げている（資料1-1～3【ウェブ】）。

本学は建学の精神に則り、宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特色を発揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的としている（資料1-4【ウェブ】）。

本学大学院では、大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としている（資料1-5【ウェブ】）。

本学の建学の精神である「仏教精神」を具体的にあらわす言葉として「以和為貴」、「平等」、「寛容」、「利他」を掲げ、平易な解説を行っていたが、より一層の平易化を図り、学園全体の目標を明確にするために、2022（令和4）年に聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会で検討を重ねた結果、どのような人材育成をしていくかを示すために、従来の教育目的を「教育方針」と改め、建学の精神、解説と併せて2023（令和5）年度からは、以下の通り表記する予定である（資料1-6～8）。

【建学の精神】

学校法人聖徳学園の設立趣旨は、仏教精神を基調とした学校教育を行うところにある。

本学園は、この仏教精神とりわけ大乘仏教の精神を建学の精神とし、浄土真宗の宗祖親鸞聖人が和国の教主と敬慕された聖徳太子の「以和為貴」（和をもって貴しとなす）の聖句をその象徴として掲げ、「平等」「寛容」「利他」の大乘仏教の精神を体得する人格の形成をめざしている。

【解説】

仏教の精神を具体的にあらわす言葉として、本学園では聖徳太子の『十七条憲法』の第一条にある「以和為貴」（和をもって貴しとなす）や「平等」「寛容」「利他」を掲げています。

まず「以和為貴」とは、すべての存在にささえられて生かされている自身のすがたに気づき、自己中心的で頑ななところを離れたやわらかなところをめざすことです。また「平等」とは、すべての存在が、ともに等しくかけがえのない価値を有することに気づくこと、「寛容」とは、すべての存在の多様性を受け入れ、共感し認め合うこと、「利他」とは、他者の苦しみや悲しみに寄り添い、あらゆるいのちあるものしあわせを願って行動することであり、それぞれが人間としてめざすべき精神なのです。

【教育方針】

本学園は、仏教精神を基調として心豊かな人間性と確固たる倫理観を育むことによって人格の完成をめざします。その上で、高い志と自主性・社会性・創造性を有し、激変する時代への環境適応力に富んだ生きる力によって未来社会を切り拓き、次代を担える学徳兼備で創造的なグローバル人材の育成に努めます。

学部の課程及び学科の目的については、大学の目的と連関させて岐阜聖徳学園大学学則第4条にて明示している（資料1-4【ウェブ】）。

研究科の専攻の目的については、大学院の目的と連関させて岐阜聖徳学園大学大学院規則第3条の3にて明示している（資料1-5【ウェブ】）。

例えば、教育学部では、学校教育課程の人材養成の目的及び教育研究上の目的を、学則第4条第1項第1号に定め、以下のように明示している（資料1-4【ウェブ】）。

（教育学部学校教育課程）

教育学部学校教育課程は、建学の精神にのっとり、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指す。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的は、岐阜聖徳学園大学学則第1条、岐阜聖徳学園大学大学院規則第2条及び履修要覧等に明示することで学生に周知している（資料1-4～5【ウェブ】、1-9）。

また、大学ホームページに掲載することで、大学構成員だけでなく社会に対しても公表している（資料1-10【ウェブ】）。学生に対しては、「建学の精神に関する科目」として「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を開講し、全学部で必修科目としている。建学の精神に関する科目を履修することで、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培う教育の役割も担っている（資料1-9、1-11）。その効果については、在学生に対する各種アンケート調査や、出席状況調査等で把握している。効果の一例としては、近隣県及び市町の教育長や教育委員会担当者から、教職に就いた卒業生の評価について聴取したところ、人間性について好意的な印象や評価を多数得ていることから、本学の建学の精神を象徴する「以和為貴」をはじめとした、本学の教育方針・効果が現れているものと考察する（資料1-12）。

大学構成員全体に対しては、入学生全員及び新規採用教職員が浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する「入学奉告本山参拝」、浄土真宗の宗祖である親鸞聖人の生誕日を機縁として開催する「降誕会の集い」、親鸞聖人の命日を機縁として開催する「報恩講の集い」等の宗教行事や、毎週月曜日の2限終了後に全学生及び教職員を対象とした「勤行」を行っている。各行事等では、仏教についての法話や各学部教育職員からの講話が行われ、建学の精神である仏教精神について学ぶ機会を提供している。

「入学奉告本山参拝」は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響により、2020（令和2）年度は中止としたが、2021（令和3）年度以降は各学部代表学生が岐阜別院に参拝の上、その様子を撮影して、必修科目の「宗教学Ⅰ」で紹介した。その他、「花まつり」、「降誕会の集い」、「報恩講の集い」等については、従来通り対面形式にて開催した（資料1-13）。

「勤行」は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響等により、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は一部を除き中止としたが、2022（令和4）年度は従来通りの対面形式にて開催した。加えて、年度末に「学生の皆さんへのメッセージ-令和4年度宗教行事「勤行」の記録-」を発刊し、今年度の法話や講話を掲載の上、配布を行う予定である（資料1-14）。

加えて、宗教部報「ともしび」、リーフレット「建学の精神について」等の刊行物を通して、本学の理念・目的について公表している（資料1-15～16）。

2019（令和元）年度以降は、大学院生にも宗教行事への参加を認めるとともに、刊行

物等の配布を行い、建学の精神の周知を図っている(資料1-17)。

教育職員に対しては、専任教員は毎年4月の臨時教授会にて、新任教員は新任オリエンテーションで、非常勤講師については毎年開催の非常勤講師説明会にて、それぞれ理念・目的の周知を図っている(資料1-18~20)。

事務職員に対しては、教授会終了後に事務職員に配信される各学部教授会・研究科委員会資料を通して周知を図るとともに、新任事務職員には事務職員研修規程に基づき新任事務職員研修を実施している(資料1-21~22)。

また、本学では教職員が参加する諸会議(評議会他)にて、会議の開始時と終了時に、必ずご本尊に合掌・礼拝を行っており、建学の精神を改めて認識する機会を設けている。

受験生や保護者、卒業生を含む社会に対しては、大学ホームページや大学案内を通して公表することに加え、地域・社会連携センター主催の公開講座にて、仏教文化研究所兼任・客員研究員による仏教講座を開講したり、2018(平成30)年度以降、社会人に対して履修証明プログラム「積尊の教えと親鸞の教え」を開講したりすることで、広く仏教精神を学ぶ機会を提供している(資料1-23~24)。

学生に対しては、入学時のオリエンテーション時に本学の理念・目的を説明するとともに、各種宗教行事にてリーフレットを配布し、周知している(資料1-16)。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学園における中・長期経営計画については、理事長から教職員に対して2018(平成30)年11月19日付けで、学校法人聖徳学園将来構想「グランドデザイン60th」が通知され、「学園の目標」である建学の精神による宗教的情操教育を基盤として、グローバル人材の育成とキャリア教育を有機的にリンクさせることによって、社会性と創造性に富み未来社会を切り拓く人間性豊かな人材の養成を目指すことが明示され、大学、大学院の中・長期計画の基盤となっている(資料1-25)。

大学の中・長期計画については、本学園における中・長期経営計画に基づき、教学マネジメント会議にて策定し、2022(令和4)年4月評議会にて、大学構成員に周知している(資料1-26~28)。加えて、中・長期計画については、教学マネジメント会議から当該年度の事業計画執行状況、翌年度の事業計画書の提出状況及び自己点検・評価等を踏まえた更新・見直しを行うよう、年度毎に依頼している。その後、各責任主体で更新・見直しを行った結果について、教学マネジメント会議にて検証を行っている(資料1-29~32)なお、各責任主体から提出された事業計画書の適切性(実現可能性等)については、財務状況等を鑑み、教学マネジメント会議にて検証の上、法人本部に提出している(資料1-33~34)

大学の中・長期計画に則った対応の具体例としては、経済情報学部及び経済情報研究科では、2018(平成30)年11月19日付で通知された学校法人聖徳学園将来構想「グランドデザイン60th」を受け、経済情報学部及び経済情報研究科の理念・目的を実現するた

め、学則第 51 条及び大学院規則第 6 条に基づき、各年度において中・長期計画、その他の諸施策を設定するとともに、各種委員会、教授会、研究科委員会等にて、検証・改善に向けた議論が行われている(資料 1-35~40)。

また、経済情報学部では、教育の充実と質保証に重点を置き、特に『社会的状況を踏まえた「専門科目」「学際領域科目」の検証』と『初年次教育から一貫したキャリア教育』の方針を立て、実施計画(中・長期計画)を設定し、実施している(資料 1-28、1-32)。

(2) 長所・特色

本学では、建学の精神である仏教精神を理解することに加え、倫理性を培うことを重要視している。そのため、学生に対しては「建学の精神に関する科目」を開設し、「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を全学部で必修科目としている。その効果については、在学生に対する各種アンケート調査や、出席状況調査等で把握している。効果の一例としては、近隣県及び市町の教育長や教育委員会担当者から、教職に就いた卒業生の評価について聴取したところ、人間性について好意的な印象や評価を多数得ていることから、本学の建学の精神を象徴する「以和為貴」をはじめとした、本学の教育方針・効果が現れているものと考察する。

大学構成員全体に対しては、入学生全員及び新規採用教職員が浄土真宗本願寺派本願寺へ参拝する「入学奉告本山参拝」、浄土真宗の宗祖である親鸞聖人の生誕日を機縁として開催する「降誕会の集い」、親鸞聖人の命日を機縁として開催する「報恩講の集い」等の宗教行事や、毎週月曜日の 2 限終了後に「勤行」を行っている。各行事では、仏教についての法話や各学部教育職員からの講話が行われ、これらを通して建学の精神である仏教精神について学ぶ機会としている。

加えて、宗教部報「ともしび」、リーフレット「建学の精神について」等の刊行物、大学ホームページにおいて本学の理念・目的を掲載することで、大学構成員だけでなく社会に対して広く公表している。その他、本学が独自に外部評価を受審した際にも、外部評価委員からは、建学の精神の周知状況や、毎年諸会議及び教職員に対する説明会等で確認機会を設けていることが評価されている。

また、本学の建学の精神である「仏教精神」を具体的にあらわす言葉として「以和為貴」、「平等」、「寛容」、「利他」を掲げ、ステークホルダーに対して平易な解説を行ってきた。さらには、2022(令和 4)年度に聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会で検討を重ね、より一層の平易化を図った。

(3) 問題点

建学の精神に係る認知度の把握や、向上を図るための具体的な施策については、今後の課題と捉えている。

(4) 全体のまとめ

学校法人聖徳学園は仏教精神を基調とした学校教育を行うことを目的としており、大学では建学の精神に則り、各学部・研究科にて教育目的を定め、学則・大学院規則に明示し

第1章 理念・目的

ている。また、理念・目的は、履修要覧、大学ホームページを通して大学構成員、社会に対して周知を行っており、建学の精神については、建学の精神に関する科目（必修科目）である「宗教学Ⅰ」、「宗教学Ⅱ」を開講して学生に周知している。また、大学構成員全体に対しては、宗教行事を行い、仏教についての講演、法話や各学部の教員からの講話を通して、建学の精神である仏教精神について学ぶ場を提供するとともに、社会に対しては、地域・社会連携センター主催の公開講座にて、仏教文化研究所兼任・客員研究員による仏教に関する講座を開講し、2018（平成30）年度からは、履修証明プログラム「釈尊の教え、親鸞の教え」を開講し、社会人に対して仏教精神を学ぶ機会を提供している。

本学の建学の精神である「仏教精神」を示す理念として「以和為貴」、「平等」、「寛容」、「利他」を掲げ、ステークホルダーに対して平易な解説を行ってきた。さらには2022（令和4）年度に聖徳学園宗教委員会、全学宗教委員会で検討を重ね、より一層の平易化を図った。

大学の中・長期計画については、本学園における中・長期経営計画である、「学校法人聖徳学園将来構想グランドデザイン 60th」に則り、教学マネジメント会議にて策定し、2022（令和4）年4月評議会にて、大学構成員に周知している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

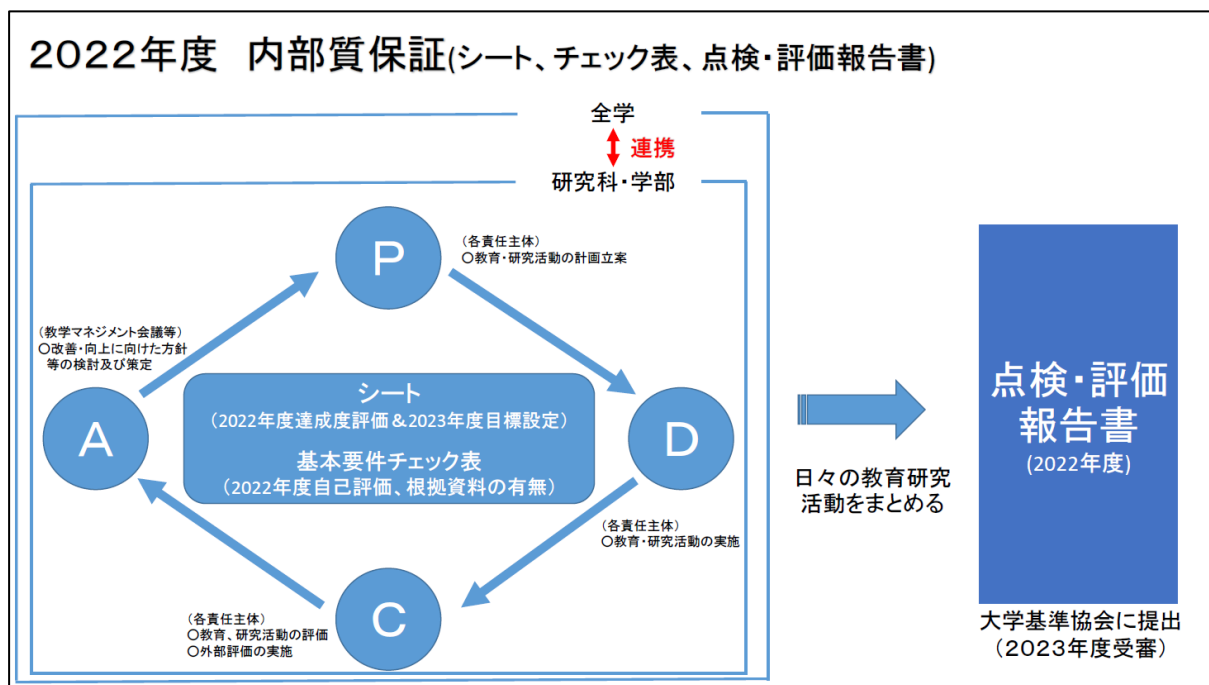
評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
- ・学生の学修成果の水準等を継続的に保証

本学における内部質保証（自己点検・評価）については、学則第60条にて「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、公表している（資料1-4【ウェブ】）。

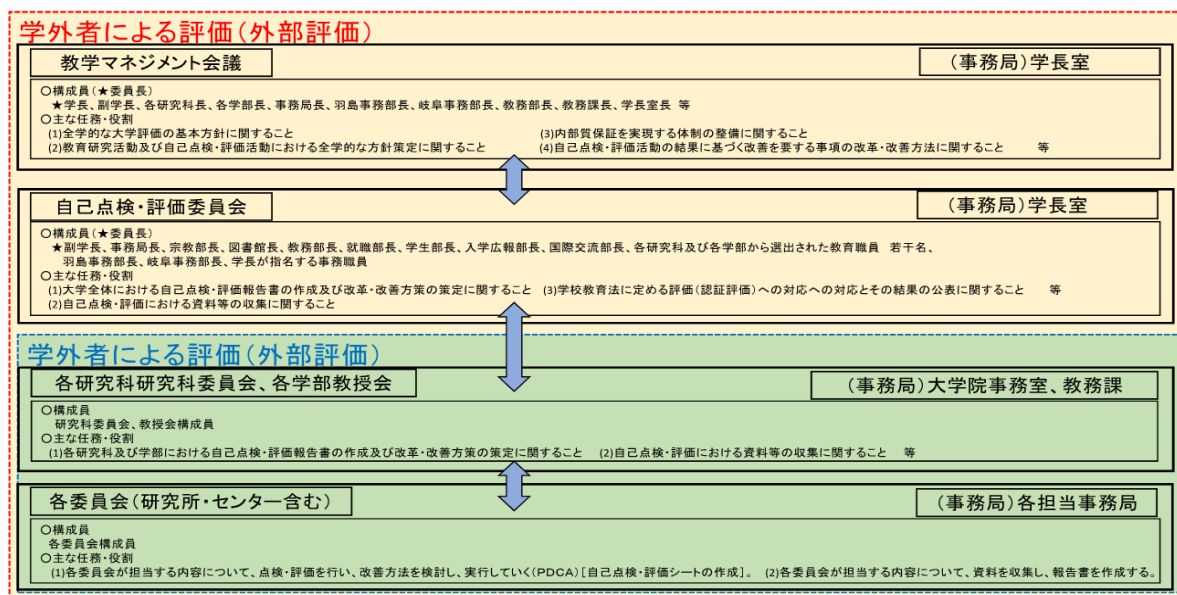
また、内部質保証については、内部質保証に関する方針（含む目標・評価指標）を定めており、同方針に基づき、岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程を設け、本学の内部質保証に関する目的、定義、体制、組織について明示している（資料2-1～2）。

2022（令和4）年度における岐阜聖徳学園大学の内部質保証（自己点検・評価活動）の概要は、下図のとおりである（資料2-3）。



各学部・研究科の自己点検・評価については、各学部教授会及び各研究科委員会規程第4条に基づき、各学部・研究科に自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を行っている（資料1-19～20、2-4）。全学的な自己点検・評価については、学則第60条に基づき、教学マネジメント会議の下に自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を

行っている。自己点検・評価委員会で審議された自己点検・評価結果については、教学マネジメント会議に上程され、教学マネジメント会議に関する規程第3条第1項第6号に基づき、自己点検・評価を改革・改善に結び付けている（資料1-26、2-5）。また、本学の自己点検・評価に係る学内組織の相対関係は、下図のとおりである（資料2-6）。



また、学生の学修成果の水準等を継続的に保証するための取組については、全学生共通事項として、授業出席状況の把握を行っている。特に3回以上連続して欠席した学生については、当該授業を担当する教育職員、若しくは事務職員から当該学生に事情を確認している。さらには、全学生の単位修得状況及び成績評価（秀～失格）、GPA を両キャンパスの教務部教務課にて恒常的に確認することで、学修成果の把握を行っている。なお、成績評価等に問題がある場合は、個人面談を行う等のフォローアップ・フィードバックを適宜実施している。

その他、学内で開講している全ての授業（集中講義除く）で、「学生による授業評価アンケート」を実施しており、その結果等を踏まえ、各個人及びファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会で、教育活動の改善・向上に係る点検・評価を行っている。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制については、岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程第3条に「本学は、前条に掲げる恒常的・継続的プロセスを実現するため、教育研究組織・教育課程、学修成果、学生の受入、修学・生活・進路支援、大学運営、財務等に関する取組について自己点検・評価し、教育研究水準の向上を図り、学長の責任において説明・証明する体制を構築し、運用する。」と明示している（資料2-2）。

また、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成については、自己点検・評価委員会規程に基づき、副学長を委員長とし、事務局長、各部長職、各研究科及び各学部から選出された教育職員若干名、事務部長、学長が指名する事務職員として

いる（資料2-5～6）。なお、本学の自己点検・評価を改革・改善に結び付ける全学的な体制とプロセスは以下のとおりであり、一定の構築・整備は完成したものと捉えている。

1. 各学部・研究科の各委員会委員長は、委員長の責任の下に委員会を開催し、各委員会にて審議された自己点検・評価結果を、当該学部・研究科の自己点検・評価委員会を通して、当該学部教授会・研究科委員会に報告する。
2. 各学部長・研究科長の責任の下に各学部教授会・研究科委員会を開催し、各委員会の自己点検・評価結果を審議し、取りまとめる。その後、学部・研究科全体の自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会に報告する。
3. 副学長の責任の下に全学自己点検・評価委員会を開催し、各学部・研究科の自己点検・評価結果を審議し、取りまとめる。また、全学の自己点検・評価結果として、全学自己点検・評価委員会における自己点検・評価結果を教学マネジメント会議に報告する。
4. 学長の責任の下に教学マネジメント会議を開催し、全学自己点検・評価委員会の報告を基に改革・改善に結び付ける。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、3つのポリシー策定の基本方針を定めており、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の策定に係る基本的な考え方を設定している（資料2-7【ウェブ】）。さらには、同基本方針に基づき、大学全体及び大学院全体の3つの方針（ポリシー）を策定している。また、学部・研究科は、同基本方針及び大学及び大学院全体の方針に基づいて検討を行い、学部・研究科の3つの方針（ポリシー）を公表している（資料2-8【ウェブ】）。

本学では、PDCAサイクルを確実に機能させるため、自己点検・評価シート（本学独自様式）、基本要件チェック表（本学独自様式）を全学及び各学部・研究科委員会で作成し、それぞれの委員会で検証を行いながら、次年度目標、評価指標を作成し、教育研究活動を行っている（資料2-9～10）。

第2章 内部質保証

自己点検・評価シートとは、中・長期計画や各学部・研究科や委員会で設定した目標達成度状況を毎年評価することで、教育研究等の自発的な改善を促す様式である。

基本要件チェック表とは、大学基準協会の評価項目と取組状況を全学的に把握し、各委員会が自発的に改善できるよう促すための様式である。

また、本学の内部質保証システムは、以下のとおり有効的に機能している。

1. 各学部・研究科自己点検・評価委員会から、各委員会委員長に自己点検・評価シート、基本要件チェック表の作成及び教育研究活動の検証を依頼する。
2. 各委員会にて、自己点検・評価シート、基本要件チェック表の作成及び教育研究活動の検証を行う。各委員会は、各学部・研究科自己点検・評価委員会に自己点検・評価シート並びに基本要件チェック表を提出する。
3. 各学部・研究科自己点検・評価委員会にて、自己点検・評価シート、基本要件チェック表に基づき、各委員会における教育研究活動を確認、審査する。
適) 各学部教授会・研究科委員会に自己点検・評価シート、基本要件チェック表を提出する。
否) 各委員会に、コメントを付して自己点検・評価シート、基本要件チェック表を差し戻し、教育研究活動の再検証を依頼する。
4. 各学部教授会・研究科委員会にて、各学部・研究科自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価シート、基本要件チェック表に基づき、各学部・研究科における教育研究活動の検証を行う。
適) 全学自己点検・評価委員会に自己点検・評価シート、基本要件チェック表を提出する。
否) 各学部・研究科自己点検・評価委員会に、コメントを付して自己点検・評価シート、基本要件チェック表を差し戻し、教育研究活動の再検証を依頼する。
5. 全学自己点検・評価委員会にて、全学自己点検・評価シート（各学部・研究科自己点検・評価シート、基本要件チェック表含む。）を確認、審査する。
適) 教学マネジメント会議に自己点検・評価シート、基本要件チェック表を提出する。
否) 各学部教授会・研究科委員会に、コメントを付して自己点検・評価シート、基本要件チェック表を差し戻し、教育研究活動の再検証を依頼する。
6. 教学マネジメント会議にて、全学自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価シート、基本要件チェック表に基づき、全学（各学部・研究科含む。）における教育研究活動の検証を行う。
7. 教学マネジメント会議にて検証した自己点検・評価シート、基本要件チェック表については、指摘事項を付して、各委員会にフィードバックする。教学マネジメント会議からの指摘事項については、各委員会にて次年度の教育研究活動に反映させる。

加えて、本学では2年に1度、全学及び各学部・研究科にて自己点検・評価報告書を作成し、本学の内部質保証の信頼性と妥当性を高めるために、学外者による評価（外部評価）を実施しており、前回は2021（令和3）年度に受審している（資料2-11）。

前回の外部評価受審結果については、評価できる事項及び改善を要する事項に整理し、

全学自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議にて報告を行うとともに、評議会経由で各学部・研究科に対して説明を行った（資料2-12～13）。

また、前回の外部評価委員からの意見（提言）を踏まえ、各学部等にて改善・向上に向けた取組を検討し、改善に向けた取組を進めている。その検討結果及び改善に向けた取組については、全学自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議にて審議・承認が為されたところである（資料2-14～15）。

本学における内部質保証（自己点検・評価）での改善・向上に向けた具体的な取組としては、2019（令和元）年度の外部評価にて指摘を受けた、「どのように学修成果と教育の成果を把握・可視化するのか」について進めている。具体的には、3つの方針に基づいた学修成果と教育成果を把握・可視化するため、以下3点の取組を実施している（資料2-16）。

1. 学修成果・教育成果の把握・可視化のためのアセスメントプランの運用
2. 教学マネジメントを支える基盤である IR 機能の向上
3. 学修成果・教育成果の公表に向けた対応

その結果として、2020（令和2）年度には、学修成果の評価に関する方針（アセスメントプラン）が大学及び大学院で策定され、2021（令和3）年度以降の学部・研究科入学生については、同アセスメントプランに基づき、3つのポリシーに対応した機関・教育課程・科目レベルにおける学修成果の測定と把握を開始した（資料2-17～18【ウェブ】）。今後は、測定した様々なデータを岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会等で精査し、教育成果の検証及び改善を図るとともに、その結果等を社会に公表することを目標としている。

さらには、今後3つの方針を通じた学修目標、教育課程、授業が体系的・組織的に編成されるようにシラバス、カリキュラムマップ・科目ナンバリングを有効に活用し、特色や問題点を可視化するとともに、点検・評価を行い、当該結果を改善・向上につなげるシステムを構築する必要がある。そのため、同改善・向上に向けた取組については、中央審議会大学分科会の教学マネジメント指針等を踏まえて、検討を重ねているところである。

その他、2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、全学及び各学部・各研究科等における全ての委員会の自己点検・評価活動にて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響により、前年度に定めていた次年度目標や評価指標の達成が難しくなった場合に限り、特別措置を講じている。当該対応の実態としては、自己点検・評価シートの自己評価理由・改善計画欄に、当該事案に係る詳細等を付記することで、本学の内部質保証組織である自己点検・評価委員会並びに教学マネジメント会議にて、適切な現状把握を行っている。

また、当該対応に係る検証事例としては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として全学的に導入された、遠隔授業に係る学修効果の内部質保証が挙げられる。具体的には、2021（令和3）年5月開催の岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会にて、「過去4年間の1年生修了次におけるGPAと単位取得数を比較分析した結果、遠隔授業の導入によって成績が低下した可能性は低いと考えられる」と結論づけた。そのため、本学が行った遠隔授業等の各種対応については、教育の質の維持及び向上の観点から適切であったと判断できる（資料2-19～20）。

本学の内部質保証システムが改善・改革の好循環に繋がった具体例としては、コンプライアンス推進委員会が挙げられる。過去に教学マネジメント会議から指摘事項（モニタリ

ング調査の適切な実施)を付され、当該指摘事項を踏まえて、コンプライアンス推進委員会にて改善・改革が図られた結果、適切にモニタリング調査等が行われるよう体制整備の上、不正防止に関する取組の充実が図られた。また、目標をより具体的にするとともに、評価指標を2段階評価から4段階評価に変更することで、詳細に設定された(資料2-21~22)。

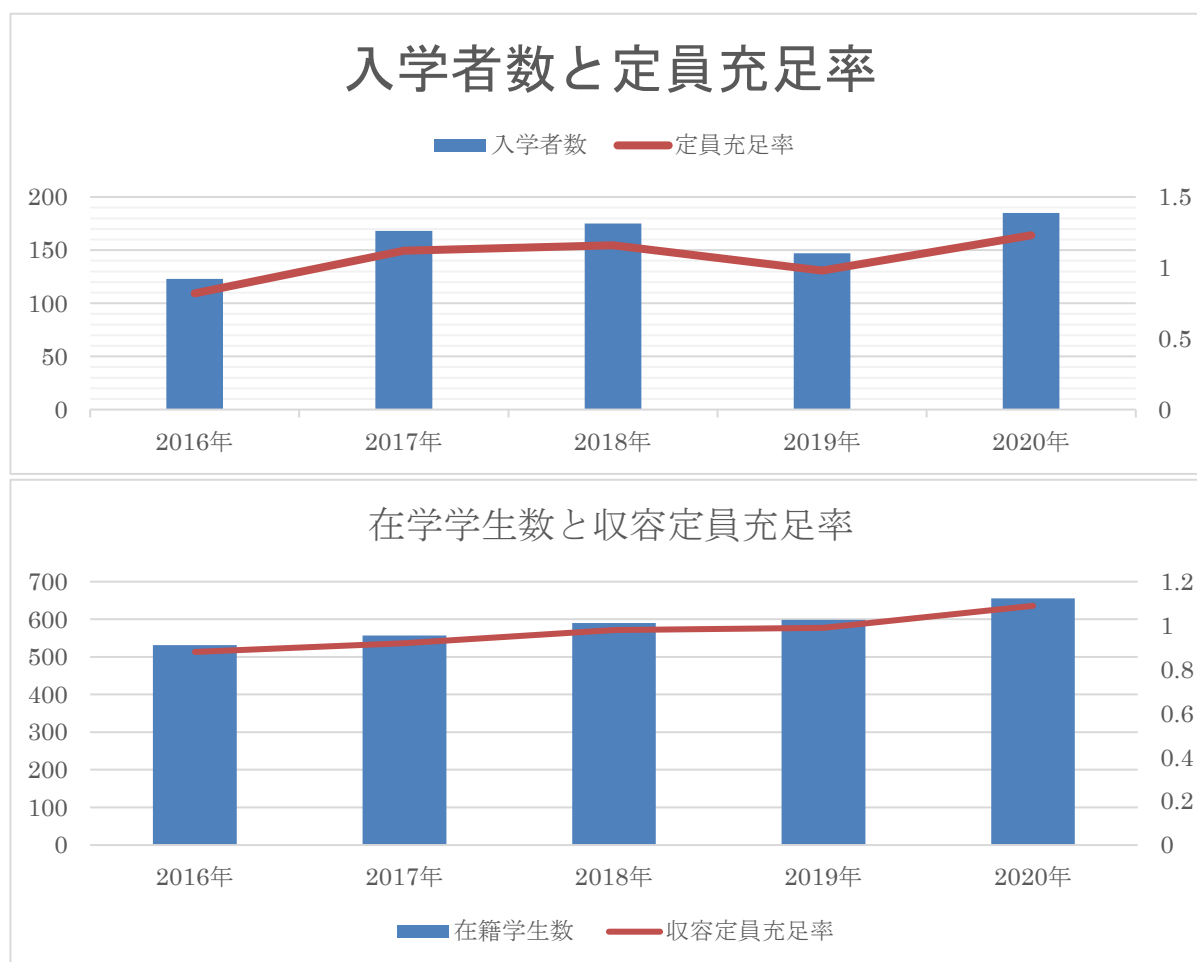
なお、2022(令和4)年度に行った全学的な本学の内部質保証(自己点検・評価)活動については、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議にて検証を行っている(資料2-23)。

2016(平成28)年度の機関別認証評価受審後、認証評価機関(大学基準協会)からの指摘事項があり、4つの努力課題と1つの改善勧告が付され、改善報告を求められた。改善勧告については次のとおりである。

5. 学生の受け入れ

経済情報学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均0.79、収容定員に対する在籍学生数比率が0.75と低いので、是正されたい。

改善勧告については、経済情報学部にて積極的な広報活動や教育方法の工夫等を行い、学生の受入改善を図った。その結果については、以下グラフのとおりである。



また、指摘事項(努力課題)に対しては部長会・学部長会・評議会で議論を行うとともに、自己点検・評価委員会にて対応状況を確認の上、改善を図った。以上のように対応を

進め、2020（令和2）年8月31日に、大学基準協会に対して第2期大学評価「改善報告書」を提出した（資料2-24【ウェブ】）。その結果、2021（令和3）年3月24日付けで「改善報告書検討結果」を受領している（資料2-25【ウェブ】）。ただし、指摘事項（努力課題）の内、改善が不十分な事項として、「1年間に履修できる単位数の上限」及び「大学院（国際文化研究科・経済情報研究科）の収容定員に対する在籍学生数比率」については、更なる対応が求められているため、引き続き改善・向上を図っていく。

加えて、令和3年5月7日文部科学省令第25号に基づき、教育職員免許法施行規則第22条の7及び8が改正されたことを受け、2022（令和4）年度から教職課程に関する自己点検・評価を実施すべく、本学の教員養成カリキュラム委員会を中心として、自己点検・評価活動を実施している（資料2-26～27）。

また、本学における自己点検・評価結果については、ホームページで公表している（資料2-28【ウェブ】）。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学における本格的な自己点検・評価に関する取組は1992（平成4）年4月からであり、1995（平成7）年3月には「聖徳学園岐阜教育大学の現状と将来像－自己評価報告書－」を作成した。1999（平成11）、本学は大学基準協会の賛助会員となり、2000（平成12）年4月から自己点検・将来構想委員会を自己点検・評価委員会に改組し、点検・評価に力点をおいた活動を行った。2002（平成14）年には大学基準協会の正会員として加盟登録し、「岐阜聖徳学園大学の現状と展望－大学基準協会「加盟判定審査用調書」－」を刊行した。2009（平成21）年には、第1期大学評価（認証評価）を大学基準協会に申請し、大学評価基準を満たしていると評価された。また、2016（平成28）年度には第2期大学評価（認証評価）を受審し、大学基準に適合していると認定された（認定期間：2017（平成29）年4月1日～2024（令和6）年3月31日）。

認証評価に関する内容は、大学ホームページ上で公表している（資料2-28【ウェブ】）。

加えて、令和3年5月7日文部科学省令第25号に基づき、教育職員免許法施行規則第22条の7及び8が改正されたことを受け、学内にて「全学的に教職課程を実施する組織体制整備に関する検討委員会（以下「検討委員会」）」及び「教職センター設置準備委員会（以下「委員会」）」を設置し、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にわたって、具体的な検討を進めてきた。また、前述の検討委員会及び委員会からの答申を踏まえ、既存の教育研究組織及び事務組織を再編しつつ、2023（令和5）年度からは、附置研究所として両キャンパスに「教職教育センター」を開設し、「教職教育センター運営委員会」及び「教職教育センター専門部会」を設けることとしている。さらには、同センター及び運営委員会にて、2022（令和4）年度に教員養成カリキュラム委員会を中心として実施

した、全学的な教職課程の自己点検・評価を引き継ぐ予定である。

本学における情報公表については、大学ホームページ上に「教育情報公表」のページを設け、学校教育法施行規則（2022（令和4）年10月1日付け改正）第172条の2に則り、情報を公表している。情報公表に関しては、IR推進委員会（IR推進室）が主管となって大学ホームページの更新手続きを進めると共に、正確かつ最新の情報を公表している。なお、本学の公表内容については次のとおりである（資料2-29【ウェブ】）。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること
2. 教育研究上の基礎組織に関すること
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
4. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
10. 社会貢献活動
11. 財務情報
12. 学部の設置認可申請書・設置計画履行状況報告書、認証評価、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報、修学支援申請書

財務状況については、「私立学校振興助成法」第14条等に基づいて学校法人聖徳学園ホームページにて学園の事業報告、消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表及び監査報告書等を過年度分も含めて公表している。さらに、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表に関しては、3か年比較を行うことで、過去からどのように推移しているか示している（資料2-30【ウェブ】）。

また、外部からの情報公開請求に関しては、情報公開に関する取扱規程に基づいて手続きを行う（資料2-31）。

情報公表の実施については、IR推進委員会（IR推進室）が主管となって、大学ホームページの更新手続きを進め、公表にあたっては正確な情報及び最新の情報であることを確認している。なお、財務状況については、法人本部事務局（財務・経理部 財務経理課）が中心となって確認している。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- | |
|---|
| <p>評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用</p> <p>評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上</p> |
|---|

本学では、2018（平成30）年度から岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程第4条に基づき、教学マネジメント会議、自己点検・評価委員会、各学部教授会（各研究科委員会含む）が連携して自己点検・評価を行い、改革・改善に結び付ける活動を行っている（資料2-2）。

また、点検・評価項目③でも述べたとおり、PDCAサイクルを機能させるため、自己点検・評価シート（本学独自様式）、基本要件チェック表（本学独自様式）を全学及び各学部・研究科の委員会で作成し、各委員会で検証を行いながら、最終的に大学全体としての次年度目標、評価指標を作成し、教育研究活動を行っている（資料2-9～10、2-23）。

この内部質保証に関する規程に基づいた取組は、2022（令和4）年度に5年目を迎え、内部質保証システムの適切性については、年度毎に点検・評価を行っており、さらなる改善・向上に向けた材料等が揃ってきたところである。

2021（令和3）年度の外部評価にて、内部質保証体制の適切性及び有効性については、外部評価委員から「全学内部質保証推進組織・学内体制は十分整備されており、完成度の高いシステムを構築している」との評価を得ており、教学マネジメント会議及び自己点検・評価委員会を中核とした現状の体制を継続し、さらなる改善・向上を図ることを確認している（資料2-11、2-14～15）。

（2）長所・特色

本学では、点検・評価項目③でも述べたとおり、PDCAサイクルを確実に機能させるため、自己点検・評価シート（本学独自様式）と基本要件チェック表（本学独自様式）を全学及び各学部・研究科の委員会で作成し、それぞれの委員会で検証を行い、その後、全学自己点検・評価委員会にて点検・評価を行う。最終的には教学マネジメント会議にて全学自己点検・評価委員会から提出されたものを点検・評価している。また、点検・評価の結果、教学マネジメント会議から指摘事項を付された場合は、その内容を踏まえ各委員会にて次年度の教育研究活動の改善・改革を行うこととしている。

この本学の内部質保証システムを確実に機能させることにより、全学及び各学部・研究科の目標や評価指標がより具体化し、さらには改善・改革の好循環に繋がっていることが成果として挙げられる。

なお、本学の内部質保証システムが改善・改革の好循環に繋がった具体例としては、コンプライアンス推進委員会が挙げられる。過去に教学マネジメント会議から指摘事項（モニタリング調査の適切な実施）を付され、当該指摘事項を踏まえて、コンプライアンス推進委員会にて改善・改革が図られた結果、適切にモニタリング調査等が行われるよう体制整備の上、不正防止に関する取組の充実が図られた。また、目標をより具体的にするとともに、評価指標を2段階評価から4段階評価に変更することで、詳細に設定された。コンプライアンス推進委員会のような改善例は、外国語学部教授会や経済情報学部実習委員会などでも見られる。

本学の自己点検・評価活動の開始当初、教学マネジメント会議からの指摘事項は、誤字脱字等の修正が中心であったが、現在では具体的な目標と評価指標の設定による、自己点検・評価シートと基本要件チェック表に基づいた点検・評価を行っており、内部質保証システムを機能させる有効な手段となっている。また、2021（令和3）年度の外部評価で

は、本学の内部質保証体制の適切性及び有効性について、外部評価委員から「全学内部質保証推進組織・学内体制は十分整備されており、完成度の高いシステムを構築している」との評価を得ており、教学マネジメント会議及び自己点検・評価委員会を中核とした現状の体制を継続し、さらなる改善・向上を図ることを確認している。

(3) 問題点

大学基準協会から受領した「改善報告書検討結果」にて、改善が不十分な事項として、「1年間に履修できる単位数の上限」及び「大学院（国際文化研究科・経済情報研究科）の収容定員に対する在籍学生数比率」について、更なる対応が求められている。

特に大学院（国際文化研究科・経済情報研究科）の定員充足状況については、前回の期間別認証評価以降、十分な改善が行われたとは言い難い。ただし、同件に係る今後の具体的な対応等については、第5章（学生の受け入れ）にて詳述する。

(4) 全体のまとめ

本学では、学則第60条に「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。

また、内部質保証に関する全学的な方針として、内部質保証に関する方針を定めており、同方針に基づき、岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程を設け、第1条に「岐阜聖徳学園大学学則第1条に掲げる目的達成及び理念の実現のため、岐阜聖徳学園大学の教育研究・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究の水準を保障し向上させることを目的とする」と明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制については、岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程に定め、全学的な方針と内部質保証に関する規程に基づき、教学マネジメント会議、自己点検・評価委員会、各学部教授会（各研究科委員会含む）が連携し、重層的な体制を整備している。

内部質保証システムについては、PDCAサイクルを機能させるため、「自己点検・評価シート（本学独自様式）」、「基本要件チェック表（本学独自様式）」を全学及び各学部・研究科委員会で作成し、それぞれの委員会で検証を行いながら、次年度目標、評価指標を作成する形で教育研究活動を行っており、内部質保証システムは有効に機能している。

内部質保証体制の適切性及び有効性については、2021（令和3）年度の外部評価にて外部評価委員から「全学内部質保証推進組織・学内体制は十分整備されており、完成度の高いシステムを構築している」との評価を得ており、教学マネジメント会議及び自己点検・評価委員会にて現状の体制を継続し、さらなる向上に努めることを確認している。

また、令和3年5月7日文科科学省令第25号に基づき、教育職員免許法施行規則第22条の7及び8が改正されたことを受け、2022（令和4）年度から教職課程に関する自己点検・評価を実施すべく、本学の教員養成カリキュラム委員会を中心として、自己点検・評価活動を実施している。2023（令和5）年度からは、附置研究所として両キャンパスに「教職教育センター」を開設し、「教職教育センター運営委員会」及び「教職教育センター専門部会」を設けることとしている。さらには、同センター及び運営委員会にて、全

学的な教職課程の自己点検・評価を引き継ぐ予定である。

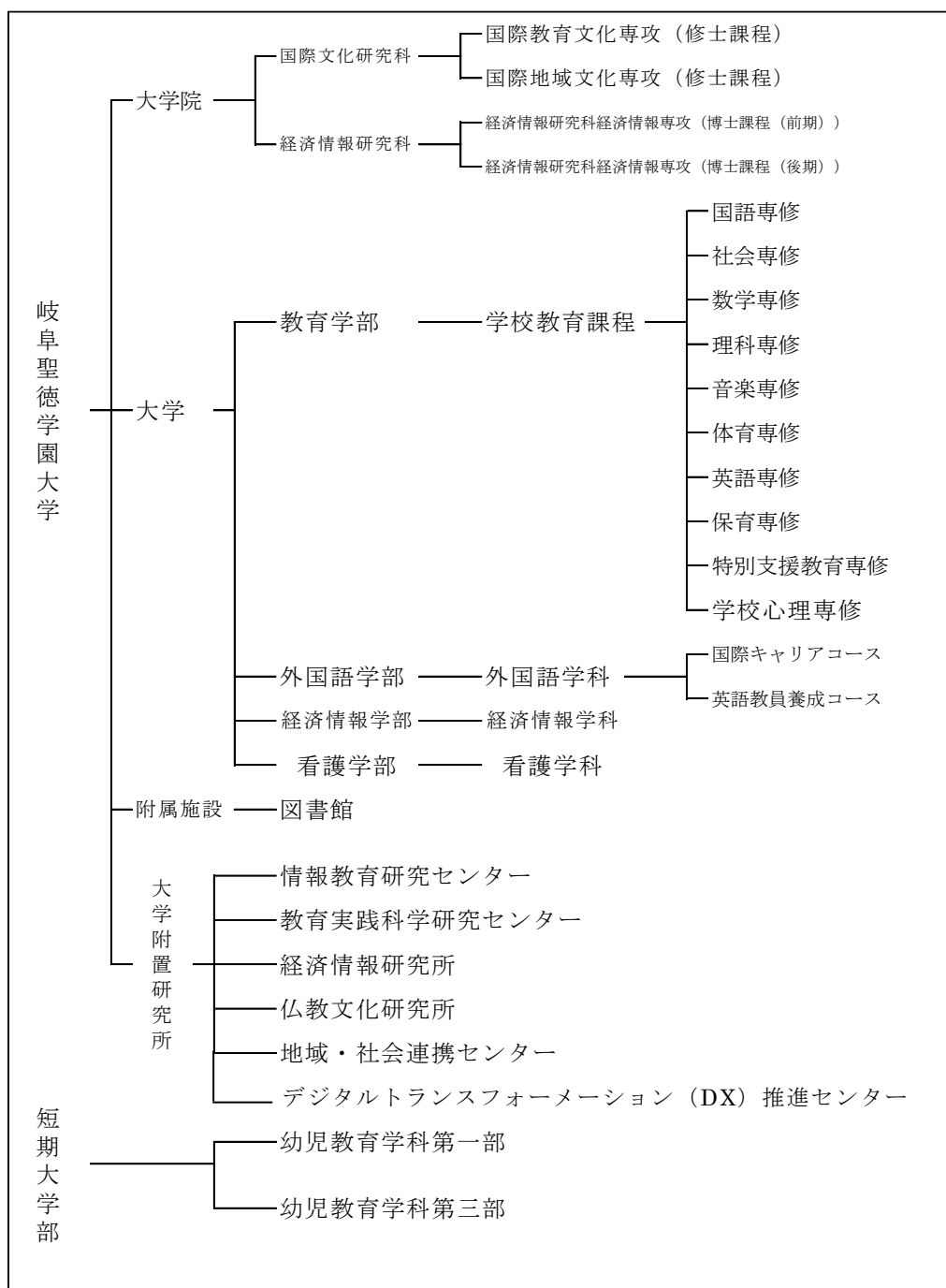
教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、学校教育法第109条、私立学校法第47条、学校教育法施行規則第172条の2に則り、IR推進委員会（IR推進室）が主管となって大学ホームページの更新手続きを進めると共に、正確かつ最新の情報を公表している。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
 評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
 評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮



本学では2022（令和4）年4月現在、教育学部学校教育課程、外国語学部外国語学科、経済情報学部経済情報学科、看護学部看護学科の4学部1課程3学科に加え、国際文化研究科国際教育文化専攻（修士課程）、国際文化研究科国際地域文化専攻（修士課程）、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（前期））、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（後期））の2研究科4専攻を設置し、岐阜キャンパスに短期大学部を併設している。

これらの学部及び研究科の目的は、岐阜聖徳学園大学学則、岐阜聖徳学園大学大学院規則に定めている（資料1-4～5【ウェブ】）。

教育学部学校教育課程では、建学の精神に則り、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指している。同課程内には、国語、社会、数学、理科、音楽、体育、英語、保育、特別支援教育、学校心理の10専修を設けている。長年優秀な小・中学校教員を輩出してきた実績をもとに、倫理観や使命感など、教員としての資質を伸ばす教育に注力することで、子どものこころを正しく理解し、子どもの個性や能力を引き出すことのできる洞察力と包容力を持った、人間性豊かな教員を養成している。

外国語学部外国語学科では、建学の精神に則り、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指し、国際キャリアコースと英語教員養成コースを設けている。国際キャリアコースでは、高い英語コミュニケーション能力を習得するとともに、さまざまな社会情勢や異文化についての幅広い教養を身に付け、自分の意見を世界に発信できる真の国際人を養成している。英語教員養成コースでは、英語の機能をよく理解し、語学教育の論理的な知識を持った英語教員を養成している。

経済情報学部経済情報学科では、建学の精神に則り、社会で役立つ実践的な経済・経営・情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指している。通常の講義に加えて、地域企業と連携協定を結び、企業人による講義を取り入れる体制を導入することで、経済・経営・情報分野の知識・技能を身に付け、社会貢献し、社会の発展のために尽くそうという意欲的な人材を育成している。

看護学部看護学科では、建学の精神に則り、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目指し、教育・研究に取り組んでいる。

大学院国際文化研究科は、わが国及び世界の教育文化と、わが国と密接な関係にある世界の地域文化に関する学際的な教育・研究を行うことにより、急速に進展する国際化に対応して、国内外で積極的に貢献できる高度専門職業人を養成することを目的とし、国際教育文化専攻と国際地域文化専攻の2専攻を設けている。国際教育文化専攻では、「国際教育」と「教育文化」の2つの研究分野を設け、とくに学校やその他の教育機関にて、国際理解・国際交流・海外及び帰国日本人子女教育・在日外国人子女教育等を推進するために、積極的に活躍し得る高度専門職業人及び研究者を養成し、併せて現職教員を含めた社会人の国際理解への再教育を目指している。国際地域文化専攻では、「アメリカ文学」、「中国文化」、「日本文化」の3つの研究分野を設け、日本と特に関係の深いアメリカ及び中国を含む環太平洋圏諸地域の文化の研究を深め、これらを通じて、官公庁・企業・団体・学校等を含めた国内外の各方面にて、主に国際的文化交流に深い理解をもって積極的に活動できる高度専門職業人及び研究者を養成し、併せて社会の国際理解への再教育に貢献するこ

とを目指している。

大学院経済情報研究科は、学際的多様性を土台に、高度情報化社会の今日的課題に対応して活躍できる人材を育成することで社会に貢献することを目的とし、経済情報専攻博士課程（前期）及び経済情報専攻博士課程（後期）を設けている。博士課程（前期）では、企業経営や資源環境問題などの今日的課題に対応することのできる人材を育成することを目的としている。博士課程（後期）では、現実社会の諸課題を解決する方策を究明して行く研究能力の育成を図り、日本経済及び世界経済の発展の道を理論的に提示できる研究者・専門職業人を養成することを目的としている。

以上のことから、本学の理念・目的と、学部及び研究科の構成は適合していると判断している。また、各学部及び研究科（専攻）ごとに、人材養成及び教育研究上の目的（教育目標）を定め、ホームページ等で公表している（資料3-1【ウェブ】）。

本学は附属施設として、それぞれのキャンパスに図書館を設置し、その目的については図書館規程に定めている（資料3-2）。

本学は教育・研究施設（大学附置研究所）として、情報教育研究センター、経済情報研究所、教育実践科学研究センター、仏教文化研究所、地域・社会連携センターを設置し、その目的については、情報教育研究センター規程、経済情報研究所規程、教育実践科学研究センター規程、仏教文化研究所規程、地域・社会連携センター規程にそれぞれ明確に定めている（資料1-2【ウェブ】、3-3～7）。

さらには、2022（令和4）年4月に、社会的要請から急務とされている、数理・データサイエンス教育研究に対応するために、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターを新たに設置し、その目的をデジタルトランスフォーメーション（DX）推進センター規程に定めている（資料3-8）。

また、各センター及び研究所の目的については、以下のとおりである。

1. 情報教育研究センター

情報処理・情報教育研究の向上と発展に寄与することを目的とする。

2. 経済情報研究所

経済、経営、情報等の各分野に関する事業を行い、その発展に寄与することを目的とする。

3. 教育実践科学研究センター

本学教職員のほか、学外教育職員・研究者及びその他教育関係者の協力を得て、学校及び社会における教育実践に関する科学的研究を推進し、かつその成果を本学における教育職員養成の充実に資するとともに、広く教育界に普及することにより教育実践の全般的な発展に貢献することを目的とする。

4. 仏教文化研究所

本学の建学の精神を体し、仏教文化及びその関連領域に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を行い、もって学術研究の向上に寄与することを目的とする。

5. 地域・社会連携センター

大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産などを学外に公開・開放するとともに地域との連携協力により社会に貢献することを目的とする。

6. デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センター

デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に関連する教育研究を行い、もって DX に関連する科学技術分野の教育研究の進展に資することを目的とする。

なお、本学では学則第 61 条に基づき附属幼稚園、附属小学校、附属中学校を設置している。学園設置校間の連携については、設置校の接続強化を図り、もって設置校相互の発展に資することを目的として、本学園に聖徳学園設置校教学連絡協議会を設置しており、学園設置校間の教育・研究等について充実を図るための議論がなされている（資料 3-9）。一方で、今後の少子高齢化社会を学校法人聖徳学園として乗り切るためには、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び系列校である岐阜聖徳学園高等学校とも一層の連携強化・関係構築を図り、設置校間の進学接続等を促す連携事業を実施する必要がある。今後は、法人本部を通じて大学側から別途協議の機会を設ける等、積極的なアプローチが必要である。

その他、教職課程等を置く場合における全学的な実施組織については、組織間の調整機能を重視した全学委員会組織（教員養成カリキュラム委員会）を設置し、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備している（資料 3-10）。また、令和 4 年 4 月から教職課程の自己点検・評価の義務化に伴い、自己点検・評価についても同委員会にて実施している。一方で、同委員会は各学部や各課管理職による委員構成のため縦割りとなり、学部での検討事項の追認にとどまり、全学的な視点から教職課程に関する方針決定や改革・改善が難しい状況であった。そのため、教職課程を全学的により有効に機能させるために、2023（令和 5）年 4 月を目途として、教職教育センターの設置について検討・準備している（資料 3-11）。

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の学部における教育研究組織の適切性については、学則第 51 条に基づき、教授会にて検証、検討を行っている（資料 1-4【ウェブ】、1-19）。その後は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定している（資料 1-27、3-12～13）。

研究科では、大学院規則第 6 条に基づき、研究科委員会にて検証、検討を行っている（資料 1-5【ウェブ】、1-20）。その後は、学長を委員長とする大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定している（資料 3-14）。

附属施設では、全学図書委員会、部長会及び学部長会の議を経て、評議会にて検証、検討を行っている（資料 1-27、3-12～13、3-15）。

教育・研究施設では、各研究所・センター運営委員会、部長会及び学部長会の議を経て、評議会にて検証、検討を行っている(資料1-27、3-3～8、3-12～13)。

教育研究組織の適切性に係る点検・評価を行い、改善・向上を図った具体例として、外国語学部にて、小学校学習指導要領の改訂に伴い、小学校への英語教育の導入が本格化し、従来以上に小学校から大学までの一貫した英語教育が社会に求められていることから、外国語学部のコース名変更を行い、2019(平成31)年度入学生以降は、中等英語教員養成コースから英語教員養成コースに名称変更を行った(資料3-16～18)。

また、教育実践科学研究センターでは、教育課程の編成に係る業務を円滑に遂行するため、事務組織の変更と併せて、業務内容を2019(令和元)年12月部長会、学部長会の議を経て、評議会にて見直しを行っている(資料3-19～22)。

さらには、2022(令和4)年4月に、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進センターを設置しており、当該教育研究組織の適切性及び点検・評価、改善・向上については、今後他の教育・研究施設と同様に、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進センター運営委員会、部長会及び学部長会の議を経て評議会で行っていく予定である。

また、2018(平成30)年11月に、学校法人聖徳学園将来構想ランドデザイン60thが理事長から教職員に対して通知されており、教育研究組織については、学校法人聖徳学園将来構想ランドデザイン60thに基づき、教育研究・管理運営等の質向上を図ることを目的として、教学マネジメント会議にて2021(令和3)年度から継続的に議論が進められ、2023(令和5)年2月評議会にて、聖徳学園ランドデザイン60thに係る将来構想の事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」について示されたところである(資料3-23～24)。

加えて、前述の教職教育センター設置の検討にあたっては、新たに教職教育センターを設けるだけでなく、既存の教育実践科学研究センターが果たしてきた機能を、教職教育センターが引き継げるよう準備している。教職教育センター設置の目的を踏まえ、これまで築き上げた教育実践科学研究センターの功績等を、教職教育センターで有効活用し、合理的なスクラップ&ビルドができるよう調整を図っている。そのため、教育実践科学研究センターは、令和5(2023)年3月31日をもって廃止となる予定である(資料3-11)。

(2) 長所・特色

本学は、建学の精神である仏教精神を基調とした教育を行い、教養を培い、広く知識を授けるとともに、専門分野を教授研究し、それぞれの学部の特色を發揮し、現代社会における有為な人材を育成することを目的としている。この理念・目的を実現していくために学部・研究科、附属施設、附置研究所等を設置している。

学部・研究科については、2018(平成30)年11月に、学校法人聖徳学園将来構想ランドデザイン60thが理事長から教職員に対して通知され、教育研究組織については、学校法人聖徳学園将来構想ランドデザイン60thに基づき、教育研究・管理運営等の質向上を図ることを目的として、教学マネジメント会議にて2021(令和3)年度から継続的に議論が進められ、2023(令和5)年2月評議会にて、聖徳学園ランドデザイン60thに係る将来構想の事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」について示されたところである。

附置研究所については、2022（令和4）年4月に、社会的要請から急務とされている数理・データサイエンス教育研究に対応するために、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターを設置し、学内外の数理・データサイエンス教育研究の推進と、教育研究活動等におけるDX化を進めている。

また、教育実践に関する科学研究を推進し、かつその成果を教育職員養成の充実に資することを目的とした教育実践科学研究センターの機能と、これまで教職課程等の質の向上を図ってきた教員養成カリキュラム委員会の役割を取り込むことで、全学的な視点から教職課程の方針決定や、改革・改善を進められる教職教育センターとなるよう、発展的な変更設置に向けた準備を進めている。

以上のように本学の理念・目的を実現していくため、学部・研究科、附属施設、附置研究所等の設置を含めた適切性の検証及び改善・向上は、適切に進められている。

（3）問題点

聖徳学園設置校教学連絡協議会を設置し、学園設置校間の教育・研究等について充実を図るための議論を継続的に実施しているが、学校法人聖徳学園として、今後の少子高齢化社会を乗り切るためには、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び系列校である岐阜聖徳学園高等学校とより密接な関係を構築し、連携を強化する必要がある。

（4）全体のまとめ

教育研究組織については、2022（令和4）年4月現在、教育学部学校教育課程、外国語学部外国語学科、経済情報学部経済情報学科、看護学部看護学科の4学部1課程3学科に加え、国際文化研究科国際教育文化専攻（修士課程）、国際文化研究科国際地域文化専攻（修士課程）、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（前期））、経済情報研究科経済情報専攻（博士課程（後期））の2研究科4専攻を設置し、岐阜キャンパスに短期大学部を併設している。

学部における教育研究組織の適切性については、学則第51条に基づき、教授会を置き、検証、検討を行っている。その後は、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学長を議長とする評議会で審議し、最終的に学長が決定している。

研究科では、大学院規則第6条に基づき、研究科委員会を置き、検証、検討を行っている。その後は、学長を委員長とする大学院委員会で審議し、最終的に学長が決定している。

また、附属施設として図書館を、教育・研究施設（大学附置研究所）として、情報教育研究センター、経済情報研究所、教育実践科学研究センター、仏教文化研究所、地域・社会連携センターを設置している。直近では、2022（令和4）年4月に、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターを設置した。さらには、2023（令和5）年4月に、本学の教職課程を全学的により有効に機能させるため、教職教育センターの設置を予定している。

附属施設及び教育・研究施設（大学附置研究所）の適切性については、当該全学委員会、各研究所・センター運営委員会及び評議会（部長会・学部長会含む）にて検証を行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では建学の精神に則った人材育成を行うため、大学全体の卒業の認定に関する方針及び大学院全体の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ等で以下のとおり公表している（資料4-1～2【ウェブ】）。

大学全体 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

岐阜聖徳学園大学は、建学の精神にのっとり、主体的に考え、行動し、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士の学位を授与します。

- ・人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養）
- ・専門分野における高度な知識・技能を身に付け、状況に応じて適切に活用することができる。（専門的知識）
- ・多様な他者や文化に真摯に向き合い、相互理解に向けて主体的にコミュニケーションをとることができる。（他者理解）
- ・専門分野における国内外の多様な諸問題に幅広く関心をもち、問題解決に向けて他者と連携・協働し、専門性を発揮することができる。（地域・社会貢献）
- ・自立した職業人・社会人としての使命感と責任感をもち、自ら継続的に知識の習得と研鑽に努めることができる。（自己形成・自己啓発）
- ・いのちを尊重する豊かな人間性、高い倫理観、自己の能力を社会に還元する強い志によって、社会人としての規範に従って行動できる。（態度）

大学院全体 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

岐阜聖徳学園大学大学院は、建学の精神にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し研究者及び社会に貢献できる有能な専門職行人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、各研究科・専攻の定める要件を身に付け、所定の教育課程を修めた者に学位を授与します。

各学部・研究科におけるディプロマ・ポリシーは、大学全体又は大学院全体のディプロマ・ポリシーを踏まえて設定しており、大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーと併せて学生に配付する履修要覧に明記している。また、ホームページ等で以下のとおり公表し、学生、保護者、本学構成員、社会に広く周知している（資料1-9、2-8【ウェブ】）。

例えば、看護学部及び国際文化研究科のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

看護学部 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学部は、建学の精神にのっとり、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材の養成を目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に学士（看護学）の学位を授与します。

- 1 人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養）
- 2 自分と他者に対して素直に向き合い、寛容の心をもって相互関係を築くことができる。（他者理解・コミュニケーション能力）
- 3 専門的知識や技術を統合・汎用し、科学的根拠に基づいて多様な人々に対して柔軟かつ創造的に看護を実践することができる。（専門的知識・発展）
- 4 対象の最善の利益を追求する同一目的集団であることを常に認識し、保健・医療・福祉・教育・行政等の多職種と連携・協働し、地域社会に貢献できる。（地域・社会貢献）
- 5 看護に対する情熱や使命感と国際的視野をもち、自立した看護専門職として継続的に自己研鑽できる。（国際理解・自己形成・自己啓発）
- 6 いのちを尊重する豊かな人間性、高い倫理観、自己の能力を社会に還元する強い志によって、社会人としての規範に従って行動できる。（態度）

国際文化研究科 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

国際教育文化専攻

国際文化研究科国際教育文化専攻は、本学の目的にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に修士（国際文化）の学位を授与します。

- 1 国際教育に関する高度な専門的知識を修得し、教育実践面で応用できる。（国際教育）
- 2 国際的教養の修得を基礎に、自ら研究課題を見出して主体的に学習できる。（国際的教養）
- 3 豊かな言語能力と表現力を修得し、教育活動に実践できる。（言語能力）
- 4 国際社会が解決すべき課題を主体的に考え、社会に貢献する教養人としての確かな行動ができる。（自己形成）
- 5 高度な専門的知識とコミュニケーション能力を修得し、社会人として有効な役割を果たすことができる。（態度）

国際地域文化専攻

国際文化研究科国際地域文化専攻は、本学の目的にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者及び社会に貢献できる有能な専門職業人を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に修士（国際文化）の学位を授与します。

- 1 アメリカ・中国・日本の文化について、文学・歴史・社会・思想・言語など重点的な研究対象としている分野において、高度な専門的知識を修得し、それらを現代社会と関連づけて理解できる。(専門的知識)
- 2 アメリカ・中国・日本について修得した専門的知識を基礎に、自らの研究課題を見出して主体的に学習できる。(自己形成)
- 3 アメリカ・中国・日本の文化を研究し、さらには環太平洋圏諸地域の文化も視野において、相互の文化を比較研究することによって、専門とする地域文化への真の理解ができる。(地域理解)
- 4 国際的視野と感覚を持ち、専門とする地域の言語を使って、専門とする地域の文化について、創造的な分析、発信ができる。(態度)

大学全体・大学院全体のディプロマ・ポリシー及び各学部・研究科のディプロマ・ポリシーともに、2014(平成26)年度に、中央教育審議会が2008(平成20)年度に発出した学士課程教育の構築に向けて(答申)を踏まえた適切性の検証を行い、具体的な学習成果を明示したディプロマ・ポリシーとして、形式を統一して作成した(資料4-3~9)。

2015(平成27)年度からは、各授業科目の単位を修得することで「何ができるようになるか」を学生自身が察知できることを目的に、シラバスにディプロマ・ポリシーで定めた学習成果指標のうち、どの学習成果を達成するための科目であるのかを端的に学生に示している(資料4-10)。

さらに、2016(平成28)年4月の教学マネジメント会議にて、2016(平成28)年3月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」に基づく、3つのポリシーの連関性の検証方針が示された。この検証方針に基づき、各学部・研究科では、3つのポリシーの連関性の検証及び改正を行っている(資料4-11~13)。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 評価の視点1：以下の内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表
- ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、建学の精神に則り、大学全体及び大学院全体のディプロマ・ポリシーに示した目的を達成するために、大学全体及び大学院全体の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めホームページ等で以下のとおり公表している(資料4-14~15【ウェブ】)。

大学全体 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、建学の精神にのっとり、各分野において社会に貢献できる学徳兼備の人材の育成することを目的としています。

この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- ・ 建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- ・ 専門分野ばかりでなく、基礎学力や幅広い見識を養うため「基礎教養科目」を開講します。
- ・ それぞれの専門について、深く学べるよう専門科目を配置します。
- ・ それぞれの専門について、実践能力を培う科目を設定します。

教育課程については、体系的や整合性が理解できるようカリキュラムマップで分かりやすく明示します。各授業科目については、到達目標とその授業によりどのような力が身に付くのかをシラバスに明記します。

授業の履修にあたっては、半期の履修上限単位を設定し、半期ごとに学修状況の判定を設け、GPAにより学生自身が学修成果を評価・判断できるようにします。また、学修成果を伸展させるため、それぞれの学問的特色に応じて授業方法・内容を工夫します。

これらの学修成果の評価として、各学部の特色を生かして、自己評価の累積、卒業研究ループリック、外部評価テスト、資格獲得試験を活用します。

大学院全体 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

岐阜聖徳学園大学大学院では、ディプロマ・ポリシーに掲げた人材養成の目的を達成するための教育課程を編成・実施します。

各学部・研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、大学全体・大学院全体のカリキュラム・ポリシーを踏まえて設定しており、大学全体及び大学院全体のカリキュラム・ポリシーと併せて学生に配付する履修要覧に明記している。また、大学ホームページ等にて公表し、学生、保護者、本学構成員、社会に広く周知している（資料1-9、2-8【ウェブ】）。

例えば、外国語学部及び経済情報研究科のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおりである。

外国語学部 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

外国語学部は、建学の精神にのっとり、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。

- 1 建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。
- 2 英語の基本技能（読む・書く・聴く・話す）を習得し、語学力・コミュニケーション能力を高めるために習熟度別少人数クラスを編成します。
- 3 幅広い教養を身に付け自信を持って国際社会に出るために、外国事情や異文化研究などのコンテンツをすべて英語で学ぶ授業を開講します。
- 4 多方面で活躍できる国際人になるために、IT技術、日本語教授法、実用中国語などを習得できる専門科目や、キャリアを意識したキャリア支援科目を開講します。

- 5 英語教員として常に「ことば」を意識した学究姿勢を身に付けるために、「第二言語習得論」、「教育英語研究」などの専門科目を開講します。
- 6 3年次後期、4年次前後期に卒業研究を必修で開講し、専門的な知識・技能を深めます。

以上のカリキュラムを通じて、多彩で質の高い国際社会で活躍できる人材、国際言語としての英語の機能をよく理解した視野の広い教員を育成します。

これらの学修成果は、英語 Can-Do リストによる基本技能の自己評価、卒業要件科目の評価による累計 GPA、3年次終了時に4年次「卒業研究Ⅱ・Ⅲ」を履修するための最低修得単位数、TOEIC テストのスコア、卒業研究の評価ルーブリックにより評価します。さらに、英語教員を希望する学生は、中学校・高等学校教育実習履修要件による評価も行います。

経済情報研究科 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

経済情報専攻博士課程（前期）

- 1 講義、演習および修士論文指導を含む演習で構成する。
- 2 経済、情報、経営、環境などの異なる分野の知識を併せ持つ人材の育成に対応すべく、広い範囲にわたって科目を設定し、加えて、学際的な科目を取り入れる。
- 3 多彩なテーマでの修士論文作成が可能になるよう、修士論文指導を含む演習を15科目以上展開する。

以上のカリキュラムを通じて、研究分野における必要な能力を身につけ、最終的に提出された修士論文または特定課題研究の審査により評価します。

経済情報専攻博士課程（後期）

- 1 講義および博士論文指導を含む演習で構成する。
- 2 講義としては、経済や情報に関する専門的な科目と総合的な内容のオムニバス方式の科目を設定する。
- 3 経済情報における専門的研究による博士論文作成に幅広く対応できるよう、博士論文指導を含む演習を5科目以上展開する。

以上のカリキュラムを通じて、研究分野における必要な能力を身につけ、最終的に提出された博士論文の審査により評価します。

大学全体・大学院全体のカリキュラム・ポリシー及び各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと同様に、2014（平成26）年度に、中央教育審議会が2008（平成20）年度に発出した学士課程教育の構築に向けて（答申）を踏まえた適切性の検証を行っている。また、その後も各学部・研究科において、適宜見直しを図っている（資料4-3～9）。

さらに、2016（平成28）年4月の教学マネジメント会議にて、2016（平成28）年3月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に基づく3つのポリシーの連関性の検証方針が示された。この検証方針に基づき、

各学部・研究科では、3つのポリシーの連関性の検証及び改正を行っている（資料4-11～13）。

各学部・研究科では、カリキュラムマップを策定することにより、各授業とディプロマ・ポリシーで示された学習成果との関連を整理し、教育課程を体系的に編成している。また、科目毎に教育内容を策定の上、ナンバリングすることにより、順次性のある教育課程を体系的に編成し、科目開設に偏りがないかを併せて確認している（資料4-16【ウェブ】）。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 学部の教育課程

各学部の教育課程の編成については、カリキュラム・ポリシーに基づき、建学の精神に関する科目（必修科目）、教養基礎科目（Yawaragi Basis）、専門科目（看護学部は専門基礎科目を含む）により構成しており、体系的な教育課程を構成している（資料1-9）。

授業科目の単位については、学則第18条、大学院規則第16条及び履修要覧にて定めており、単位制度の趣旨に沿った単位を設定するとともに、学則第14～17条及び別表、大学院規則別表のとおり必修科目や選択科目などの位置づけを明確にしている（資料1-4～5【ウェブ】）。

（1）建学の精神に関する科目

本学の教育課程の根幹となる「建学の精神」に関する科目として、「宗教学Ⅰ・Ⅱ」を開講し、全学部にて必修科目としている。これらの科目は、建学の精神である仏教精神を深く理解することに加えて、倫理的素養を培うという役割を担っている（資料1-11）。

（2）教養基礎科目（Yawaragi Basis）

教養基礎科目（Yawaragi Basis）は、学部横断型教養教育システムを特徴とし、学部の垣根を越え、学生が共に学び交流し、幅広い知識を身に付けて、柔軟性のある思考力を涵

養しており、「共に生きる」、「共に支えあう」、「共に学ぶ」、「共に拓く」という4つの指標を定め、開講授業科目をこの指標の下で分類している。

- ・「共に生きる」
地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考える力を身に付けます。
- ・「共に支え合う」
社会との関わりの中で自己を位置づける力を身に付けます。
- ・「共に学ぶ」
基礎学力、知識、国語力、体力、精神力を身に付けます。
- ・「共に拓く」
日本の伝統・文化・歴史、異なるものを理解する能力、情報リテラシー、語学力を身に付けます。

この学部横断型教養教育システムによって、専門分野の学修の土台となる基礎力を養成するばかりでなく、異なる学部の学生が共に学ぶことで、共生社会に必要なコミュニケーション能力、幅広い知識を身に付け、柔軟性のある思考力を涵養している（資料1-9）。

以下、教養基礎科目（Yawaragi Basis）での特徴的な取組について紹介する。

① 持続可能な開発目標（SDGs）との関連付け

2020（令和2）年10月に本学の「持続可能な開発目標（SDGs）における方針・行動目標及び取り組みについて」が示され、本学独自の「持続可能な開発目標（SDGs）に資するための方針・行動目標」を定め、教養基礎科目（Yawaragi Basis）を軸として、教育・研究・社会貢献の観点から持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていくことになった（資料4-17～19）。

この取組に向け、教養教育委員会にて、教養基礎科目（Yawaragi Basis）と持続可能な開発目標（SDGs）との関連付けを行い、「Yawaragi Basis SDGs 対照表」を作成している（資料4-20～21、4-22【ウェブ】）。

2022（令和4）年度からは、履修する学生に対して、本学のSDGsに資するための方針・行動目標と、本学の教養基礎科目（Yawaragi Basis）の取組への理解を深めてもらえるよう、教務委員会、教養教育委員会、SDGs サポートチームが連携して「在学生向け SDGs オンライン解説動画」を作成し、学生に広く周知することで、本学でのSDGsに関連する学びを学生に示している（資料4-23）。

② 数理・データサイエンス・AI教育

2022（令和4）年度入学生から、Society 5.0時代を生き抜く人材の育成を目指し、教養基礎科目「データサイエンス入門（2単位）」を全学部必修科目として開講している。当該科目では、数理・データサイエンス・AIに関する知識や能力を活かして様々な課題（SDGs等）解決に貢献し、各専門分野で活躍できる人材の養成を目指している（資料1-9）。

各学部では、「データサイエンス入門」を含む4科目（6単位又は7単位）で、「岐阜聖徳学園大学数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）プログラム（以下、「数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）プログラム」という。）」を開講して

いる。同プログラムの修了者には、「数理・データサイエンス・AI 教育（リテラシーレベル）認定証」を交付予定であり、数理・データサイエンス・AI 教育（リテラシーレベル）スキルを証明する仕組みを構築している。なお、同プログラムは、2022（令和4）年度より、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けている（資料4-24【ウェブ】）。

以上のような数理・データサイエンス・AI 教育の推進に至った経緯としては、2020（令和2）年12月開催の教学マネジメント会議にて、「数理・データサイエンス・AI 教育推進方針」が策定されている。2021（令和3）年8月には、教学マネジメント会議にて①「リテラシーレベルと専門科目に活用できる基礎力を習得できる全学共通科目の設定」、②「数理・データサイエンス・AI の教育・研究を担う附置機関の設置提言」を学長への諮問事項として、「数理・データサイエンス・AI 教育に関する検討委員会」にて検討した結果である（資料4-25～29）。

「数理・データサイエンス・AI 教育に関する検討委員会」からの答申を受けて、2022（令和4）年2月教学マネジメント会議にて、学長から「各学部専門科目に活用できる数理・データサイエンス・AI 教育（リテラシーレベル）全学共通科目の設定と数理・データサイエンス・AI 教育の推進について」の方針が示された。その後、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学、学校法人成城学園成城大学から外部有識者を招いた上で、全学を挙げてDX推進に関する教育研究等を推進するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センター準備ワーキンググループを設けて検討を行った（資料4-30～31）。

2022（令和4）年度には、大学の附置研究所としてデジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターを設置するとともに、当該附置研究所には新たに専任教育職員2名を配置した上で、「数理・データサイエンス・AI 教育（リテラシーレベル）プログラム」の運用を行っている（資料4-24【ウェブ】）。

今後は、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターと全学教務委員会が連携し、学内のBYOD化の推進や経済情報学部での数理・データサイエンス・AI 教育（応用基礎レベル）プログラムの開設等について検討していく予定である（資料4-32）。

（3）初年次教育

教養基礎科目（Yawaragi Basis）では、「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」を全学部で必修科目としている（資料1-4【ウェブ】、1-9）。

「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」は初年次教育の取組の一環として開講しているもので、各学部とも少人数ゼミ形式で、1～2年次に開講している。

また、「基礎セミナーⅠ（1年次前期開講）」、「基礎セミナーⅡ（2年次前期開講）」の担当教員が指導担任となり、修学や学生生活全般についての相談に応じている。

教育学部では2022（令和4）年度から、基礎セミナーを担当する指導教員が入学時から2年次前期まで継続した指導を実施することを目的として、「基礎セミナーⅡ」の開講年次を2年次前期から1年次後期に変更し、新たに「基礎セミナーⅢ」を2年次前期に開設することで、初年次教育の充実を図っている（資料4-33）。

経済情報学部では、国語・数学といった基礎学力の向上を目的として、1年次の専門科目で必修科目として「総合基礎A・B」を開講し、基礎セミナーではカバーしきれないリメ

ディアル教育の役割を担っている（資料4-34）。

（4）専門科目

専門科目（看護学部は専門基礎科目を含む）については、各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、学年・セメスターの進行ごとに段階的に配置されたカリキュラムの中で、各学部・学科・専修の学問領域の様々な講義、演習、実験、実習を通して基礎的知識や研究方法等を修得し、卒業研究に繋げていけるよう教育課程を編成している。

また、カリキュラムマップを策定することにより、各授業とディプロマ・ポリシーに示された学習成果との関連を整理し、教育課程を体系的に編成している。加えて、科目ナンバリングを行うことにより、科目の順次性のある教育課程を体系的に編成し、カリキュラムの順次性と体系性、授業科目の位置づけを明確にしている（資料4-16【ウェブ】）。

例えば教育学部では、教育者、保育者等を養成することを目的とした学部であることから、教育職員免許状（保育士証含む）取得のためのカリキュラムを体系的に編成しており、専門科目は、全専修共通で開講される教育学部共通科目と、各専修で開講される教科及び指導法に関する科目、教育の基礎的理解科目に区分している。教育学部共通科目では、2005（平成17）年9月に文部科学省の教員養成GPに採択された、実践的指導力を育成する地域と密着した体験型教員養成プロジェクト「クリスタルプラン」を行っている。

「クリスタルプラン」は、地域の教育委員会や学校との強固な連携に基づき、①教職体験の拡充、②実践指導力の育成、③質の高い教員養成を実現することを目的としている。実体験から生み出された実践をより高度にクリスタル（結晶）化させることを狙いとした「教職実践科目群」と「子ども理解活動」に属する科目を履修することにより、「教員就職率」を更に高め、採用当初から即戦力となる質の高いスペシャリストを養成することを目指している（資料1-9【ウェブ】）。

同プロジェクトの学習成果の指標である「教員就職率」については、高い水準を維持しており、2021（令和3）年度卒業生の業種別就職率は、教員78.7%となっている（資料4-35）。また、本学卒業後についても、教職に就いた卒業生の対外的評価は非常に高い（資料1-12）。

クリスタルプランについては、教育学部教授会規程第4条第1項に基づき、教授会の専門部会として、「教育学部クリスタルプラン委員会」を設置し、プログラム全般の質向上を図るための検討を行っている（資料1-19、4-36～37）。

また、教育学部に関連する学内外の諸情報の収集・分析し、教育・研究活動の活性化に資する事業を企画・推進することを目的として、岐阜聖徳学園大学IR推進委員会（以下、「IR推進委員会」という。))とは別に、教育学部内に「教育学部IR委員会」を設置している。教育学部IR委員会では、クリスタルプランの教育成果に関する情報を収集・分析している（資料4-38～39）。

看護学部では、「看護師国家試験受験資格」、さらに選択として「保健師国家試験受験資格」が取得できるように、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づいて教育課程を編成している。3年次以降に希望者に対し、看護師国家試験受験資格の他、保健師国家試験受験資格や養護教諭一種免許状の取得が可能なカリキュラムを提供している。ただし、保健師教育課程20人以内、養護教諭教育課程10人以内とし、希望者には選抜試験を行い

履修学生の選考を行っている（資料1-9、4-40）。

（5）キャリア教育

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための教育については、全学ディプロマ・ポリシーにて、「自立した職業人・社会人としての使命感と責任感をもち、自ら継続的に知識の習得と研鑽に努めることができる人材を養成すること」を明記している。その社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するべく、「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」や「キャリアデザイン」、「キャリアプラン」等の科目を開設し、専門分野における高度な知識・技能やコミュニケーション能力、問題発見・解決力、プレゼンテーション能力等の養成を行っている（資料1-9）。

例えば経済情報学部では、2年次には「社会人基礎力養成」と「キャリアデザインⅠ」を開講し、3年次には「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」、「キャリアデザインⅣ」、「インターンシップ（講義）」、「インターンシップ（実習）」を開講している。その中でも、「キャリアデザインⅡ」の授業では、岐阜信用金庫、岐阜県信用保証協会等、本学と産学連携協定を締結している地元企業の企業人等を講師に招くことで地元企業と連携し、社会と関わる実践的な経済・経営・情報を学ぶ機会を設け、広い視野を持った学生の育成を行っている（資料1-9、4-41）。

教育課程の編成等に伴う学則又は各種規程の変更については、各学部教務委員会及び各学部教授会で審議し、学長の諮問機関である部長会、学部長会の議を経て、評議会にて審議し、学長が決定している（学則変更については、学長決定後、法人理事会の審議、理事長の決定により変更を行う）。

学則又は各種規程の変更を伴わない教育内容等の変更については、各学部教務委員会にて審議後、各学部教授会にて審議決定している。

なお、全学共通科目等全学に関わる事項については、全学教務委員会にて審議し、部長会、学部長会、評議会に上程している（資料4-42）。

2. 大学院の教育課程

大学院については、各研究科にてカリキュラム・ポリシーに基づき、コースワーク、リサーチワークの位置づけに配慮して教育課程を編成している（資料1-9）。

大学院における教育課程の編成等に伴う大学院規則又は各種規程の変更については、各研究科運営委員会及び各研究科委員会で審議し、大学院委員会の議を経て学長が決定している（大学院規則変更については、学長決定後、法人理事会の審議、理事長の決定により変更を行う）。

大学院規則又は各種規程の変更を伴わない教育内容等の変更については、各研究科運営委員会で審議後、各研究科委員会にて審議決定している。

なお、全学に関わる事項については、各研究科委員会等を経ず、大学院委員会にて審議している。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

1. 教育を行うための措置

ディプロマ・ポリシーに掲げた知識や能力を修得するために授業の実施形態を「講義科目」、「演習科目」、「実験・実習・実技科目」に分類している。前期、後期の各授業回数は15回とし、加えて1週間の定期試験期間を設けることで学生の学習時間を確保している。

授業単位については、学則第18条及び大学院規則第16条及び履修要覧に則り、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学習を考慮して1単位あたりの学習時間を設定し、単位の実質化を図る措置を講じている（資料1-4～5【ウェブ】、資料1-9）。

また、半期に履修登録できる単位数に上限を定め、授業科目を適切に履修するための制度（CAP制度）を設け、単位の実質化を図っている。CAP制度については、第2期大学評価（認証評価）で〈努力課題〉が付されたことに伴い、全学的な検証・検討を行った結果、全学部で当該学期の直前の学期のGPA（Grade Point Average）に基づき、単位制度の趣旨に照らしたCAP制度の厳格化を行っている（資料1-9、2-24【ウェブ】）。

GPAについては、個々の学生の学習レベルの把握や、教育効果等へのフィードバックとして把握しており、卒業時の成績優秀者の選考等の参考資料としている。また、指導教員等による学習指導等に活用しており、直前期のGPAが1.5未満だった学生に対して、指導

教員が学期ごとに面談を行っている。さらには、学期のGPAが4期連続して1.0未満の場合「警告」を発し、次の学期開始前に保護者同席の上、学部長と指導教員により学習についての面談を行っている。「警告」を受けた直後の学期のGPAが1.0未満の場合は、学部長と指導教員による面談で「退学勧告」を行い、退学するか学修を継続するかの意思を確認することになっている。なお、「退学勧告」はあくまでも勧告であって強制ではなく、4年間の卒業が極めて難しい状況であることを学生に示すものとしている。なお、いずれの面談でも面談内容を学生指導記録として残している（資料1-9、4-43）。

学生が履修する授業を適切に選択することができるよう、各学期の授業が始まる前に授業の履修方法等に関するオリエンテーションを各学部（研究科）・各学年別に行い、学生の履修指導を行っている（資料4-44）。

また、オフィスアワー制度を設け、各教員の研究室へ学生が訪問し、個別指導、レポート指導、実習指導等を受けることができる時間を設定している。オフィスアワーの時間や教員への連絡方法等の詳細については、「授業時間割表履修の手引き」に掲載し、学生に周知している（資料1-9、4-45）。

シラバスの作成にあたっては、教員に作成要領を配付しており、作成要領に基づき全学的に統一された形式で、実習を除くすべての科目について作成している。シラバスには、ディプロマ・ポリシーに基づく「期待される学修成果」、「ナンバリング」、「アクティブ・ラーニングの要素」、「担当教員の実務経験」、「到達目標及びテーマ」、「授業の概要」、「授業計画」等を記載している。「期待される学修成果」では、ディプロマ・ポリシーで定めた学習成果指標のうちどの学習成果を達成するための科目であるのかを端的に学生に示している。「期待される学修成果」は、カリキュラムマップとも連携している。また、シラバスは大学ホームページで公開している（資料4-7、4-46、4-47【ウェブ】）。

シラバスの適切性については、学生による授業評価アンケートに「シラバスに基づき授業が進められた」、「教科書、参考文献、教材（視聴覚教材を含む）などが、効果的に活用された」という設問項目を設けることで、各教員がシラバスの記載内容の見直しに役立っている（資料4-48）。また、各教員が適切にシラバスを作成しているか、各学部で確認している（資料4-49）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法としては、各授業科目の教育目標達成に向けた手段として、ディスカッションやPBL（Project Based Learning）、課題解決型学習等のアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業展開を目指している。各授業科目内にアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業を展開している場合は、シラバス内の「アクティブ・ラーニングの要素」に明記し、学生に周知している（資料4-47【ウェブ】）。

また、アクティブ・ラーニングによる学修成果については、例えば教育学部で実施されている学生主体の実習科目である「フレンドシップⅠ～Ⅳ」（※2022（令和4）年度入学生からは「子ども理解活動Ⅰ～Ⅱ」に名称変更）では、受講学生から「教師を目指す上で非常に有意義な学びであった」といったアンケート結果が確認できる（資料4-50）。

また、2021（令和3）年度から新たに導入した学習管理システム（LMS）機能を備えた「GAKUEN/UNIVERSAL PASSPORT」（以下、「UNIPA」という。）を活用し、授業内容や方法等に関する連絡、学生の出欠の把握、資料の提示、学生からの質疑に対する応答、小テストや

レポートの提出、添削などを行っている。さらに UNIPA 上で、履修学生の学修状況の把握や、小テストや課題のフィードバックを行うことで、学生と教員双方向によるきめ細かい学習指導を行っている。加えて UNIPA にはグループ活動での学生同士のディスカッション機能や課題提出の機能を備えているため、グループ活動での学生同士のコミュニケーションや課題活動をスムーズに進めることが可能となった。このように UNIPA の導入により、学生にとって、学修の効率を上げるばかりでなく、常に教員とコンタクトを取ることができ、学生と教員との双方向及び学生同士の学びに繋がっている（資料 4-51）。

UNIPA の活用には、全教員を対象とした利用者説明会の実施に加え、各学部の FD 推進部会が主催する FD 活動を定期的実施することで、教員の利活用を促進している（資料 4-52～53）。

授業内容及び授業方法については、「学生による授業評価アンケート」結果を全学 FD 委員会で検討し、授業改善のポイントや学生から良い意見や寄せられた授業方法等をまとめて、各学部教授会にて全教員に共有するとともに、本学専任教員による授業改善に関する発表（FD サロン）を年 1 回実施することで、各教員の授業内容等の改善を促している。なお、同アンケート調査結果の活用及び本学の FD 活動については、第 6 章で詳述を行う。

その他、外国語学部では、優秀な TOEIC スコア保持者及び海外留学・海外ボランティアを経験した学生が、他の学生の学修面のサポートや、留学に関する質問等に対応する SA 制度（Student Assistant）を独自に設け、学生同士の学びを深めている（資料 4-54【ウェブ】）。

授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数については、授業内容に応じ上限を設定している。例えば、看護学部では専門科目の学内演習にて、効果的な指導ができるように学生人数に応じて教員配置をしている。知識・技術を統合して学ぶ臨地実習は、講義や演習等で学習した看護の知識・技術・態度を、医療等の現場で対象に合わせて看護を展開することを学ぶ体制としており、演習内容に応じてクラスを 2～4 分割し、少人数で授業展開の上、確実に看護技術の習得ができるように丁寧に演習指導を行っている。

また、外国語学部では、学生の英語の学力レベルに合わせ、少人数のクラス編成で授業を行っている。クラス編成は、TOEIC®IP テストを毎年全学生対象に実施し、このスコアを授業のクラス分けに活用している。また、英語の運用能力によってクラス分けを行うことで学生のレベルに合った授業を展開している（資料 1-9）。また、その教育効果については、同学部卒業生から「入学当時の TOEIC スコアは 330 点で、全 8 クラスに分けられる外国語学部で下から 2 番目のクラスからスタートした。しかし、英語について丁寧に指導してくれた友人や、いつでも質問に答えてくれる先生方に背中を押されたことで、卒業まで諦めずに努力し続けることができた。」といったコメント（卒業式答辞）があった。

大学院については、研究指導の内容、修士論文又は特定課題研究の審査基準や博士課程（後期）修了基準、修士論文又は特定課題研究の研究指導年間スケジュールや博士論文の指導計画及び学位申請に関わる日程等を履修要覧に掲載している（資料 1-9、4-55【ウェブ】）。研究指導は、研究計画書に基づき、指導教員が指導に当たっている。

国際文化研究科では、国際教育文化専攻・国際地域文化専攻合同で、2 年間のうちに 1 年次と 2 年次の論文中間発表会と、2 年次の修士論文発表会の計 3 度にわたる発表会を実施している。2 年次の中間発表会と修士論文発表会では、本研究科の全指導教員と大学院

学生が出席するとともに、1年次生が発表会の進行を担当している（資料1-9）。

また、2021（令和3年度）に実施した外部評価における外部評価結果の指摘に基づき、2022（令和4）年度からは履修要覧に加え、「学位論文審査申請の手引き（特定課題研究を含む）」を新たに作成し、修士論文又は特定課題研究の研修指導年間スケジュールや審査基準等と併せて各種様式を学生にわかりやすく示している（資料2-15、4-56～57）。

経済情報研究科では、博士課程（前期）にて、2年次に修士論文中間発表会と修士論文発表会の計2度の発表会を実施している。修士論文発表会では、研究科担当教員及び大学院学生が出席するとともに、外部公開も行っている。博士課程（後期）にては、2年次の博士論文中間発表に加えて、3年次に博士論文発表会を実施している（資料1-9）。また、研究科教員の連絡会を開催し、学生の単位修得状況を共有している（資料4-58）。

2. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する対応として、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度については、本学では対面授業の実施を原則としつつ、全学的に遠隔授業を導入した（資料4-59～60）。

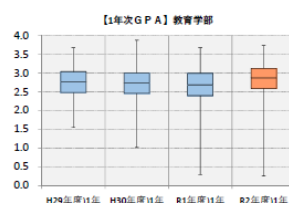
これらの対応については、「新型コロナウイルス感染症禍におけるの活動指針」として、大学ホームページにて公表を行った（資料4-61、4-62【ウェブ】）。

遠隔授業を円滑に実施するため、前述のUNIPAをはじめ、Google Meet（テレビ会議システム）等を用いて、適宜リアルタイム型やオンデマンド型、課題提示型等の講義を各教員が展開し、全ての学生に双方向の学びの機会を継続的に提供している。

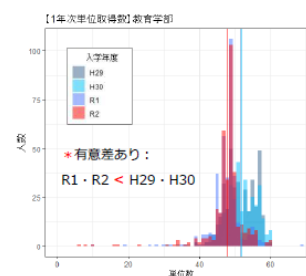
なお、2020（令和2）年度の遠隔授業による学修への影響については、2021（令和3）年5月開催のIR推進委員会にて、以下のとおり過去4年間の1年次修了時における、GPAと単位取得数を比較分析した結果、遠隔授業の導入によって成績が低下した可能性は低いと考えられると結論づけた。そのため、本学が行った遠隔授業等の各種対応については、教育の質の維持及び向上の観点から適切であったと判断している（資料2-19～20）。

教育学部

		H29年度1年	H30年度1年	R1年度1年	R2年度1年
①GPA	人数	381	344	376	362
	平均値	2.74	2.71	2.66	2.82
	中央値	2.77	2.74	2.69	2.88
	標準偏差	0.39	0.44	0.47	0.48
②単位取得数	平均値	51.5	51.8	47.85	47.72
	中央値	51	52	49	49
	標準偏差	4.34	4.44	4.79	5.92

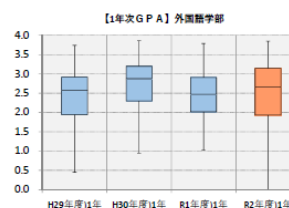


*有意差あり：H29・H30・R1 < R2

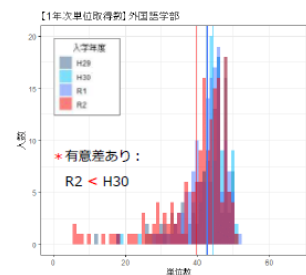


外国語学部

		H29年度1年	H30年度1年	R1年度1年	R2年度1年
①GPA	人数	114	122	148	166
	平均値	2.47	2.75	2.45	2.48
	中央値	2.57	2.88	2.47	2.66
	標準偏差	0.66	0.64	0.60	0.91
②単位取得数	平均値	42.63	44.28	42.79	39.81
	中央値	45	45	44	43
	標準偏差	6.73	5.50	5.07	9.51

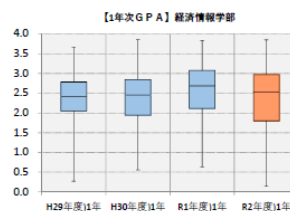


*有意差あり：H29 < H30 > R1

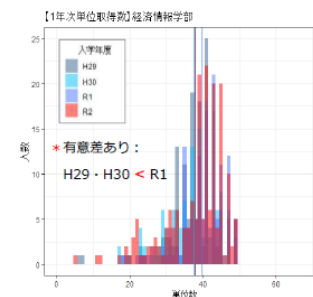


経済情報学部

	H29年度 1年	H30年度 1年	R1年度 1年	R2年度 1年	
①GPA	人数	155	154	138	183
	平均値	2.37	2.38	2.57	2.38
	中央値	2.42	2.46	2.69	2.53
	標準偏差	0.66	0.66	0.70	0.81
②単位取得数	平均値	37.64	37.61	39.57	37.83
	中央値	39	39	41	40
	標準偏差	6.68	6.73	6.21	8.24

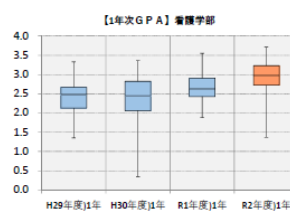


*有意差あり：H29 < R1

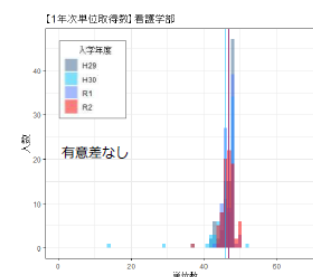


看護学部

	H29年度 1年	H30年度 1年	R1年度 1年	R2年度 1年	
①GPA	人数	87	82	91	83
	平均値	2.41	2.41	2.65	2.96
	中央値	2.48	2.45	2.63	2.98
	標準偏差	0.41	0.53	0.36	0.38
②単位取得数	平均値	46.86	45.73	46.96	46.76
	中央値	48	47	47	47
	標準偏差	1.66	4.58	1.34	1.83



*有意差あり：H29・H30 < R1 < R2



その後、2021（令和3）年3月危機管理委員会小委員会（教学マネジメント会議）にて、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が岐阜県で解除されたことに伴い、2022（令和4）年度は、「新型コロナウイルス感染症禍における活動指針」レベルを下げ、授業については感染防止対策の上、原則として対面授業を実施している（資料4-62【ウェブ】、4-63）。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の理由により、授業内容、方法等を変更する場合については、各授業担当者が授業内で学生に指示をするとともに、事務局からシラバス変更に関する調査を行い、適宜シラバスを変更し、大学ホームページに最新のシラバスを公開している（資料4-47【ウェブ】、4-64）。

その他、本学の新型コロナウイルス感染症に係る対応としては、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけて、本学羽島キャンパスに新型コロナワクチン大学拠点接種会場を設けるとともに、ワクチン接種を希望する教職員・学生及び周辺地域住民等を対象に全3回の機会を提供している。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
--

成績評価及び単位認定については、学則第21条、大学院規則第19条、「試験規程」及び「成績評価等に関する規程」にて、試験方法や成績評価方法、成績評価基準等について規定し、単位認定を行っている（資料1-4～5【ウェブ】、4-65～66）。

成績評価の方法や基準については、授業科目ごとにシラバスに明示し、成績評価を厳格に実施しており、複数の教員が担当する授業科目では成績評価方法等を担当教員間で共有し、客観性、厳格性等を担保している。

例えば、教育学部では、複数の教員が同一科目を担当する「基礎セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校ふれあい体験」、「教育実践観察」、「教育実習」等の成績評価については、教員間で評価基準にばらつきが起らないよう評価基準を統一し、担当者で連絡調整を密にとりながら成績評価を行っている（資料4-67）。

試験方法や成績評価については、以下のとおり履修要覧等に明示することで、学生に周知している（資料1-9）。

判定	成績評価等	成績評価等の基準
合格	秀	A：100～90点（特に優秀な成績）
	優	B：89～80点（優れた成績）
	良	C：79～70点（良好な成績）
	可	D：69～60点（合格と認められる成績）
不合格	不可	F：59点以下（合格と認められない成績）
失格	失格	G：試験を棄権した場合、出席日数が不足した場合
認定	認定	T：学則に則り、単位の認定がされた場合

授業形態、科目の特性などにより、5段階評価（秀・優・良・可・不可）の成績評価が困難な場合は、合格（P）、不合格（NP）で評価している（資料1-9）。

学生が評価に疑問を持った場合には、学生は成績質問書を利用して担当教員に問い合わせ、個別の回答を受け取ることができる制度を設けている（資料1-9、資料4-68）。

また、履修登録取り消し制度を設け、一旦授業に登録はしたものの、何らかの理由から受講の継続が困難になった場合、申し出により登録を取り消すことを認めている。取り消し期間は、授業開始後6週目あるいは7週目に設定しており、履修登録の取り消しが認められれば、成績評価の対象から除外している（資料1-9、4-45）。

既修得単位の認定については、学則13条及び大学院規則18条に基づき、各学部・研究科にて行っている（資料1-4～5【ウェブ】）。

卒業要件及び修了要件については、学則第13～17条、大学院規則第17条及び第20～21条に定めており、学生には履修要覧に明記し、オリエンテーション等で周知している（資料1-4～5【ウェブ】、1-9、4-55【ウェブ】）。

学位授与については、学校教育法第104条第1項及び学位規則第2～4条の規定に則り、学則第22条、大学院規則第20～21条、及び岐阜聖徳学園大学学位規程にて、授与される学位に関する必要事項を定めている（資料1-4～5【ウェブ】、4-69）。

学士の学位授与は、学則第22条及び学位規程第4～5条に則り、各学部教務委員会、各学部教授会での審議を経て学長が学位を授与している。また、修士・博士の学位授与は、大学院規則第20～21条及び学位規程第9～10条に則り、各研究科委員会の議を経て学長が授与している。

大学院の学位論文審査基準、特定課題の審査基準、研究指導教員及び審査委員の決定手続き等については、大学院履修要覧に明示し、オリエンテーション等にて学生に周知している（資料1-9、4-55【ウェブ】）。また、中間発表会及び修士・博士論文発表会を開催し、審査を公開で実施することで審査の客観性及び厳格性を確保している。

国際文化研究科の学位授与に関しては、研究指導教育職員のほか当該論文に関連する授業科目担当の教育職員1名以上を加えた審査委員で修士論文又は特定課題研究の審査を行い、審査結果を研究科委員会に提出し、研究科委員会で厳正に審議し、修了判定を行っている。

経済情報研究科の学位授与に関しては、博士課程（前期）では、指導教員と2名の副査で、博士課程（後期）では指導教員を含む3名以上（学外審査委員を含めることができる）の審査委員で論文審査を行い、審査結果を研究科委員会に提出し、研究科委員会で厳正に審議し、修了判定を行っている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<p>評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）</p> <p>評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>

学習成果と学習成果の測定については、ディプロマ・ポリシーで定めている教育目標を達成した結果が学習成果としており、教育目標が達成されたかについては、卒業・修了の認定（学位の授与）により測定している。

学位授与については、前述の点検・評価項目⑤で示した通り、学則、大学院規則等に授与される学位に関する必要事項を定めており、学生が身に付けるべき能力等を習得し、卒業に必要な単位数を修得した場合に学位を授与することを明記している（資料1-4～5【ウェブ】、4-69）。

各学部・研究科におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーには、具体的な到達目標及び学習成果を定め、シラバスには各授業科目の到達目標を記載し、カリキュラムマップ・科目ナンバリングには学習の成果を記載している。以上の内容を学生に明示することで、学生自身が教育目標に意識を向けて授業に臨むことができるようにしている（資料4-16【ウェブ】、4-47【ウェブ】）。

2021（令和3）年度からは、学習管理システムであるUNIPAを導入し、学生個人やその保護者が学期ごとの履修科目と授業の出席状況、成果（成績やGPA）等を把握できる環境を整備している（資料4-51）。さらに、2022（令和4）年度からはUNIPAの学修ポートフォリオシステムを利用し、TOEIC®の得点（外国語学部）や、社会で広く求められる汎用的な能力（ジェネリックスキル）を測定することを目的として実施している、外部アセスメントテスト（PROG：株式会社リアセック）の得点（外国語学部、経済情報学部、看護学部）等を蓄積することにより、学生が何を学び、身に付けることができたのかを把握できる体制を構築している。

また、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得状況を複数の指標により多面的に把握するため、社会で広く求められる汎用的な能力（ジェネリックスキル）を測定することを目的として、前述のとおり外部アセスメントテスト（PROG：株式会社リアセック）を、2021（令和3）年度新入生から外国語学部及び経済情報学部にて実施し、2022（令和4）年度新入生からは看護学部でも実施している。テストは入学時と3年次に実施し、大学入学後の経年変化を測定している。テスト実施後、学生へのフィードバック会を実施し、1年次はジェネリックスキルを伸ばすために、どのような目標を定め、学生生活を送ればよいのか、3年次には自分の強みと弱みを知り、就職活動にどのように活かしていくかをアドバイスしている。また、教員に対しては、各学年の結果を分析した解説会を実施し、教育効果の検証等に役立てている（資料4-70～74）。

なお、教育学部については、学部内でアセスメントテスト検討部会を立ち上げ、教育学部独自のアセスメントテストの作成を進めており、2024（令和6）年度2年生から導入予定である（資料4-75）。

学習成果を測定するための指標については、2020（令和2）年度の第6回教学マネジメント会議にて、アセスメントプラン（学修成果の評価に関する方針）を策定し、2021（令和3）年度からアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの各段階に評価指標を設け、学生の学習成果の測定と把握を行い、教育内容等の検証及び改善に向けて各種データを集約している（資料4-76～85）。

アセスメントプランは大学ホームページで公表し、学生、保護者、本学構成員、社会に

広く周知している（資料2-17～18【ウェブ】）。専任教員に対しては、毎年4月1日の臨時教授会で、非常勤講師に対しては各年度の非常勤講師説明会にて、本学の定める各種方針とともに周知している（資料1-9、1-18、4-86）。

アセスメントプランに定められた、学習成果を測定するための評価指標として作成された各種アンケートは、学習成果を縦断的なデータとして分析ができるよう各委員会に意見聴取を行い、岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会にて見直し等を行っている（資料4-87～88）。

また、アセスメントプランの機関レベルに定められた、各種指標のデータの収集・分析等は、岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会が中心となり行っている。同委員会が行った収集・分析等の結果は、教学マネジメント会議に諮られ、学生支援、教育内容等の検証及び改善に生かされている。同内容については、教学マネジメント会議、若しくは岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会から該当委員会に情報提供され、該当委員会は提供のあった情報をもとに教育課程レベル、科目レベルの学習成果を検証するとともに、その検証内容について該当委員会から各学部教授会及び教学マネジメント会議に報告している（資料4-89～95）。

なお、岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会では、各学部等の要望に応じて追加データの収集を行い、その結果を共有することにより、各学部等の教学改革支援を行っている。

その他、アセスメントプランに定められた各種指標の内、就職率や関連資格取得状況、大学院の論文中間発表会及び修士・博士論文発表会、又は特定課題研究の評価や学会発表、論文投稿等については、各学部・研究科にて検討した結果である。

さらには、岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会では、アセスメントプランに定められているデータを中心として、学内の様々なデータを「岐阜聖徳学園大学ファクトブック」（現段階では学内のみに公表）として作成し、各種委員会等で教育内容、学生支援等を議論する際に役立てられる情報を提供している（資料4-96）。

各学部の学習成果の把握及び評価については、例えば外国語学部では、年度初めに TOEIC®IP テストを活用したプレースメントテストにより、英語の運用能力が毎年どの程度伸びているかを検証するための指標として活用している（資料4-97）。

看護学部では、「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」（厚生労働省）をもとに、本学の教育課程に則した独自の看護技術到達度確認表を作成している。各看護実習で学生自身が看護技術到達度を自己評価することはもちろん、通常の講義や演習でも活用し、日頃の授業でどんな看護技術を身につけているかを学生自身に意識させている。さらには、教員評価と学生の自己評価を比較・分析し、レベルが低い項目に対してどのような指導及び授業展開をしていくか検討し、2022（令和4）年度から看護技術到達度確認表を改善している（資料4-98）。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性については、建学の精神及び人材養成の目的及び教育研究上の目的に則り、各学部では各学部教務委員会及び各学部教授会で審議し、学長が決定している。各研究科では、各研究科運営委員会及び各研究科委員会で審議し、大学院委員会の議を経て学長が決定している（資料4-99～104）。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部教務委員会又は各研究科運営委員会にてカリキュラム変更や修学支援方法について適宜検討を行っている。

全学的な観点については、「中・長期計画」を踏まえて自己点検・評価シートを各責任主体で作成し、本年度目標の達成度評価と次年度の目標を可視化し、毎年自己点検・評価委員会にてその内容を確認し、教学マネジメント会議にて検証を行うとともに、評価結果を各委員会にフィードバックしている（資料4-105～107）。

また、内部質保証に関する規程第4条第5項に基づき、内部質保証の信頼性と妥当性を高めることを目的として外部評価を受審しており、教育課程及びその内容、方法については学外者からの意見を踏まえて、検証・改善を行っている（資料2-2、2-14～15）。

教育課程及びその内容、方法の点検・評価及び改善・向上に向けた取組について詳述する。学部・研究科レベルでは、看護学部にて2020（令和2）年10月30日付け、文部科学省から通知のあった保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省第3号）に基づき、法令に沿った教育内容にする必要があったことから、看護学部教務委員会にて教育課程及びその内容、方法を検討し、教授会にてカリキュラムの大幅な変更を行った（資料4-108）。

経済情報学部では、国の政策や他大学の動向に注視し、数理・データサイエンス・AI教育（応用基礎レベル）に対応できるよう、教育内容等について経済情報学部教務委員会にて審議し、教授会にて変更を行っている（資料4-109）。ただし、授業内容の詳細等については、各科目の開設年度までに詳細を検討する予定である。

国際文化研究科では、昨今の学校教育や生涯学習現場のニーズの多様化を受けて、特別支援学校教諭免許状取得プログラムを開設し、大学院生が科目等履修制度を活用して、特別支援学校教諭免許状（一種又は二種）が取得できるカリキュラムを整備している（資料4-110）。

全学では、前述のとおり2020（令和2）年12月教学マネジメント会議にて、「数理・データサイエンス・AI教育に関する推進方針」が示され、2022（令和4）年2月3日付け、「各学部専門科目に活用できる数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）全学共通科目の設定と数理・データサイエンス・AI教育の推進について」が学長から示され、数理・データサイエンス・AI教育に関する教育を全学的に取り組んでいくことが決定された。これにより、全学教務委員会にて授業科目を開設した。具体的な授業内容等については、「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センター準備ワーキンググループ」で検討を進め、2022（令和4）年度入学生から「数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）プログラム」を設け、数理・データサイエンス・AI教育を全学的に展開している（資料4-24【ウェブ】）。

学習成果の測定は、前述の点検・評価項目⑥に示したとおり、岐阜聖徳学園大学IR推進委員会が中心となって実施している。学習成果の測定結果は、教学マネジメント会議、若しくは岐阜聖徳学園大学IR推進委員会から該当委員会に情報提供され、該当委員会は提

供のあった情報をもとに教育課程レベル、科目レベルの学習成果を検証するとともに、その検証内容について該当委員会から各学部教授会及び教学マネジメント会議に報告している（資料4-89～95）。

学習成果の結果の活用については、例えば経済情報学部では、2021（令和3）年度学修成果アンケート分析結果から、ディプロマ・ポリシーの達成度の「情報収集・分析に関する力」の項目にて、自己評価が低い値であったため、「基礎セミナーⅠ（1年次前期開講）」にて、本学と産学連携協定を締結している岐阜新聞社に依頼をし「大学での資料の集め方」の講義を実施するなど、学修成果検証から教育内容の改善を行っている（資料4-111～113）。

（2）長所・特色

教養基礎科目を本学では「Yawaragi Basis」と名付けており、建学の精神を根幹とした学部横断型教養教育システムを特色としている。また、「共に支えあい創造し未来を切り拓く力」を身に付ける教育内容を提供している。

「Yawaragi Basis」では、建学の精神である「仏教精神」を具体的にあらわす言葉として「以和為貴」とその具現化である「平等」「寛容」「利他」を分類の支柱として構成された4つの科目群（「共に生きる」「共に支え合う」「共に学ぶ」「共に拓く」）を設け、専門分野の学修の土台となる基礎力を養成するばかりでなく、異なる学部の学生が共に学ぶことで、共生社会に必要なコミュニケーション能力や幅広い知識を身に付け、柔軟性のある思考力を涵養している。

また、2020（令和2）年10月には学長の命により、「持続可能な開発目標（SDGs）における方針・行動目標及び取り組みについて」が示されたことに伴い、持続可能な社会の創り手を育成することを目的として、SDGsと教養基礎科目（Yawaragi Basis）との関連を示した「Yawaragi Basis SDGs 対照表」を作成した。本学でのSDGsに関連する学びを学生に示すことで、1年次から国際課題に興味をもってもらい、2年次以降の学びに活かしてもらうためのガイドラインとしている。さらに、2022（令和4）年3月各学部教務委員会にて、教養基礎科目（Yawaragi Basis）での学びが学部の専門性にどのように結び付いているかを示した「SDGs 解説動画」を作成し、学生に教養基礎科目（Yawaragi Basis）とSDGsの理解を深めるための取組を行っている。併せて、教養基礎科目（Yawaragi Basis）の内容については、教養教育委員会にて検証・検討を行っている。

さらに、Society 5.0時代を生き抜く人材の育成を目指し、2022（令和4）年度入学生から全学必修科目を含む「数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）プログラム」が始動している。これにより、全学をあげて数理・データサイエンス・AIに関する知識や能力を活かして様々な課題解決に貢献し、各専門分野で活躍できる人材を養成していくことになった。今後は、2022（令和4）年度に開設したデジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターと全学教務委員会が連携し、学内のBYOD化の推進や経済情報学部での数理・データサイエンス・AI教育（応用基礎レベル）プログラムの開設等について検討していく予定である。

学部の取組としては、教育学部では2005（平成17）年9月に文部科学省の教員養成GPに採択された、実践的指導力を育成する地域と密着した体験型教員養成プロジェクト「クリスタルプラン」に、適宜改善を加えながら継続して行っている。

「クリスタルプラン」は、地域の教育委員会や学校との強固な連携に基づき、①教職体験の拡充、②実践指導力の育成、③質の高い教員養成を実現することを目的としている。実体験から生み出された実践を、より高度にクリスタル（結晶）化させることを狙いとした「教職実践科目群」や「子ども理解活動」に属する科目を履修することにより、教員就職率を更に高め、採用当初から即戦力となる質の高いスペシャリストを養成している。

同プロジェクトの学習成果の指標である「教員就職率」については、高い水準を維持しており、2021（令和3）年度卒業生の業種別就職率は、教員 78.7%となっている。また、本学卒業後についても、教職に就いた卒業生の対外的評価は非常に高い。今後も質の高い卒業生を輩出していくために、教育学部教授会規程第4条第1項に基づき、教授会の専門部会として、「教育学部クリスタルプラン委員会」を設置しており、プログラム全般の質向上を図るための検討を行っている。

また、教育学部に関連する学内外の諸情報の収集・分析し、教育・研究活動の活性化に資する事業を企画・推進することを目的として、教育学部内に教育学部 IR 委員会を独自に設置している。

（3）問題点

学習成果の把握については、2021（令和3）年度からは学習管理システムである UNIPA を導入し、2022（令和4）年度からは同システム内における学修ポートフォリオシステムを増設し運用している。ただし、導入初年度ということもあり、蓄積したデータの活用方法等に関する検証・改善に課題が残っている。

今後はシステムの効果的な利用方法等について検証する、教学事務改善プロジェクト会議にて検討を重ねる予定である。

また、2021（令和3）年度新入生から外国語学部及び経済情報学部にて、2022（令和4）年度新入生から看護学部にて導入している外部アセスメントテスト（PROG）については、実施が始まったばかりということもあり、データの蓄積が不十分であるため、1年次と3年次での測定結果の比較や、ジェネリックスキルと就職先との関係などを縦断的に分析し活用することは今後の検討課題である。なお、2023（令和5）年度中を目安として、蓄積されたデータを岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会が中心となり分析し、各学部にて提言をしていく予定である。

（4）全体のまとめ

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、建学の精神に則り、大学全体及び大学院全体の方針を定め、各学部・研究科はその内容を踏まえて定めている。

また、学生に配付する履修要覧に記載するとともに、大学ホームページ等にて公表している。

教育課程の編成については、カリキュラム・ポリシーに基づき、建学の精神に関する科目、教養基礎科目、専門科目により構成している。また、カリキュラムマップ・科目ナンバリングを策定することにより、各授業とディプロマ・ポリシーに示された学習成果との関連を整理し、教育課程を体系的に編成するとともに、順次性のある教育課程を体系的に編成し、カリキュラムの順次性と体系、授業科目の位置づけを明確にしている。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置では、アクティブ・ラーニング型の授業を積極的に導入しており、各講義等におけるアクティブ・ラーニングの要素を全てのシラバスに掲載している。

2021（令和3）年からは、従来のシステムに変わり新たに導入した学習管理システム「UNIPA」を利用し、学生の出欠の把握、資料の提示、学生からの質疑に対する応答、小テストやレポートの提出、添削などを行っている。また、半期に履修登録できる単位数に上限を定め、授業科目を適切に履修するための制度（CAP 制度）を設け、単位の実質化を図っている。さらに、GPA 制度を導入しており、指導教員等による学修指導や奨学金、各種学内選抜試験の選考基準等にて活用している。

大学院については、研究指導の内容、修士論文又は特定課題研究の審査基準や博士課程（後期）修了基準、修士論文又は特定課題研究の研究指導年間スケジュールや博士論文の指導計画及び学位申請に関わる日程等については、履修要覧等に掲載し、これに基づき指導教員が研究指導を行っている。

成績評価及び単位認定については、学則第21条、大学院規則第19条、試験規程及び成績評価等に関する規程にて、試験方法や成績評価方法、成績評価基準等を規定し、単位認定を行っている。

学習成果の把握及び評価については、アセスメントプランを定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの各段階に評価指標を設けて、学生の学修成果の測定と把握を行い、教育成果の検証及び改善を行っている。しかしながら、アセスメントプランについては2021（令和3）年度から運用が開始されていることから、教育成果の検証及び改善については、段階的に進めているところである。

教育課程及びその内容、方法及び学習成果の適切性については、各学部教務委員会又は各研究科運営委員会にて検討しており、全学的な観点については、「中・長期計画」を踏まえて「自己点検・評価シート」を各委員会にて作成し、前年度目標の評価と次年度の目標を可視化し、全学的に把握している。各学部委員会の自己点検・評価シートについては、該当する全学委員会にて審議し、各学部・研究科自己点検・評価委員会にて自己点検・評価している。また、当該自己点検・評価結果については、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議にて検証を行うとともに、評価結果を各委員会にフィードバックしている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では建学の精神に基づいた人間教育を行うため、大学全体・大学院全体の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定め、履修要覧、大学案内、大学院案内、入学者選抜（入試）要項等に明記している。また、ホームページ等で以下のとおり公表している（資料1-9、5-1～2【ウェブ】）。

大学全体 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

岐阜聖徳学園大学は、建学の精神である「仏教精神」に基づく情操教育を大切にする質の高い人間教育を目指しています。真理を探究し、あらゆるいのちの個性を尊重し、自己中心的なところを離れ、世のため人のために尽くすことに喜びを感じずるような人を求めます。

本大学では、上記教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、入学後の学修に要する学習成果を有する学生を選抜するために、一般選抜の他に、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜などの実施により多様な入学者選抜を行います。

これらの入学者選抜においては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という「学力の3要素」を把握するとともに、各学部・学科の人材育成の目的にかなう資質・能力等を判断するため、選抜種別ごとに小論文、個別学力検査、大学入学共通テスト、実技、面接、ディスカッション、調査書、推薦書、取得資格などを組み合わせ、多面的・総合的に評価を行います。

大学院全体 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

岐阜聖徳学園大学大学院は、建学の精神である「仏教精神」に基づく情操教育を大切にする質の高い人間教育を目指しています。真理を探究し、あらゆるいのちの個性を尊重し、自己中心的なところを離れ、世のため人のために尽くすことに喜びを感じずるような人を求めます。

各研究科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、入学後の学修・研究に耐えうる学生を選抜するために、一般入試の他に、社会人特別選抜入試、留学生特別選抜入試、岐阜県公立学校現職教員特別選抜入試（経済情報研究科博士課程（後期）を除く）の実施により多様な入学者選抜を行います。

入学者選抜においては、各研究科の人材育成の目的にかなう資質・能力等を判断するた

め、試験種別ごとに学力検査、面接、成績証明書、研究計画書、履歴書などを組み合わせ、多面的・総合的に評価を行います。

各学部・研究科におけるアドミッション・ポリシーは、大学全体又は大学院全体のアドミッション・ポリシーを踏まえて、学科（課程含む）・専攻ごとに設定しており、大学全体及び大学院全体のアドミッション・ポリシーと併せて、履修要覧、大学案内、大学院案内、入学者選抜（入試）要項等に明記している。また、大学ホームページ等にて入学者選抜結果（研究科は受験・合格者数）と併せて公表しており、学生、保護者、本学構成員、社会に広く周知している（資料1-9、2-8【ウェブ】、5-3～6）。

例えば、教育学部及び経済情報研究科のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

教育学部 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

教育学部は、建学の精神にのっとり、義務教育諸学校等・保育所における有為な教育者、保育者等を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のようにアドミッション・ポリシーを定めています。

1 求める人物像

- ・将来を担う子どもたちを育てていこうという強い意欲を持つ人
- ・基礎学力（知識・技能）を備え、自らの思考・判断を積極的に表現できる人
- ・多様な価値観を受容しつつ、他者との協働のもとで主体的に物事に取り組む姿勢・態度を備えた人

2 大学入学までに身につけてほしいこと

- ・確かな学習習慣及び社会への広い関心
- ・志望する専修に関係の深い学習や活動に幅広く取り組む姿勢

3 入学者選抜方法

〔一般選抜〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、個別学力検査・実技により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔総合型選抜〕

出願書類（調査書等）により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、小論文・基礎学力検査・実技により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接・グループディスカッション等により「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」、グループワークにより「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

〔学校推薦型選抜〕

出願書類（調査書等）により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、基礎学力検査・実技により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接により「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

〔大学入学共通テスト利用選抜〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、大学入学共通テストの得点

により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔一般選抜 大学入学共通テストプラス〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、個別学力検査、大学入学共通テストにより「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔特別選抜〕

出願書類により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、基礎学力検査により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接により「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

経済情報研究科 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

経済情報研究科では、高度な情報技術や経済及び経営に関わる専門的知識の修得を基礎に、修了後に関連分野において活躍できる専門的職業人及び研究者を養成することを目的としています。この目的を達成するために、次のようにアドミッション・ポリシーを定めています。

1. 求める人物像

（共通）

- ・入学目的や将来計画が明確で意欲旺盛な人
- ・今後の職業や進路に資するために高度な技術や知識をより深く研究しようとする人
- ・実務や経験で得た知識を高い見地から整理統括して活用発展させようとする人
- ・社会のグローバル化の中で活躍を希望する留学生

（博士課程（後期））

- ・博士課程（前期）で修得した知識を基礎として、博士号の取得を目指したコースワークやトレーニングを行いながら、専門的研究を発展させようとする人

2. 入学までに身につけてほしいこと

- ・経済・経営・情報に関する基礎学力

3. 入学者選抜方法

（博士課程（前期））

〔一般入試〕

成績証明書、履歴書により本研究科における学修・研究に耐えうる基礎的知識、論理的な思考力を重点的に評価し、小論文の学力検査、面接により選抜します。

〔社会人特別選抜入試及び岐阜県公立学校現職教員特別選抜入試〕

成績証明書、履歴書に加え、出願時の課題論文の論述、社会人経験により本研究科における学修・研究に耐えうる基礎的知識、論理的な思考力、豊かな表現力を重点的に評価し、面接により選抜します。

〔留学生特別選抜入試〕

成績証明書、履歴書に加え、日本語の運用能力により本研究科における学修・研究に耐えうる基礎的知識、論理的な思考力、語学力を重点的に評価し、小論文の学力検査、面接により選抜します。

(博士課程 (後期))

[一般入試及び社会人特別選抜入試]

成績証明書、研究成果報告書、研究計画書、履歴書により本研究科における学修・研究に耐える基礎的知識、論理的な思考力を重点的に評価し、英語資格・検定試験スコア、口頭試問により選抜します。

[留学生特別選抜入試]

成績証明書、研究成果報告書、研究計画書、履歴書に加え、日本語の運用能力により本研究科における学修・研究に耐える基礎的知識、論理的な思考力、語学力を重点的に評価し、英語資格・検定試験スコア、口頭試問により選抜します。

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める人材像や、入学希望者に求める水準等の判定方法は、入学者選抜要項を用いて、前述のアドミッション・ポリシーで求める能力等と関連付けて明示している。また同内容は、オープンキャンパスや内外の進学相談会にて、対面若しくはオンラインにて直接丁寧に説明するとともに、大学独自の特設サイトである「受験生応援サイト」において広く周知している。

例えば、教育学部 (音楽専修・体育専修) の総合型選抜では、小論文、集団面接 (グループディスカッション含む)、実技、書類審査を選抜方法として採用しているが、各選抜方法に対し求める能力等の関連性及び評価配分を明示している。(資料5-5~6)

アドミッション・ポリシーの策定については、大学全体と学部の一貫性を担保するため、各学部入学者選抜委員会、各学部教授会、全学入学者選抜委員会及び評議会において審議される。その適切性については、各学部入学者選抜委員会及び全学入学者選抜委員会にて、アセスメントプランに基づき、IR情報や入学者選抜結果から点検・評価を行っている。また、当該点検・評価結果は、自己点検・評価シートにより、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議に上程され、点検・評価内容について問題があれば、指摘が付される。なお、教学マネジメント会議は、アセスメントプランに基づき、3つのポリシーについての適切性を点検する機能を有するため、3つのポリシーの連関性を担保していると言える。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保 (受験者の通信状況の顧慮等)

本学の学生募集及び入学者選抜については、広報委員会規程、全学入学者選抜委員会規程、入学者選抜実施委員会規程、入学者選抜専門委員会規程、入学者選抜検証委員会規程

及び各学部の入学者選抜委員会規程を定め、広報委員会及び全学入学者選抜委員会と各学部入学者選抜委員会の緊密な連携のもと、学生募集から入学者選抜まで統一した方針で行っている(資料5-7~13)。また、大学院では、学生募集及び入学者選抜に関する全学的方針を踏まえ、各研究科委員会で年度方針を決定し、実施している(資料5-14~15)。

また、各学部共通の入学者選抜方式及び選抜基準は以下のとおりである。

1. 総合型選抜 Yawaragi 方式
ディスカッションやプレゼンテーション、小論文、実技等の結果を評価し、可否を決定している。
2. 学校推薦型選抜指定校制推薦方式
出願資格として全体の学習成績の状況(旧評定平均値)等の制限を設け、推薦書・調査書の審査と面接(集団面接方式)の結果を総合評価し、可否を決定している。
3. 学校推薦型選抜高校推薦方式
出願資格として全体の学習成績の状況(旧評定平均値)等の制限を設け、推薦書・調査書の審査と面接(集団面接方式)及び基礎学力検査(看護学部)、小論文(看護学部)の結果を総合評価し、可否を決定している。
4. 総合型選抜自己推薦方式
自己推薦書(志望理由書)・調査書の審査と面接(集団面接方式)及び基礎学力検査(教育学部・看護学部)、小論文(外国語学部・経済情報学部)の結果を総合評価し、可否を決定している。
5. 一般選抜
学力試験の成績と調査書を総合評価し、可否を決定している。
6. 一般選抜共通テストプラス(教育学部・看護学部のみ実施)
学力試験の成績と大学入学共通テスト試験の得点、調査書を総合評価し、可否を決定している。
7. 大学入学共通テスト利用選抜
大学入学共通テストの得点と調査書を総合評価し、可否を決定している。

大学院の入学者選抜については、研究科長の統括のもと、運営委員会及び研究科委員会が責任を持って、各研究科のアドミッション・ポリシーに沿った形で学生募集、入学者選抜を行っている。なお、大学院共通の入学者選抜方式及び選抜基準は以下のとおりである。

- ・国際文化研究科 修士課程
 - ・経済情報研究科 博士課程(前期)
1. 一般入試
国際文化研究科：書類審査・筆記試験・小論文・面接の結果を総合評価し、可否を決定している。
経済情報研究科：書類審査・小論文・面接の結果を総合評価し、可否を決定している。
 2. 社会人特別選抜
書類審査・面接の結果を総合評価し、可否を決定している。

3. 留学生特別選抜

書類審査・小論文・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

4. 岐阜県公立学校現職教員特別選抜

書類審査・面接の結果を総合評価し、合否を決定している。

・経済情報研究科 博士課程（後期）

1. 一般入試

2. 社会人特別選抜

3. 留学生特別選抜

書類審査・英語資格・検定試験のスコア・口頭試問（個人面接を含む）の結果を総合評価し、合否を決定している。

学生募集については、学部では年間を通じたオープンキャンパスや各種入学者選抜説明会を行うとともに、各地の高等学校への直接訪問や出張授業の取り組みを行っている（資料5-16～18）。

入学者選抜広報については、受験生に本学の様子や入学者選抜状況を正確に伝えるため、費用対効果を勘案しながら、新聞や受験雑誌など、様々なメディアを活用している。加えて、2021（令和3）年度からは大学ホームページ内に受験生応援サイトを新設している（資料5-19【ウェブ】）。また、大学院では、入学者選抜説明会や、地域・社会連携センターによる公開講座等の機会を利用して積極的な学生募集を行っている。

学部の入学者選抜に関わる組織には、学長・副学長・入学広報部長・各学部の学部長・入学者選抜委員長・入学者選抜副委員長・事務局長・事務部長で構成される全学入学者選抜委員会、全学入学者選抜委員会の下部組織として入学者選抜の実施に関して審議する入学者選抜実施委員会、教員で構成される各学部入学者選抜委員会がある（資料5-9～12）。

全学入学者選抜委員会は、学部入学者選抜委員会からの入学者選抜に関する方針や問題提起などを踏まえて、入学者選抜全般について全学的見地から検討している。入学者選抜試験実施の実務は、全学入学者選抜委員会規程第9条に基づき、各学部代表等による入学者選抜実施委員会を置き、検討を行っている（資料5-8）。

また、各学部入学者選抜委員会では、各課程、学科の意見を採り上げ、入学者選抜の内容、実施方法を検討し、入学者選抜実施委員会の議論に反映させる仕組みをとっている（資料5-12）。

試験問題作成は、全学入学者選抜委員会の所管のもとに、入学者選抜実施委員会内に入学者選抜専門委員会を組織し、問題作成にあたっている。出題ミスをなくするため、印刷前の校正、印刷納入時及び試験実施中にも点検を行っている。また、試験問題作成専門委員会とは別に、学部長や作成委員外の教員から構成される試験問題作成第二専門委員会を設置し、複数回の点検を行う体制で臨んでいる。問題作成にあたっては、外部の専門家からも協力をいただいております、その際には機密性、中立性、公平性の観点から慎重に対応している（資料5-10）。

受験生の不正を未然に防止する対策として、受験生の座席を一定の間隔を置いて配置するとともに、不正行為に関する内容と受験時の所持品について、受験時の受験生に対して

再三にわたり説明し、周知の徹底を図っている。また、教職員に対しては、試験実施前の説明会にて、試験当日の試験室内の巡視などを含め、不正行為の未然防止にあたるよう、周知に努めている。

合否判定については、各学部の入学者選抜委員会規程第2条第1項第7号に基づき、専門判定委員会が素案を作成し、学部入学者選抜委員会、ついで学部教授会で審議をしている（資料5-10、5-12）。

一般選抜における選択科目については、受験科目の選択により有利・不利が生じないように、試験問題作成専門委員会で難易度の調整を図るとともに、さらにA・B日程では採点後に中央値補正法による得点調整を行っている（資料5-5）。その上で、各学部入学者選抜委員会、教授会の合議体で審議する仕組みが確立されている（資料5-10、5-12）。これらの選抜結果を受けて、次年度の入学者選抜要項等に、志願者数、合格者数、合格最低点などを明記しており、公正性・透明性は保たれている（資料5-5）。

大学院では、大学院委員会及び各研究科委員会にて、入学者選抜に関する方針、入学者選抜の内容、実施方法を検討している。試験問題作成は、選抜方法別に各研究科長から指名された者が行っている。合否判定については、試験終了後に研究科長、試験問題作成委員、面接委員で審議の上、各研究科委員会で行っている（資料5-14～15、5-20～21）。試験問題、志願者数、合格者数、合格最低点等は公表していないが、希望があれば試験問題については、コピーを配付するなどの対応を図っている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に伴う試験実施上の配慮等について、別試験への振替え並びに検定料の返還での対応を行っている。また、感染症拡大防止の観点から、試験日当日のマスクの着用と手指消毒の義務付けと、自宅での健康観察（検温等）を実施するよう受験生に周知している（資料5-5）。

大学（各学部）の入学者選抜については、学部長の統括のもと、教授会及び入学者選抜委員会が責任を持って、各学部のアドミッション・ポリシーに沿った形で学生募集、入学者選抜を行っている。また、入学者選抜実施委員会及び各学部入学者選抜委員会にて入学者選抜要項の見直しを行い、次年度に反映させるよう取り組んでいる（資料5-9）。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報については、入学者選抜要項及び大学ホームページ（受験生応援サイト）に明記している。また、オープンキャンパス等の機会にて、授業料に関する相談ブースを設け、奨学金に関する説明会企画を設ける等、適宜情報を提供している。

オンラインによる入学者選抜については、学校推薦型選抜系列校推薦方式、学校推薦型選抜課外活動推薦方式、外国人正規留学生選抜方式の面接試験で先行的に実施している。公正な受験となるように、受験室は自宅や学校等の個室準備を依頼し、同室に受験生以外が居ないことを確認の上、入学者選抜を実施している。オンライン面接実施にあたっては、株式会社ZENKIGENが提供する「harutaka（ハルタカ）」を利用して面接試験を行っている。受験生には、面接の手引きに基づき、事前に端末・周辺機器の準備を依頼するとともに、接続チェックを実施している。また、受験生が操作等に困った場合を想定して、大学の担当及びharutakaサポートデスクで対応できるよう準備している。このようにオンラインによる公正な入学者選抜実施と公平な受験機会の確保を行っている。

障がいのある学生の受入については、過去の受入実績と、障がいの種類・程度等を考慮

の上、個別相談にて受入についての検討をしている。なお、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、入学者選抜要項等にも明示している通り、事前に十分な個別相談を行うとともに、入学者選抜で必要な措置を講じている（資料5-5）。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <修士課程・博士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率
--

本学では、社会的ニーズや受験生の動向を勘案しながら、適切な定員設定、管理に努めている。

過去5年間の各学部・研究科の志願者、合格者、入学者、入学定員の推移は、大学基礎データのとおりである（大学基礎データ表3）。また、この数字は各学部・研究科の合計値であり、実情は各学部・研究科によって異なっている。

例えば、直近の2022（令和4）年度における、学士課程、修士課程、博士課程の志願者、合格者、入学者、入学定員の状況は、[表5-1～3]のとおりである。

[表5-1]

学部 (学士課程)	志願者	合格者	入学者(A)	入学定員(B)	A/B
教育学部	3,689	1,564	402	330	1.22
外国語学部	363	322	87	150	0.58
経済情報学部	528	308	177	150	1.18
看護学部	526	304	80	80	1.00
学士課程合計	5,106	2,498	746	710	1.05

[表5-2]

研究科・専攻（修士課程）	志願者	合格者	入学者 (A)	入学定員 (B)	A/B
国際文化研究科・国際教育文化専攻	1	1	1	15	0.07
国際文化研究科・国際地域文化専攻	0	0	0	10	0
国際文化研究科合計	1	1	1	25	0.04

経済情報研究科 経済情報専攻〈博士課程(前期)〉	2	2	2	10	0.2
経済情報研究科合計	2	2	2	10	0.2
研究科修士課程総計	3	3	3	35	0.086

[表 5-3]

研究科・専攻（博士課程）	志願者	合格者	入学者 (A)	入学定員 (B)	A/B
経済情報研究科 経済情報専攻〈博士課程(後期)〉	0	0	0	3	0
研究科博士課程総計	0	0	0	3	0

大学では、志願者は2011（平成23）年度をピークに若干減少傾向にあったが、2015（平成27）年度からの新学部創設や学部再編の取組、インターネット出願の導入、入学者選抜方式の新設、都市部の大規模大学の定員厳格化もあり、志願者は増加傾向に転じていた。ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、2021（令和3）年度は大幅な志願者減となった。その後の2022（令和4）年度では、大学全体では若干の志願者増となっている。大学院では、入学定員に受験者数が及ばない状況があり、いずれの研究科でも定員割れをきたしている。知識基盤社会の到来が謳われ、教育の高度化、専門的職業人養成が求められる一方で、地方における大学院修了者の雇用環境は厳しさを増しており、入学者の確保は容易ではない。しかし、地方における高度な教育研究環境の機会を確保・提供するという本学の重要な使命に鑑み、教育内容を見直す中で社会的ニーズを掘り起こしていく必要がある。

また、過去5年間の各学部・研究科の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は、大学基礎データのとおりである（大学基礎データ表2）。なお、編入学定員は設定していない。例えば、直近の2022（令和4）年度における、学士課程、修士課程、博士課程の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は、[表5-4～6]のとおりである。

[表 5-4]

学部（学士課程）	入学定員に対する 入学者数比率	収容定員に対する 在籍学生数比率
教育学部	1.22	1.14
外国語学部	0.58	0.87
経済情報学部	1.18	1.09
看護学部	1.00	1.09
学士課程合計	1.05	1.07

[表 5-5]

研究科・専攻（修士課程）	入学定員に対する 入学者数比率	収容定員に対する 在籍学生数比率
国際文化研究科 国際教育文化専攻〈修士課程〉	0.07	0.10
国際文化研究科 国際地域文化専攻〈修士課程〉	0.00	0.05
国際文化研究科合計	0.04	0.08
経済情報研究科 経済情報専攻〈博士課程(前期)〉	0.20	0.15
経済情報学部研究科合計	0.20	0.15
研究科修士課程総計	0.09	0.1

[表 5-6]

研究科・専攻（博士課程）	入学定員に対する 入学者数比率	収容定員に対する 在籍学生数比率
経済情報研究科 経済情報専攻〈博士課程(後期)〉	0.00	0.00
研究科博士課程総計	0.00	0.00

さらに、2016（平成 28）年度の機関別認証評価受審後、認証評価機関（大学基準協会）からの指摘事項があり、特に本章（学生の受け入れ）に関しては、1つの改善勧告と1つの努力課題が付され、改善報告を求められた。該当する改善勧告及び努力課題については、次のとおりである。

(改善勧告)

経済情報学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均 0.79、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.75 と低いので、是正されたい。

(努力課題)

収容定員に対する在籍学生数比率について、国際文化研究科修士課程が 0.16、経済情報研究科博士課程（前期）が 0.05 と低いので、改善が望まれる。

その後、改善勧告に関しては、経済情報学部にて積極的な広報活動や教育方法の工夫等を行い、学生の受入改善を図り、2020（令和 2）年 8 月 31 日に、大学基準協会に対して第 2 期大学評価「改善報告書」を提出した（資料 2-24【ウェブ】）。その結果、2021（令和 3）年 3 月 24 日付けで「改善報告書検討結果」を受領している（資料 2-25【ウェブ】）。

ただし、努力課題に関しては、収容定員に対する在籍学生数比率が、国際文化研究科修士課程では 0.08、経済情報学部研究科博士課程（前期）では 0.10 と、依然低い水準であ

り、今後も入学者の確保に向けた改善が求められている（資料2-25【ウェブ】）。今後の改善に向けた両研究科の対応としては、2022（令和4）年度に、大学院委員会にて、各研究科の入学者の確保及び大学院の在り方について検討する小委員会（大学院改革委員会）を設置することが承認され、入学者の確保に向けた検討が進んでいる（資料5-22）。

その他、各研究科独自の取組としては以下のとおりである。

国際文化研究科では、2021（令和3）年度から新たに広報委員会を立ち上げ、大学のオープンキャンパスの開催日に合わせて大学院進学説明会を開催するとともに、個別相談ブースを設け、ホームページ等で周知している（資料5-23～24）。さらには、科目等履修制度を活用して特別支援学校教員免許状の取得が可能となることを案内したリーフレット（日本語、英語、中国語版）を作成し、ホームページに掲載している（資料5-25【ウェブ】）。

また、経済情報研究科にて、2017（平成29）年度から導入された長期履修制度を希望する入学者が生じたことにより、同制度の広報を充実させることを検討している（資料5-26）。さらには、経済情報学部研究科では、学内向け大学院説明会、社会人向け大学院説明会をそれぞれ年2回実施するとともに、経済情報研究科の紹介冊子を作成し、広く地域社会に配布する等の募集・広報活動を行っている（資料5-27、5-28【ウェブ】）。

その他、収容定員に基づいた在籍学生数の管理については、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」第1条第3項に基づき、学部の学科及び研究科の専攻の平均入学定員充足率を1.15未満となるように学生の受入を行い、収容定員に基づいた管理を行うとともに、学部等の設置等に係る申請等に備えた準備を行っている。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学における学生募集及び入学者選抜については、全学入学者選抜委員会規程に基づき、学長、副学長、学部長、入学広報部長、各学部入学者選抜委員長・入学者選抜副委員長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長で構成する全学入学者選抜委員会を置き、入学者選抜に関する全学共通事項を審議している。全学入学者選抜委員会における審議事項は、全学入学者選抜委員会規程第9条に基づき、入学者選抜実施委員会を置き、検証・検討を行い、全学入学者選抜委員会で審議している（資料5-8～9）。なお、入学者の選抜実施に関する必要な事項については、入学者選抜実施委員会規程、入学者選抜専門委員会規程、入学者選抜検証委員会規程に基づき実施している（資料5-9～11）。

全学的重要事項については、全学入学者選抜委員会で審議した後、学長が決定する（資料5-8）。また、各学部における学生募集及び入学者選抜に関する事項については、各学部の入学者選抜委員会規程に基づき、入学者選抜委員会を置き、入学者選抜実施方針に関すること、学生募集に関すること、入学者選抜の合否判定に関すること等、再入学を除く入学選考に関することを審議している（資料5-12）。また、全学入学者選抜委員会及び学部入学者選抜委員会においては、自己点検・評価シートと基本要件チェック表に基づく、定

期的な自己点検・評価活動が行われている（資料2-9～10）。また、各学部の教授会で合否判定会議を行う際は、合否判定とともに学生受け入れの適切性について、点検・評価を行っている。

また、入学者選抜区分別の GPA 値についての分析は、岐阜聖徳学園大学 IR 推進委員会で行われており、その結果はアセスメントプランに基づき、全学入学者選抜委員会に共有され、入学者選抜の適切性について検証を図っている（資料5-29～30）。同分析結果の要点としては、教育学部・外国語学部・看護学部については、全学年において、入学者選抜区分別の GPA 中央値に統計的有意差はみられなかった。ただし、経済情報学部のみ、全学年において、推薦・課外の区分と、複数の区分との間で GPA 中央値に統計的有意差がみられたことが分かっている。以上のことから、特に教育学部・外国語学部・看護学部では、適切な学生の受け入れが為されていると考えられる。なお、経済情報学部及び各学部の成績下位に位置する学生のフォローアップ等については、全学教務委員会で検討を重ねているところである。

その他、2021（令和3）年度教育学部卒業生の業種別就職率は、教員 78.7%、看護学部卒業生の国家試験合格率は 93.4%となっていることに加え、先の章でも述べたとおり、本学卒業生の対外的評価は高い水準を維持している（資料5-31【ウェブ】）。

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、学士課程の内、特に外国語学部の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、2021（令和3）年度～2022（令和4）年度にかけて大幅に減少した（大学基礎データ表2、3）。また、外国語学部系統の人気低迷は全国的に波及しており、本学外国語学部でも抜本的な改善・向上を図る必要が生じている。

そのため、本学では外国語学部のみならず、全学部が連動した一体的な改革を行うべく、2021（令和3）年度～2022（年度）にかけて、学部改組のためのワーキンググループ等での検討を重ねてきた。その結果として、2023（令和5）年2月評議会にて、聖徳学園グラウンドデザイン 60th に係る将来構想の事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」についてが示されたところである（資料3-23～24）。今後は、同学部新設・学部改組構想に基づき、短期大学部の募集停止及び同学部の果たしていた役割をより高度化し、教育学部に取り込むことや、既存の外国語学部を改組し、新たに人文学部を設置することを中心に対応を進め、一層学生の受け入れ強化を図る予定である。

大学院における学生募集及び入学者選抜については、大学院規則第 11～13 条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科運営委員会及び研究科委員会で審議し、学長が決定を行う。また、研究科の円滑な運営を図るために研究科長から選出された委員で構成する研究科運営委員会を置き、委員会に提案する案件について審議し、議案を研究科委員会に提出する形式をとっており、入試の合否判定会議を行う際は、合否判定とともに学生受入の適切性について、点検・評価を行っている（資料1-5、1-20）。

2020（令和2）年度には、本学内における入学者選抜の改善・向上に向け、運営体制の見直しを進めた。特に入学者選抜の実施に係るミスの防止に関して、試験問題に対する指摘があった場合に、速やかに調査・検証を行い、事案の発生原因究明や再発防止に努める入学者選抜検証委員会を 2021（令和3）年度から新たに設置している（資料5-11、5-13）。

また、試験問題作成にあたっては、「試験問題点検チェックリスト」を作成し、試験問題

作成委員が問題作成する際のチェックポイントとして示すことにより、出題ミスの防止と早期発見を図っている（資料5-32）。

入学者選抜の内、特別選抜については、留学生や社会人の組織的な受入を強化すべく、本学の中・長期計画に基づき推し進めている。特に留学生の受入では、日本大学連合学力試験（JPUE）利用で実績ができたことから、本学が進学先として選ばれる比率が上がってきている。留学生の受入にあたっては、奨学金制度充実の検討を行い、2022（令和4）年度入学生から奨学金制度の充実を図った（資料5-33～34）。また、社会人の受入についても同様に充実を図っている。なお、留学生及び社会人の受入については、入口だけではなく学生生活や出口の充実も重要であるため、他部署とも連携を図り、充実させている。

なお、2022（令和4）年度入学者選抜では、大学全体では志願者減少に歯止めがかかり、微増となったが、引き続き以下の取組を実施していく。

1. 学部勉強会の実施（学生募集担当者が学部の魅力を理解する）
2. 高校訪問強化（岐阜県隣接7県に静岡県を加えた全8県を重点地区とする）
3. 系列校の岐阜聖徳学園高校への広報活動（高校内での進学相談ブース開設、大学教員の派遣など）

以上の取組に加え、2022（令和4）年度からは、沖縄県を学生募集強化地域に指定し、龍谷総合学園奨学金の新設を行うことで、さらに募集力強化を図っている。また、2023（令和5）年度入学者選抜からは、一般選抜B日程において、試験時間と受験科目の変更を行い、理系の受験生獲得を目指している（資料5-5）。

大学院については、2016（平成28）年度の機関別認証評価受審後、認証評価機関（大学基準協会）から、以下の指摘事項（努力課題）が付されていた。

（努力課題）

収容定員に対する在籍学生数比率について、国際文化研究科修士課程が0.16、経済情報研究科博士課程（前期）が0.05と低いので、改善が望まれる。

収容定員に対する在籍学生数比率は、国際文化研究科修士課程では0.08、経済情報学部研究科博士課程（前期）では0.10と、依然低い水準であり、今後も入学者の確保に向けた改善が求められている（資料2-25【ウェブ】）。今後の改善に向けた対応としては、2022（令和4）年度に、大学院委員会にて、各研究科の入学者の確保及び大学院の在り方について検討する小委員会（大学院改革委員会）を設置することが承認され、入学者の確保に向けた検討が進んでいる（資料5-22）。その他、各研究科独自の取組については、前述（点検・評価項目③）のとおりである。

（2）長所・特色

2016（平成28）年度の機関別認証評価受審後、認証評価機関（大学基準協会）から指摘のあった改善勧告（経済情報学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均0.79、収容定員に対する在籍学生数比率が0.75と低いので、是正されたい。）に対しては、不断の努力の結果、直近の2022（令和4）年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、1.09と大きく改善している。

また、全学部の入学者選抜区分別の GPA 値についての分析を行っており、特に教育学部・看護学部については、各学部卒業生の教員就職率・国家試験合格率も高く、併せて卒業後の対外的評価も高い。

また、今後の学生の受け入れについては、全学部が連動した一体的な改革を行うべく、2021（令和3）年度～2022（年度）にかけて、学部改組のためのワーキンググループ等での検討を重ねてきた。その結果として、2023（令和5）年2月評議会にて、聖徳学園グラウンドデザイン 60th に係る将来構想の事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」についてが示されたところである。今後は、同学部新設・学部改組構想に基づき、短期大学部の募集停止及び同学部の果たしていた役割をより高度化し、教育学部に取り込むことや、既存の外国語学部を改組し、新たに人文学部を設置することを中心に対応を進め、一層学生の受け入れ強化を図る予定である。

（3）問題点

2016（平成28）年度の機関別認証評価受審後、認証評価機関（大学基準協会）から付された努力課題（収容定員に対する在籍学生数比率について、国際文化研究科修士課程が0.16、経済情報研究科博士課程（前期）が0.05と低いので、改善が望まれる。）がある。

また、収容定員に対する在籍学生数比率は、国際文化研究科修士課程では0.08、経済情報学部研究科博士課程（前期）では0.10と、依然低い水準となっているため、今後も入学者の確保に向けた改善が求められている。

さらには、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、外国語学部の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が、2021（令和3）年度～2022（令和4）年度にかけて大幅に減少しているため、早急な対応が必要である。

（4）全体のまとめ

建学の精神に基づき、現代社会に有為な人材を育成すべく、大学全体及び大学院全体の「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表している。また、大学全体・大学院全体の方針に基づき、学部・研究科ごとのアドミッション・ポリシーを定め、公表している。

学生募集及び入学者選抜については、公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜を実施すべく、全学入学者選抜委員会、入学者選抜実施委員会及び各学部入学者選抜委員会、各研究科委員会の緊密な連携のもと、統一した方針で行っている。

入学定員及び収容定員については、社会的ニーズや受験動向を勘案しながら随時見直しを図り、学則で定めている。また、入学者数比率及び在籍学生数比率については、教育の質保証の観点を踏まえ、各学部・研究科の管理・責任のもと、各教授会・研究科委員会で厳正に合否判定を実施し、大学全体として、収容定員をほぼ確保することができている。

一方で、大学では定員未充足による学部間格差の問題があり、大学院の各研究科では、依然として低い収容定員に対する在籍学生数比率についての問題がある。現在、全学入学者選抜委員会及び各研究科委員会等において、具体的な改善策を検討しているところである。

以上のように、入学者の受入れに関する方針を明示し、その方針に沿って公正な受入を行っている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、学則第1条に定めるように、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、幅広い教養と専門的知識、技術を身につけた社会に有為な人材を育成することを目的としている。その実現のために、教員組織規程によって教員に求める能力・資質について明確化している（資料6-1）。また、岐阜聖徳学園大学倫理綱領を制定して、教員の行動規範を定め、大学として求める教員像を明示し、ホームページ等で公表している（資料6-2【ウェブ】）。さらには、大学の求める教員像及び教員組織の編制方針を制定し、ホームページ等で以下のとおり公表している（資料6-3～4【ウェブ】）。

また、各学部・研究科における教員組織の編制方針については、大学全体の方針に則り、大学・大学院全体の方針とともに各学部・研究科にて定めており、ホームページ等で公表している（資料6-3～4【ウェブ】）。学部あるいは研究科の求める教員像及び教員組織の編成方針については、2022（令和4）年4月臨時教授会（研究科にあっては研究科委員会）にて周知されている（資料4-86）。

大学の求める教員像及び教員組織の編制方針

（大学の求める教員像）

【大学】

本学の求める教員は、本学の建学の精神にのっとり、人材育成の目的及び教育研究上の目的を踏まえ、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を理解し、学生の資質・能力向上のために教育する力と優れた研究力を兼ね備え、教育・研究の成果を広く社会に提供し、もって社会の発展に寄与することができる者である。

【大学院】

本学の求める教員は、本学の建学の精神にのっとり、人材育成の目的及び教育研究上の目的を踏まえ、「学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を理解し、学生の資質・能力向上のために教育する力と優れた研究力を兼ね備え、教育・研究の成果を広く社会に提供し、もって社会の発展に寄与することができる者である。

(教員組織の編制方針)

【大学】

- ・学部の教育課程、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模に応じた教員組織を設け、組織ごとに十分な教員を配置し、教育・研究の成果を十分に収められるようにする。
- ・教員の募集、任免、昇格に対する基準・手続きを明確かつ公平・適切なものとし、その職責に応じた地位・身分を保障する。
- ・教員の年齢構成は、教育研究上バランスのとれたものとする。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比構成に配慮する。
- ・教員の専門分野の構成は、教育研究上バランスのとれたものとする。

【大学院】

- ・学部の教育課程、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模に応じた教員組織を設け、組織ごとに十分な教員を配置し、教育・研究の成果を十分に収められるようにする。
- ・教員の募集、任免、昇格に関する基準・手続きを明確かつ公平・適切なものとし、その職責に応じた地位・身分を保障する。
- ・教員の年齢構成は、教育研究上バランスのとれたものとする。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比構成に配慮する。
- ・教員の専門分野の構成は、教育研究上バランスのとれたものとする。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学の教育課程の特性に相応しい教員を組織し、法令（大学設置基準等）、大学の求める教員像及び教員組織の編成方針に基づき、学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を各学部・研究科にて整備している。2022（令和4）年度収容定員はそれぞれ、教育学部（1,320名）、外国語学部（600名）、経済情報学部（600名）、看護学部（320

名)、国際文化研究科(50名)、経済情報研究科(29名)である。学部の種類及び規模に応じ定める教員数は教育学部50名、外国語学部10名、経済情報学部14名、看護学部12名となる。また、大学全体の収容定員に応じ定める教員数は28名で計114名である。2022(令和4)年度の教員数は、教育学部76名(学長含む)(うち、教授39名)、外国語学部19名(うち、教授8名)、経済情報学部23名(うち、教授15名)、看護学部25名(うち、教授6名)の計143名であり、教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部の種類及び規模に応じ定める教員数並びに大学全体の収容定員に応じ、適切に教員組織を編成している(大学基礎データ(表1))。なお、看護学部にはその他に2名の助手を配置している。さらには、研究に研鑽を積んできた教員に加え、教育現場等での経験豊かな実務家教員を各学部に配置し、協力して学生教育にあたっている。

大学院の研究科における専攻ごとに置くものとする研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、国際文化研究科では各専攻、研究指導教員数2名、研究指導補助教員数3名、経済情報研究科では経済情報専攻(博士課程(前期))研究指導教員数5名、研究指導補助教員数4名、経済情報専攻(博士課程(後期))研究指導教員数4名、研究指導補助教員数4名である。それに対して国際文化研究科国際教育文化専攻では研究指導教員数15名、研究指導補助教員数11名、国際地域文化専攻では研究指導教員数3名、研究指導補助教員数0名、経済情報研究科経済情報専攻(博士課程(前期))では、研究指導教員数14名、研究指導補助教員数3名、経済情報研究科経済情報専攻(博士課程(後期))では、研究指導教員数7名、研究指導補助教員数2名であり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしている(大学基礎データ(表1))。

教員・教員組織の適切性については、各学部教務委員会規程に基づき、各学部に教務委員会を置き、審議している。また、学則第49条に基づき、各学部に教授会を置き、学則第51条及び教授会規程にて各学部に関する事項を審議し、学長が決定する(資料1-4【ウェブ】、1-19)。

全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料1-4【ウェブ】、1-27、3-12~13)。

同様に大学院については、大学院規則第6条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会で審議し、学長が決定する(資料1-5【ウェブ】、1-20)。大学院としての最高意思決定機関は大学院委員会であり、大学院に関する全学的事項については、大学院規則第7条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会で審議し、学長が決定する(資料1-5【ウェブ】、3-14)。

国際性については、専任教員143名のうち、外国籍教員が8名在籍している。全体の5.6%であるが、2016(平成28)年度の機関別認証評価受審時に比べ2名増(全体比1.1%増)である。また、専任教員の性別構成の内訳は、男性91名、女性52名である。男女比は、男性63.6%、女性36.4%となっている(資料6-5)。前回の認証評価受審時は、男性62.4%、女性37.6%であったため、女性比率が若干減少したことになる。

学部における専任教員の年齢構成は、70歳以上が5名(3.5%)、60歳から69歳までが47名(32.9%)、50歳から59歳までが34名(23.8%)、40歳から49歳までが42名(29.4%)、39歳以下が15名(10.5%)となっている(大学基礎データ(表5))。

各学部における担当教員の適正配置については、次年度を迎える前に、毎年各専門分野で授業科目の担当教員の適合性を確認し、教務委員会で検証された後、審査教授会にて審議決定をしている（資料6-6）。なお、非常勤講師については、専任教員と同様の手続きを経て科目担当を決定している。

各研究科における研究科担当教員、研究指導補助教員等の資格の明確化と適正配置については、大学院教育職員資格審査委員会規程及び審査基準内規に基づいて資格審査委員会にて審議決定している（資料6-6～8）。なお、非常勤講師については、専任教員と同様の手続きを経て科目担当を決定している。

教員の授業担当負担への適切な配慮については、授業責任担当コマ数として年間（前期・後期）を通して延べ14コマとしている。ただし、担当教員の了解を得て超過する分については、増担手当として手当を支給することとしている。

教養教育の運営体制については、第4章でも述べたとおり、全学部共通の教養基礎科目（Yawaragi Basis）を開講するとともに、同科目の推進を図ることを目的とした教養教育委員会を設置し、全学の教養教育の運営にあたっている。教養基礎科目（Yawaragi Basis）については、羽島キャンパス（教育学部、外国語学部、看護学部）での開講科目名等と、岐阜キャンパス（経済情報学部）での開講科目名等に差異はあるものの、毎年度教養教育委員会にて全学部の教養教育運営に係る点検・評価を実施している。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

<p>評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</p> <p>評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p>
--

各学部における専任教員（任期制教員含む。）の新規採用・昇格については、審査教授会にて審査教授会規程、教育職員採用候補者選考規程及び教育職員昇格候補者審査規程に基づいて、教育研究業績及び担当予定科目の教育内容を審査し、適合性の判断を行っている（資料6-6、6-9～10）。また、学部によっては別途内規や申し合わせ事項を整備し、適切に運用している。

2021（令和3）年度からは、教育・研究施設のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターに専任教育職員を配置するため、審査教授会の機能を有する教育・研究施設の人事に関する委員会を新たに設け、新規採用・昇格を行っている（資料6-11）。ただし、選考の基準や審査等については、教育職員採用候補者選考規程及び教育職員昇格候補者審査規程を準用している（資料6-9～10）。

教員の募集・採用は、欠員が生じた場合、学部教授会及び審査教授会で審議され、学部長から学長へ採用申請を行う。学長がその採用を認めた場合、学長から理事長へ採用申請を行い、理事会で採用可否が審議され、その結果が理事長名で学長宛に通知される。採用可の通知があった場合は、原則として公募される。求人公募情報は、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベース（JREC-IN）への登録を行っている。応募のあった採用候補者の履歴業績は、当該教授会の構成員に公開される。それ以降は教育職員採用候補者選考規程の基準に基づいて審査され、学部長は審査教授会が適格と判定し

た採用候補者について、議事録等必要書類を添付し学長に報告する（資料6-6、6-9）。学長はこの判定結果を認めた場合、これを理事長に申請する。学長は理事長の採用決定通知後、当該学部長を経て速やかに学部教授会に報告する。

募集・採用の例として、外国語学部では、教員を採用する際には求める能力を明確に示した公募を原則としている。英語運用能力の養成に力点を置いていることから、英語科目担当教員採用の際には、研究業績の審査に加えて英語による面接を含め、英語運用能力を確認して実施している。

昇格については、昇格に必要な条件を満たすと思われる教育職員が、所属する学部において、関連教授が資料及び推薦の理由を付して学部長に申請書を提出する。その申請は原則として年1回とし、申請期限は10月末日としている。昇格申請があった場合、教育職員昇格候補者審査規程の基準に基づいて審査され、学部長は審査教授会が適格と判定した昇格候補者について、議事録等必要な書類を添付して学長に報告する。学長はこの判定結果を認めた場合、これを理事長に申請する。理事長は昇格者を決定し、昇格時期を付記して学長に通知する。学長は当該学部長を経て本人に通知する（資料6-6、6-10）。この採用、昇格の任免に関して、職名は理事長名で、所属学部は学長名で発令される。

その他、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センター専任教育職員の募集・採用・昇格については、審査教授会を教育・研究施設の人事に関する委員会に、学部長をセンター長に読み替えて実施している（資料6-11）。

なお、任期制教員については岐阜聖徳学園大学任期制教員に関する規程に基づき採用している。現在、教育学部及び看護学部の一部の教育職員と、外国語学部の一部のネイティブ教育職員に、3年の任期制を適用している（資料6-12）。

非常勤講師については、教育職員採用候補者選考規程を準用し、非常勤講師の欠員が生じた場合、当該科目の科目適格者を探し、審査教授会で決定している。任免については、4月1日から3月31日まで、1年未満の雇用期間として理事長名で任命している（資料6-9）。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」）活動については、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD委員会」）を設置し、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進している（資料6-13）。また、全学FD方針及び目標に沿って、全学及び各学部・研究科で目標・評価指標・活動計画を策定し、組織的に実施している（資料6-14【ウェブ】）。

FD委員会については、2021（令和3）年2月開催のFD委員会にて、FD委員会組織の検証及びファカルティ・ディベロップメント委員会規程の改正について審議した結果、2021（令和3）年度からは議長を学長から副学長に変更の上、構成員を研究科長・学部長から、

各研究科・学部のFD推進部会長に改めている。同変更の目的としては、全学FD委員会と各研究科・学部のFD推進部会間でさらなる連携強化を図り、教育の質向上のために積極的かつ組織的な活動を行っていくこととしている（資料6-15～16）。

FD委員会では、教員の資質向上を図るため、外部から講師を招いて実施する全学FD研修会、本学専任教育職員が授業改善に関する発表を行う全学FDサロン等を、全学的に実施している（資料6-17【ウェブ】、6-18）。

また、教育活動の点検・評価に関しては、2021（令和3）年度以降、全学的にWeb学生支援システム「UNIVERSAL PASSPORT（以下、UNIPA）」を導入したことにより、授業評価アンケートを全てオンライン上で実施している。なお、従来は各自の担当授業科目から1科目を選択し、学生による授業評価アンケート自己点検・評価報告書を作成していた。

しかしながら、従来の方法では特定科目の点検・評価及び授業改善に留まるため、2021（令和3）年度以降は、授業評価アンケートの結果を受け、UNIPA内の教員コメント欄に、全ての担当授業科目に係る改善点等を記入し、授業の内容及び方法の改善を図るとともに、履修登録学生に公表している。この変更により、原則として本学で開講される全ての科目について、受講学生の授業評価に対して、各担当教員からのフィードバックが行われており、教育成果の検証及び内部質保証の一助となっている（資料6-19～25）。

なお、各研究科では、授業評価アンケートに代わる点検・評価方法として、ヒアリングチェックシートを用いている（資料6-19、6-21）。

FD活動については、全学的な活動以外に、各研究科・学部単位でも実施している。

例えば2020（令和2）年度の教育学部では、学部独自のFD活動である「しゃべり場」（研修会）にて、ZOOMやGoogle Meetの活用に関するFDを、全5回にわたり実施している。また、FD研修会では参加者に対してアンケート調査を行い、当該調査結果を教授会で報告することで、学部内ニーズを把握・共有している。なお、2021（令和3）年度も同様の対応を図っており、前年度のアンケート調査結果を踏まえ、研修会内容等に活かしていることが確認できる（資料6-26）。

また、経済情報学部では、2021（令和3）年度に経済情報研究科と共催で、経済情報学部教員による「遠隔授業の授業改善について」を実施している（資料6-27）。

なお、各学部・研究科で実施しているFDに関しては、学部・研究科所属以外の教員も参加可能となっており、テーマ等に興味・関心のある教員は学部・研究科の所属を超えて自主的に参加している（資料6-28）。

その他、FD活動における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策については、2020（令和2）年度に全学FDサロンとして、本学教員が講師となり、「オンライン授業のための授業構成の工夫について」と題し、Google Meetを活用した授業改善に関する発表を実施した（資料6-17【ウェブ】）。

研究倫理教育については、2014（平成26）年8月に文部科学省が策定した、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン等に基づき、全教員を対象とした、研究倫理教育研修会及び科研費公募要領等説明会を、科研費獲得セミナーと併せて実施することで、不正行為防止や科研費獲得の一助としている（資料6-29）。

その他、本学では教育職員の教育活動、研究活動、社会活動等を適切に評価するため、2008（平成20）年度から教員評価制度を取り入れ、教員が自己評価を学部長に提出し、学

部長がそれを評価したうえで、学長が最終評価を行っている（資料6-30～32）。具体的には、教育職員の教育活動、研究活動、社会活動等を適切に評価するため、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む）の教育職員評価の実施に関する基本方針等に基づいた教員評価を実施し、学長及び学部長は「やや改善を要する」、「改善を要する」と評価された教育職員に対しては、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行うこととしている（資料6-33～34）。なお、2021（令和3）年度からは、従来ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）で審議・検証していた教員評価について、学長を議長とする教学マネジメント会議で審議・検証するよう改善を図っている（資料6-35）。

さらには、教育・研究活動の活性化及び教員の意欲向上を図ることを目的とし、教育・研究活動に貢献した教員を表彰する、岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰制度を2015（平成27）年度から導入している（資料6-36）。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員・教員組織の適切性については、教育課程の特性に相応しい教員配置に関する各学部教授会規程に基づき、各学部に教務委員会を置き、教育課程との適切性について毎年点検を行い、審議している。また、学則第49条に基づき、各学部に教授会を置き、学則第51条及び教授会規程に則り、各学部に関する事項を審議し、学長が決定している（資料1-4【ウェブ】、1-19）。

学生の収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織（教員数）については、大学設置基準、大学基礎データ表に基づき、教務課及び学長室が全学的に確認を行い、学部長及び自己点検・評価委員会構成員に報告している（大学基礎データ表1）。

全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会にて審議し、学長が決定している（資料1-4【ウェブ】、1-27、3-12～13）。

大学院については、大学院規則第6条及び各研究科委員会規程に基づき、研究科委員会にて審議し、学長が決定している（資料1-5【ウェブ】、1-20）。また、大学院に大学院委員会を置き、大学院に関する全学的事項について、大学院規則第7条及び大学院委員会規程に基づき、大学院委員会にて審議し、学長が決定している（資料1-5【ウェブ】、3-14）。

この様な手順で、教員組織の適切性について適宜点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取組については、学長の諮問機関である学部長会、そして大学の方針決定を行う教学マネジメント会議にて、学部での点検・評価結果を踏まえて、学部間を超えた教員配置について検討を進めている。

(2) 長所・特色

FD活動については、全学的な活動以外にも、各学部・研究科で活発に行われている。各学部・研究科で実施する研修会等の活動は、他学部・他研究科の教育にとっても有益な場合は、学部を横断して参加者を募っている。

例えば、教育学部では、学部独自のFD研修会及び「しゃべり場」を実施しており、所属する教員が教員養成課程に関する共通理解を深め、学生指導に関する資質・能力の向上の意識を高める機会としている。また、授業内容及び方法に関する組織的研修・研究を実施することで改善・向上への意識を高めており、教員間のネットワークを形成する機会となっている。

(3) 問題点

学生による授業評価アンケート結果について、自由記述欄の記述内容を要約し、教員に対してフィードバックしているが、その結果どのように改善・向上がなされたのか、年次変化等で詳細な分析を進めている。今後は年次変化等で大学・大学院、或いは学部・研究科単位で改善・向上が図られたことが分かるエビデンスを用意する必要がある。

(4) 全体のまとめ

教員・教員組織については、教員組織規程に基づき教員に求める能力・資質について明確化しており、教員の行動規範については岐阜聖徳学園大学倫理要領を制定して大学の求める教員像を明示している。さらには、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を制定し、公表している。当該規程、要領、方針については、各年度における定期的な点検・評価を実施しており、適宜文言等の修正を図っている。

また、法令（大学設置基準等）に基づき、学生の収容定員に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を各学部、各研究科にて整備している。特に研究に研鑽を積んできた教員に加え、教育現場等での経験豊かな実務家教員を配置し、協力して学生教育にあたっている。

教員の募集・採用については、公募によって広く人材を集め、教育職員採用候補者選考規程等に基づき審査教授会にて審査され、教員の昇格については、教育職員昇格候補者審査規程に基づき審査教授会で審査されている。

教員の資質向上を図るための方策としては、教員評価制度を取り入れており、教育・研究活動の活性化及び教員の意識向上を図ることを目的とし、教育・研究活動に貢献した教員を表彰する岐阜聖徳学園大学優秀教育者賞表彰制度を導入している。また、全学FD研修会、全学FDサロン等を開催し、教員の資質向上を図っている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり、宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特徴を發揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。」と学則第1条に定めている（資料1-4【ウェブ】）。これに資するために本学では、岐阜聖徳学園大学方針及び岐阜聖徳学園大学大学院方針内に、学生支援に関する方針を定め、ホームページ等で以下のとおり公表している（資料6-3～4【ウェブ】）。

学生支援に関する方針

①修学支援について

入学前から卒業までの修学支援を総合的・体系的に実施する。

②学生生活支援について

すべての学生が健康で安定した学生生活が送れるように、学生自身が健康で安定した生活への関心を持ち、自己管理できるように支援を実施する。

③進路支援について

学生が自らの夢実現に向けて教職協働で支援を実施するとともに支援体制の充実を図る。

学生支援の具体的施策については、キャンパスブックの「第3章キャンパスライフ編」に記載し、学生に周知している（資料7-1）。

学生支援は、両キャンパスの教務部教務課、学生部学生課、就職部就職課及び学生支援センター学生支援室（保健室・障害学生支援室・学生相談室）が主に担当し、全学及び学部教務委員会、全学及び学部学生委員会、全学及び学部就職委員会、学生支援センター運営委員会が互いに連携しながらあたっている（留学生に対する学生支援については、国際交流部国際交流課と全学及び学部国際交流委員会が主となって担当している）。

なお、大学院生に対する学生支援は、学部生に準じて行っている。

また、障害のある学生への支援については、2013（平成25）年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の公布を受けて、2017（平成29）年7月開催の評議会において、岐阜聖徳学園大学における障害学生支援に関する指針（ガイドライン）を別途定めており、本学ホームページに明示し、大学構成員（教職員及び学生）、受験生や保護者を含む社会に対して公表している（資料7-2【ウェブ】）。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<p>評価の視点1：学生支援体制の適切な整備</p> <p>評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信機器環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など） ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と指導 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 <p>評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等） <p>評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供 <p>評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p> <p>評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>
--

本学では学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制を整備している。

なお、各学生支援の詳細は後述のとおりである。

1. 修学支援について

(1) 初年次教育の実施

全学部において初年次教育を実施しており、1年次には少人数ゼミ形式の「基礎セミナーⅠ（2023（令和5）年度以降は、教育学部のみ基礎セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ）」、2年次には同形式の「基礎セミナーⅡ（2023（令和5）年度以降は、教育学部のみ基礎セミナーⅢ）」を必修科目として設けている。少人数ゼミ形式の授業では、修学についての相談を

受けるとともに、学生生活全般の問題に対しての相談・対応にも「基礎セミナーⅠ・Ⅱ（2023（令和5）年度以降は、教育学部のみ基礎セミナーⅠ・Ⅲ）」の指導教員が行っている。特に1年次において、学生生活になじめない学生の把握を行い、留年や退学に至らないよう、適切な指導を行っている（資料7-3）。

（2）入学前教育の実施

各学部において、入学前教育を実施しており、教育学部では、株式会社ナガセに委託し、国語・数学・英語の中から1科目以上を受講する機会を提供している。総合型選抜 Yawaragi 方式、学校推薦型選抜指定校制推薦方式、学校推薦型選抜系列校特別推薦方式の合格者については、1科目の受講料は大学負担（受講必須）、それ以上の科目の受講については、受益者負担としている。総合型選抜自己推薦方式合格者については、受講料を受益者負担で実施している。加えて、大学独自で専修別課題として課題図書等を課している（資料7-4～5）。

外国語学部では、入学前教育として株式会社ナガセに委託し、外国語学部への英語と題して基礎的な英語の復習と TOEIC 準備講座の受講機会を提供している。総合型選抜 Yawaragi 方式、学校推薦型選抜指定校制推薦方式、学校推薦型選抜系列校特別推薦方式、学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式合格者については、受講料は大学負担としている。総合型選抜 Yawaragi 方式併願、総合型選抜自己推薦方式、学校推薦型選抜高校推薦方式合格者については、受講料を受益者負担で実施している（資料7-6）。

経済情報学部では、入学生の学力・学習力・関心意欲を養成し、専門教育・キャリア教育のベースアップおよび就職の質の向上を目指し、社会科学系教育とロジカルライティング向上のプログラムを株式会社進研アドに委託して提供している。対象は総合型選抜及び学校推薦型選抜合格者のうち入学意思のある者で、受講料は大学負担としている（資料7-7）。

看護学部では、入学前教育として株式会社進研アドに委託し、合格者全員に対して看護の専門科目に直結する基礎学力や文章作成能力を身につける機会を提供している。なお、受講料については大学側と入学生側で折半している（資料7-8）。

（3）正課外教育

ボランティア活動などの正課外教育については、各種サークルや個別でのボランティアの紹介を行っている。担当窓口は学生部学生課が対応している。外部からの各種サークルや個別でのボランティア活動の依頼については、「ボランティア派遣依頼書」が FAX 等で各キャンパスの学生課に送られ、情報が集約されている。また、サークルへの依頼については、学生課から該当サークルに連絡調整の上、サークル代表者から依頼先に折り返し連絡させる方法を取っている。個別での依頼については、学生課から学生に対して紹介を行っている（資料7-9）。

（4）補習・補充教育の実施

入学後に学生個々の能力に応じた補習・補充教育については、全学部教員にオフィスアワーの時間を設け、個別指導、レポート指導、実習指導等を行っている（資料1-9、4

-45)。

学部独自の取組としては、外国語学部においては、リメディアル教育と Student Assistant (SA) 制度を導入している。同学部では入学時に受験する TOEIC Bridge 試験の結果をもとに、クラス分け授業を展開しており、下位2クラスについては、リメディアル教育として「英文法基礎Ⅰ」の受講を必須としている（他クラスについては英文法Ⅰを受講必須としている）（資料7-10）。また、Student Assistant 制度については、海外留学・海外ボランティア経験のある学生が、学修面のサポートや留学に関する質問等に対応する仕組みを構築している（資料4-54【ウェブ】）。

（5）休学者・退学希望者・成績不振者・留年者の対応

休学や退学を申し出た学生については、1・2年次は前述の「基礎セミナーⅠ・Ⅱ（2023（令和5）年度以降は、教育学部のみ基礎セミナーⅢ）」の指導教員、3・4年次は所属するゼミの指導教員（看護学部では3年次は2年次の指導教員が引き続き担当し、4年次はゼミの指導教員）が個別相談等に応じている。最終的には学生本人の休学や退学意志の確認を行い、指導教員による署名・押印のある休学願・退学願を教務部教務課で受理し、学生が所属する学部教務委員会を経て、学部教授会で審議決定している。

なお、教授会資料については、全教職員に配信されているため、教職員間で適宜情報共有がなされている。休学や退学の可能性のある学生が事前に把握できる場合は、各指導教員が相談等に応じるとともに、学生生活支援窓口である学生課及び学生支援センター学生支援室、修学支援窓口である教務課が連携して相談にあたっている。

また、看護学部では授業担当教員と指導教員が学生の出席状況を共有し、早期に指導を行うことを徹底しており、学修支援及び休学・退学の予防を図っている。具体的には、15回の授業では3回欠席、8回の授業では2回欠席すると授業担当教員から教務課を経由して指導教員に報告され、学生との面談が行われている。

成績不振者・留年者の対応については、指導教員はGPAを活用して学習指導を行っており、直前期のGPAが1.5未満だった学生に対して、指導教員が学期ごとに面談を行っている。また、学期のGPAが4期連続して1.0未満の場合「警告」を発し、次の学期開始前に保護者同席の上、学部長と指導教員により学習についての面談を行っている。「警告」を受けた直後の学期のGPAが1.0未満の場合は、学部長と指導教員による面談で「退学勧告」を行い、退学するか学修を継続するかの意思を確認することになっている。なお、「退学勧告」はあくまでも勧告であって強制ではなく、4年間での卒業が極めて難しい状況であることを学生に示すものとしている。いずれの面談においても、面談内容を学習指導記録として残している。（資料4-43）

（6）障害学生支援

障害のある学生に対しては、入学者選抜時及び入学者選抜前に個人の申告により修学上の問題を把握するとともに、入学後は学生支援センター内の障害学生支援室が主となって修学支援を行っている。

修学支援を進めるに当たっては、2021（令和3）年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正により、民間事業者も含む全ての

事業者に合理的配慮の提供が義務づけられた趣旨を踏まえて、障害学生支援室が、障害や疾患などにより様々な困難さのある学生当事者の申告に基づき、合理的な配慮の素案を作成する。素案については、関係部局、所属学部、指導教員（担任）等の意見聴取により、その妥当性や継続可能性について検討を進める。その後、当事者本人との合意形成を進め、合意案を、毎月第1水曜日に開催される学生支援センター運営委員会にて、大学組織として合理的配慮を決定している。承認された内容は、学生が所属する教授会にて、学生支援センター運営委員会の学部担当教員から周知している。また、学生支援センター長名にて、指導教員や授業担当者などに、合理的配慮シートを個別に手交・送付することにより、内容の周知徹底を図っている。

具体的な支援内容としては、例えば聴覚障害のある学生に対して、音声認識文字変換アプリ「UD トーク」を標準ツールとして活用し、情報保障している。また、筋疾患のために電動車椅子を使用している学生に対しては、移動時の安全確保や学習時の情報活用補助を行っている。こうした場合には、学生有償サポーターを募集して、事前研修を行い、個別的な支援を進めている。

視覚障害のある学生については、障害学生支援室にて、授業で使用される教科書やプリントのPDF提供を行っている。また、羽島・岐阜キャンパスに、拡大読書器を配置して、学生当事者が読書や自習などに自由に使用できる環境をつくっている。

さらには、学生支援センター主催による、障害学生支援に関する研修会を実施しており、各教職員が障害のある学生の支援について理解を深めている（資料7-11）。

（7）留学生支援

2016（平成28）年度から、外国人正規留学生の入学選抜制度として新たに「日本大学連合学力試験（JPUE）」制度を導入し、2020（令和2）年度から、香港の学生を外国人正規留学生として受け入れている。

出願資格として、日本留学試験（日本語科目）の「読解」・「聴解・聴読解」領域の合計得点200点以上かつ「記述」領域で25点以上を取得していること、日本語能力試験N1若しくはN2に合格していること、JPUE試験を受験し、入国までにN2レベル以上に達する見込みであることのいずれかに該当することを定めているが、大学で日本語による様々な学習活動を行うためには、さらに高度かつアカデミックな日本語力及び日本の背景に関する知識が必要とされる。そのため、外国人正規留学生を対象に教養基礎科目の代替科目として、「日本文化事情Ⅰ・Ⅱ」、「日本社会事情Ⅰ・Ⅱ」、「日本語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「日本語Ⅰ・Ⅱ」を開講している。また、外国語学部在籍する外国人正規留学生を対象に、専門科目として、「日本語総合演習Ⅰ～Ⅳ」、「日本語口頭演習Ⅰ～Ⅳ」を開講し、日本語の総合的な能力の育成を行っている（資料1-9）。さらには、入学直後に外国人正規留学生のためのキャンパスツアーを実施し、大学の修学に支障が出ないようにしている。

（8）学修支援

教学面支援の一環として、全学生が自宅等からでもPC・携帯端末等を利用して履修登録が行えるよう「GAKUEN/UNIVERSAL PASSPORT」（学習管理システム）を整備している。

また、同システムを利用することで、学生は時間割確認・成績確認等を行うことができ、大学からの各種通知等についても、個々の携帯端末において情報を受信し、学修支援を受けることができる。2022（令和4）年度以降については、同システムの学修ポートフォリオ機能を利用し、全学生を対象とした学修成果の振り返り・可視化を進めていくことを検討している（資料4-51～53）。

2020（令和2）年度以降においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、羽島キャンパス・岐阜キャンパスにおいて、遠隔授業を受講するための環境（電子機器、Wi-Fi等）が整っていない学生を対象に、「アクセスポイント」（学内Wi-Fiや本学PCを利用可）を提供しており、コロナ禍においても適切な修学機会を確保すべく、修学環境を整備している（資料4-62【ウェブ】）。また、2022（令和4）年度には、大学全体で115台（羽島キャンパス55台、岐阜キャンパス60台）のノートPCを購入し、学内のアクセスポイントで学習する学生のために、ノートPCの貸し出しを行っている。

（9）各種奨学金、学納金の延納制度

本学独自の奨学金及び外部機関の奨学金制度については、[表6-1～2]のとおりである。また、本学独自の奨学金については、以下のとおり詳述する。

本学では、人物・学業とも優秀で、経済上修学が困難と認められる学生に対し、教育の機会均等をはかるとともに、有為な人材を育成することを目的とした各種奨学金制度を設けている。具体的には「スカラシップ（一般選抜成績上位者対象）（免除）」、「Yawaragi奨学金（免除）」、「課外活動奨励奨学金（免除）」、「被災学生支援奨学金（免除）（給付）」等がある（資料5-3、7-12【ウェブ】）。

この内、「スカラシップ（一般選抜成績上位者対象）（免除）」制度は、学業・人物ともに優秀な学生に修学を奨励するための奨学金制度である。この奨学金は入学者選抜試験において成績優秀者を対象者として授業料等を減免するものである。

「Yawaragi奨学金（免除）」制度は、総合型選抜Yawaragi方式での入学者を対象として授業料を減免するものである。

「課外活動奨励奨学金（免除）」制度は、課外活動（スポーツ・文化活動）において顕著な成績を修めた学生を対象として学費等を減免するものである。

「被災学生支援奨学金（免除）（給付）」制度は、在学生並びに受験者が災害及び火災を受けた場合に経済的な負担を軽減するためのものである。

2020（令和2）年度には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応として、本学に在学する全ての学生を対象に、一律3万円の給付を行った。これは、各学生が遠隔授業を円滑に受講するため、電子機器等の準備に係る負担軽減を図ることを目的としている。また、当該対応を行うため、2020（令和2）年4月1日付で本学独自の「修学環境整備支援奨学金規程」を制定している（資料7-13）。

その他の本学独自の奨学金制度としては、経済情報学部到学校推薦型選抜指定校制推薦方式で入学した学生に入学金相当額を給付する「経済情報学部学校推薦型選抜指定校制推薦方式入学者奨学金（給付）」制度、外国語学部・経済情報学部到学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式で入学した学生に入学金相当額を給付する「学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式入学者奨学金（給付）」制度、外国に留学する学生へ留学先大学の授業料相当額

第7章 学生支援

の給付等を行う「学生外国留学奨学金（給付）」制度、看護学部生が「海外研修」を受講する際、海外研修費の一部を給付する「海外研修奨学金（給付）」制度等がある。

また、兄弟・姉妹で本学若しくは本学園附属学校に在学している場合、下位学年の児童・生徒・学生を対象に、授業料の3分の1を減免する兄弟姉妹授業料減免制度がある。

加えて、本学は令和元年度から「高等教育の修学支援新制度」の機関要件を満たしており、同制度の対象学生であれば、本学入学後に授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）に加え、給付型奨学金の支給を受けることが可能である（資料7-14【ウェブ】）。

なお、一般的な奨学金制度として、「日本学生支援機構奨学金第一種・第二種（貸与）」、「一般財団法人本願寺派教学助成財団奨学金（給付）」、「公益財団法人岐阜杉山記念財団奨学金（給付）」、「公益財団法人広田奨学会選奨生奨学金（給付）」等に加え、地方自治体や公共団体の奨学金の情報を提供している。

さらには、学納金の延納制度があり、経済的理由等のやむを得ない事情がある場合は当該納期を限度として延納することができる（資料7-15）。

[表6-1] 本学独自の奨学金制度

奨学金制度	対象学部	給付額など	資格・条件など
スカラシップ (一般選抜成績上位者 対象)(免除)	教育学部	学費全額(4年間)	一般選抜B日程合格者のうち 成績上位者
	外国語学部	授業料全額(4年間) 授業料半額(4年間)	一般選抜A日程合格者のうち 成績上位者
	経済情報学部	授業料全額(4年間) 授業料半額(4年間)	一般選抜A日程合格者のうち 成績上位者
	看護学部	学費全額(4年間) 授業料半額(4年間)	一般選抜A日程・B日程合格 者のうち成績上位者
Yawaragi 奨学金 (免除)	外国語学部 経済情報学部 看護学部	授業料半額(4年間)	総合型選抜 Yawaragi 方式に おいて Yawaragi 合格となっ た者
指定校制奨学金 (給付)	経済情報学部	300,000 円 (入学年度のみ)	学校推薦型選抜指定校制推薦 方式入学者
課外活動特別奨学金 (給付)	外国語学部 経済情報学部	300,000 円 (入学年度のみ)	学校推薦型選抜課外活動特別 推薦方式入学者
特別選抜奨学金 (免除)	全学部	350,000 円(4年間)	外国人正規留学生 社会人学生が対象
学生外国留学奨学金 (給付)	全学部	留学先の授業料相当額 を給付(上限あり) 航空運賃一部助成	派遣・認定留学により、留学 する学生
海外研修奨学金 (給付)	看護学部	200,000 円	「海外研修」を受講する学生 (人数制限あり)
課外活動奨励奨学金 (免除)	全学部	学費全額(4年間) 授業料全額(4年間) 授業料半額(4年間)	入学前及び入学後の課外活動 において優れた才能を発揮し、 全国大会レベルの競技会等 において特に顕著な成績を 修めた者。さらに、その能力・ 技術の向上を勉学と両立させ、 他学生の模範となりうると 本学が認めた者
被災学生支援奨学金 (免除)	全学部	検定料・入学金	災害救助法適用地域の指定を 受けた被災地域の受験者・入 学者

被災学生支援奨学金 (給付)	全学部	審査の上、金額決定	災害により重大な被害を受け日常生活に支障をきたしている学生(入学者含む)
高等教育の修学支援制度(免除)(給付)	全学部	高等教育の修学支援制度で定められたとおり	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

※学費とは授業料、教育充実費、実習費(看護学部のみ)の合計をいう。

[表6-2] 外部機関の奨学金制度

奨学金制度	金額	対象者
日本学生支援機構奨学金第一種奨学金(貸与)	月 20,000 円～64,000 円	経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められる学生
日本学生支援機構奨学金第二種奨学金(貸与)	月 20,000 円～120,000 円	経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められ、心身ともに健全な学生返還利息は卒業後年 3%以内
公益財団法人広田奨学会選奨生奨学金(給付)	月 50,000 円	経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められる学生
公益財団法人岐阜杉山記念財団奨学金(給付)	年 120,000 円	経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められる学生 保護者の住所が岐阜県内にある学生(大学院生・留学生は除く)
一般財団法人本願寺派教学助成財団奨学金(給付)	月 100,000 円	経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀な学生で、浄土真宗本願寺派の発展に寄与しようとする寺院子弟ならびに門徒子弟

以上の奨学金や学納金の延納については、学生に対して毎年度の前・後期オリエンテーション等で周知するとともに、メールや掲示でも情報を提供している。

2. 学生生活支援について

学生生活支援については、学生が心身とも健康で学生生活を過ごせるように配慮し、種々の課題に対する相談機会等の充実を図るとともに、学生の課外活動の活性化と適切化を支援することを目的に多様な学生生活支援を行っている。

(1) 保護者懇談会等の実施

学生部学生課が主体となって、全学年を対象として年間に1度保護者懇談会を開催している。また、3・4年次の保護者を対象に、別途指導教員との面談機会を設けている(資料7-16)。

(2) 学生からの意見聴取の実施

本学では、学生が必要とする支援内容等を把握するため、全学年を対象に毎年「在学生アンケート」を行っている(資料7-17～18)。なお、同調査の設問項目については、2021(令和3)年12月開催の第7回IR推進委員会において審議され、2022(令和4)年度からは、社団法人日本私立大学連盟が実施する「学生生活実態調査」の設問項目に沿うよ

うに変更を行った（資料7-19）。

また、学生から直接意見・要望等を聴取するために、年間に一度全学協議会を開催している。大学側は学長、副学長、各学部長及び各学部学生委員長、各キャンパス事務部長と事務職員、学生側は学生の自主的組織である学友会の代表、文化系サークルや運動系サークルの代表等が参加し、学生生活全般を中心に意見交換を行っている（資料7-20）。

（3）大学指定寮の整備

本学では、学生生活支援の一環として、県外からの学生や自宅通学が困難な学生に対して、「指定寮」の斡旋を行っている。キャンパス近隣のアパートやマンションのオーナー（寮主）に寮主組合を組織してもらい、寮主組合を通して学生寮を紹介している。男子学生寮として9寮、女子学生寮として11寮が指定寮として登録されている。各指定寮の代表学生（寮長）と学生課職員が参加して年間に一度寮長会を開き、住居および周辺環境等について情報交換を行い、そこで得られた意見・希望を集約している。寮主会も定期的に関われ、寮長会で得られた意見・希望を寮主に伝えている。このように寮主会及び寮主、寮生と学生課の間の連絡を密にし、寮生がより快適な生活を送れるよう、適切な支援体制を構築している。また、学生寮の紹介については、本学ホームページからも確認出来るよう公表している（資料7-21【ウェブ】）。

また、2020（令和2）年度より、羽島キャンパス近隣の学生寮一棟を、外国人正規留学生用寄宿舎として借り上げ、外国人正規留学生に対して、安価な料金で提供している。

（4）課外活動支援

本学には学生の自主的組織として「学友会」があり、学生の自主活動を通して本学の発展と健全な自治の確立、更に学生生活の向上を目指して活動を行っている。学友会は学友会執行委員、各クラス代表、学友会文化連盟執行部委員・体育連盟執行部委員及びそれらの所属サークル員らによって構成されており、各サークルへの予算配分及びその予算決算に関する事項、大学祭や新入生歓迎会等の各行事の実施に関する事項、各サークルの設立・廃止等に関する事項などについて、自主性に基づき運営されている。また、毎年2月頃に学友会所属の各部・サークルの次期リーダーや学友会執行委員を対象に、学生リーダーの育成と資質の向上を目的として「リーダー研修会」を実施している（資料7-22）。

2022（令和4）年5月1日現在、本学の学友会体育連盟に所属するサークル数は23、所属学生は570名、文化連盟に所属するサークル数は18、所属学生は636名である。概ね、在学生の1/3程度が何らかのサークル活動に参加していることになる（資料7-23）。

本学は運動部の課外活動支援にも注力しており、2019年（平成31）年3月にUNIVAS（大学スポーツ協会）に加盟している。

なお、2022（令和4）年5月1日現在、学内には7つの強化指定部（硬式野球部、水泳部、男子ハンドボール部、サッカー部、男子ソフトボール部、女子ソフトボール部、ゴルフ部）を置いている。現在は強化指定部を中心に、全学的な課外活動支援の充実を図っており、今後本学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域・社会貢献等に繋げるべく鋭意努力を重ねているところである（資料7-24）。

コロナ禍における学生同士の交流機会の確保として、従前は対面のみで実施していた行

事等について、オンラインを活用して実施している。また、学友会が主体となって新入生歓迎会を開催し新入生の親睦を深める機会を提供するとともに、正課中の休み時間を利用してサークル紹介ブースを設置するなどして先輩と交流できる活動を展開している。学友会では「てるてる坊主を探せ」、「七夕イベント」、「秋イベント」など季節毎でのイベントを開催し、学友会活動を通して学生同士の交流機会を確保している。

(5) 学生委員会による学生生活支援体制の整備

学生の生活支援については、各学部学生委員会を置き、各学部学生委員会規程に基づき、学生の厚生補導に関する事、学友会並びに課外活動の育成及び施設の利用に関する事、奨学生に関する事、学生の保健管理に関する事、学生の賞罰に関する事、その他学生生活に関する事を審議している（資料7-25）。また、学生部長、各学部学生委員長、各学部学生副委員長、羽島学生課長、岐阜学生課長で構成する全学学生委員会を置き、学生支援に関する全学的事項を審議している（資料7-26）。

全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する（資料1-4【ウェブ】、1-27、3-12～13）。

また、各学部に関する事項については、学則第51条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定する（資料1-4【ウェブ】、1-19）。

(6) 学生生活支援（学生相談及び心身の健康に係る支援）体制の整備

学生の様々な悩みに対する相談場所として、学生支援センター内に学生相談室を設置している。学生相談室を訪れる学生の多くは何らかの不安や葛藤により、精神的・心理的に危機状態に陥っていることや、本人の気付いていない根深い精神的・心理的問題を抱えている場合もある。このような学生の精神的・心理的症状を改善し、健全な大学生活への適応ができるように援助している。新入生には学生相談室案内のパンフレットを配付し、さらに同じ情報を保護者及び在学生向けに大学ホームページで公開している（資料7-27【ウェブ】）。

また、毎年入学時に新入生を対象とした「新入生メンタルヘルスケアアンケート」を実施し、必要に応じて面談等を行っている（資料7-28）。

学生相談室は羽島キャンパス・岐阜キャンパスに1箇所ずつ設置され、専任教員5名（内臨床心理士4名）と、臨時の臨床心理士3名が配置されている。これに加え、両キャンパスとも月1回精神科医の相談日を設けており、学生には「ほけんだより」を年度当初に発行することで周知している（資料7-29）。

学生支援センター内には、学生相談室の他、保健室及び障害学生支援室が設置されている（資料7-30～35）。なお、保健室には、羽島キャンパスは看護師3名、岐阜キャンパスは看護師1名が常駐している。その他、学校医による健康相談を羽島キャンパスでは毎月1回、岐阜キャンパスでは年4回（内1回は定期健康診断の間診を含む）実施している。

(7) ハラスメント防止対策体制の整備

本学園のハラスメント防止対策に対する基本方針として、「ハラスメントの防止及び対

応に関する規程」及び「学校法人聖徳学園ハラスメントに関する禁止行為に関する細則」を定めており、本学としても「岐阜聖徳学園大学ハラスメント防止対策委員会規程」を定めている。また、本学では、同規程に基づき「岐阜聖徳学園大学ハラスメント防止対策委員会」を設置し、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止及びハラスメントが発生した場合の適切な対応を行えるよう体制を整備している（資料7-36～38）。

併せて、羽島キャンパス・岐阜キャンパスに、教育職員並びに事務職員で構成された相談員を配置している（資料7-39【ウェブ】）。

なお、ハラスメント防止対策委員会では、①教職員の研修、②学生への啓蒙活動、③委員・相談員の研修、④ハラスメント防止に係る規程やガイドライン、リーフレットの作成、⑤申し立てへの対応等について協議している。また、本学ホームページ上に、同委員会で作成したリーフレットを公表している（資料7-40【ウェブ】）。

また、②学生への啓蒙活動としては、新入生には入学後のオリエンテーション時に、2年生以上の学生には学年当初のオリエンテーション時に、ハラスメント防止の啓発と、相談窓口等の紹介を行っている。さらには、全学教職員への啓発と危機管理対応のため、毎年学外から講師を招いて、ハラスメント防止対策研修会を開催している（資料7-41）。

加えて、学内におけるパワーハラスメントに関する実態把握を目的として、2021（令和3）年度以降は教職員を対象に、2022（令和4）年度以降は学生を対象とした「パワーハラスメントに関する実態把握アンケート」を実施している（資料7-42～43）。

また、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度に実施した教職員対象の「パワーハラスメントに関する実態把握アンケート」の集計結果を比較したところ、パワーハラスメントの被害報告件数が減少しており、ハラスメント防止対策委員会が実施する各種対応に一定の効果が認められた（資料7-43）。

3. 進路支援について

本学では教職協働を柱とし、教育職員及び事務職員がともに協力し、学生の進路支援に注力している。学生に関する進路選択の活動状況については、教育職員が得た情報、事務職員が得た情報を互いに共有し、進路支援・指導に役立てている。

事務組織として就職部就職課を設け、羽島キャンパス、岐阜キャンパスにそれぞれ羽島就職課、岐阜就職課を設置するとともに、学部毎に事務職員の担当者を配置し、学生が相談者を自由に選択できる進路支援環境を整備している。これにより、双方ともに継続した相談を行うことができ、よりきめ細やかな支援・指導を可能にしている。

また、2020（令和2）年度からは、教員就職を希望する学生を対象としたフォローアップの充実を図るため、羽島就職課に含まれていた教職指導室を別室として開設している。同部署には、1名の室長と3名の高等教育専門職を配置し、教員採用試験の合格に向けた指導をはじめ、卒業後に教員として実際に教壇に立つための具体的支援を行っている。なお、同部署を含めたキャリアサポートにより、2021（令和3）年度の教育学部卒業生の教員就職率は78.7%となっている（資料5-31【ウェブ】）。

各学部の進路選択に関する教育については、1年次から4年次まで就職関連科目として正規授業を設けている。特に1年次は基本的に大学、或いは社会人へと繋がる学習の姿勢

として不可欠な要素を学び、将来に向けての大学時代の学修の在り方や、目的を確認し、主体的な学修を行うことを目標としている。

また、授業科目以外にも、各学部の特性に合わせ、教員・企業・公務員や保育士等、それぞれの特性に合わせた支援講座を実施するとともに、学年毎に支援プログラムを用意することにより、段階的に進路希望の実現に向けて取り組めるようにしている。看護職においても、学びの進度を踏まえ、学年毎に国家試験対策を含めた支援プログラムを用意し、段階的に進路希望の実現に向けて取り組めるようにしている（資料7-44～46【ウェブ】）。

本学は2013（平成25）年度以降、本学は様々な地方自治体や企業等と連携協定を締結しており、2022（令和4）年5月1日現在の協定先は全13団体に及んでいる。これらの協定先からは、年間を通して各学部において適宜現役社会人を招聘しており、講演の実施や課題解決型学習（PBL）の課題提供等を受けている。また、学生のインターンシップ受け入れ先としても協力を得ている（資料7-47【ウェブ】）。

なお、2020（令和2）年度以降の進路支援については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、学生の構内立入が制限される中においても、感染予防を十分配慮した上で対面による面接演習や講座を行うとともに、TV会議システムを活用したオンライン面接や講座を実施する等、ハイブリッド方式で各種対策講座を設けた。

その他、学生の実態把握のため、3年次後期（4年次前期）のオリエンテーションにおいて、全学生を対象とした進路希望（状況）調査を実施している。企業就職を希望する学生が多い外国語学部・経済情報学部においては、各進路希望調査終了後に、学生全員に対して、ゼミ担当教員・就職課事務職員による三者面談を行っている。教育学部を中心とした教員就職希望者に対しては、必要に応じて面談を行っている。就職支援講座、就職合宿、学内合同企業説明会等のキャリア支援については、面談時や各期のオリエンテーション等において適宜参加を促している。大学院生については、各研究科の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、研究者及び専門職業人の養成が主目標となっている。また、大学院生数が少ないこともあり、適宜研究指導教員を交えた個別進路指導を行っている。

なお、本学学生に対するキャリア支援の詳細は、以下の通りである（資料1-9、資料7-48）。

（1）進路支援に関する科目・講座・検定試験の整備

①キャリア支援科目（外国語学部）、キャリア教育科目（経済情報学部）

- ・キャリアセミナーⅠ 外国語学部1年生対象
- ・キャリアセミナーⅡ 外国語学部1年生対象
- ・キャリアセミナーⅢ 外国語学部2年生対象
- ・キャリアセミナーⅣ 外国語学部2年生対象
- ・キャリアセミナーⅤ 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーⅥ 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーⅦ 外国語学部2年生対象
- ・キャリアセミナーⅧ 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーⅨ 外国語学部3年生対象

- ・キャリアセミナーX 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーXI 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーXII 外国語学部2年生対象
- ・キャリアセミナーXIII 外国語学部3年生対象
- ・キャリアセミナーXIV 外国語学部3年生対象
- ・キャリアデザインI 外国語学部1年生対象
- ・キャリアデザインII 外国語学部2年生対象
- ・企業就職への道 外国語学部3年生対象
- ・英語ボランティア活動 外国語学部2年生対象（2段階評価科目・CAP対象外）
- ・国内インターンシップ 外国語学部2年生対象（2段階評価科目・CAP対象外）
- ・国際インターンシップ 外国語学部2年生対象（2段階評価科目・CAP対象外）
- ・社会人基礎力養成 経済情報学部2年生対象
- ・キャリアデザインI 経済情報学部2年生対象
- ・キャリアデザインII 経済情報学部3年生対象
- ・キャリアデザインIII 経済情報学部3年生対象
- ・キャリアデザインIV 経済情報学部3年生対象
- ・インターンシップ（講義） 経済情報学部2年生対象
- ・インターンシップ（実習） 経済情報学部2年生対象

②就職支援講座

教員就職関連

- ・教員採用試験対策講座（筆記編）（一般教養・教職教養・小学校全科・直前対策）
- ・教員採用試験対策講座（面接編）（集団面接・集団討論等）
- ・教員採用試験対策講座（実技編）
- ・教壇準備講座

企業・公務員就職関連

- ・公務員採用試験対策講座（筆記）
- ・公務員採用試験対策講座（面接）
- ・企業就職支援講座

看護師・保健師・養護教諭就職関連

- ・看護師・保健師国家試験対策講座
- ・看護師・保健師国家試験模擬試験
- ・キャリア支援関係講座
- ・就職支援対策講座（面接・小論文等）

③就職支援（スポット開催）

- ・内定者報告会
- ・OB・OG報告会

- ・求人情報サイト活用・登録説明会
- ・就職合宿

④その他支援事業

- ・論作文指導強化月間
- ・業界研究セミナー
- ・学内合同企業説明会
- ・企業懇談会

⑤資格取得支援講座

- ・TOEIC 講座
- ・FP 技能士 2・3 級講座
- ・ビジネス能力検定 2 級講座
- ・MOS 講座
- ・日商簿記 3 級講座
- ・秘書技能検定 2 級講座

⑥模擬試験・検定試験

- ・教員採用模擬試験
- ・保育士就職模擬試験
- ・漢字検定試験

⑦進学

- ・大学院説明会

(2) 教員組織・事務組織の整備

学生の進路支援については、各学部に就職委員会を置き、各学部の就職委員会規程に基づき、就職指導、就職情報、就職あっせん、その他就職支援に関することを審議している（資料 7-49）。また、就職部長、各学部就職委員長、各学部就職副委員長、羽島就職課長、岐阜就職課長、教職指導室長で構成する全学就職委員会を置き、就職支援に関する全学的事項を審議している（資料 7-50）。

全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第 53 条及び第 54 条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する（資料 1-4 【ウェブ】、1-27、3-12～13）。

就職課はキャンパス毎に設置し、羽島キャンパスに 5 名、岐阜キャンパスに 4 名の課員をそれぞれ置いている。教職指導室は羽島キャンパスに設置し、4 名の室員を置いている。就職課事務職員は、それぞれ担当学部就職委員会に出席し、適宜情報交換を行っている。各学部、企業、学生からの要望事項等に係る意見交換を行い、授業科目や進路支援事業等に反映させている。

なお、大学院においては、就職に特化した委員会を設けていないが、就職に関することは研究科委員会において取り扱っている。また、適宜研究指導教員を交えたきめ細やかな

個別指導を行っている。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、毎年度の自己点検・評価活動を通して、点検・評価を行っている。検証にあたっては、学生を対象とした各種アンケート結果や、各部署保有の学生に関する諸データ（行事参加者数や就職率等）を活用している。

また、全学部の学生を対象とした「在学生アンケート」を行っており、調査内容の検証結果については、一部抜粋の上、IR推進委員会において審議された後、驚愕マネジメント会議に報告され、その後関係部局にて活用されている（資料7-51～52）。

卒業生に対しては、卒業年度の1月に学修成果アンケートを実施しており、設問項目の中で、本学での学生生活全般に関わる様々な項目の満足度等について、学生からの意見を聴取している（資料7-53）。これらのアンケート結果については、IR推進委員会において、原則として各年度内に分析・検証を行い、広く学内（諸会議・委員会等）への公表等を図るとともに、各部局における点検・評価、改善活動に活用出来るよう対応を図っている。

その他、前述のとおり学生から直接意見・要望等を聴取するために、各年度に一度全学協議会を開催している。同協議会では、学生支援全般に係る意見・要望について聴取の上、適宜改善・向上を図っている。2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度の具体的な改善事例としては、ノートパソコンの導入、無線LANアクセスポイント増設、電波時計設置等が挙げられる（資料7-54）。

障害のある学生に対する支援については、学生支援センター学生支援室及び学生支援センター運営委員会が中心となって、適宜教務課、学生課、就職課等との情報共有の上、合理的配慮に基づく対応を行い、年間を通して学生支援の適切性について、適宜点検・評価を行っている。

留学生に対する支援については、国際交流部国際交流課及び国際交流委員会が中心となって、適宜教務課、学生課、就職課等との情報共有の上、年間を通して学生支援の適切性について、適宜点検・評価を行っている。

また、各部署や教務委員会、学生委員会、就職委員会等における学生支援に関する事項については、本学の独自様式である自己点検・評価シート、基本要件チェック表を用いた自己点検・評価活動によって、日常的に点検され、適宜改善・向上に向けた取組が行われている（資料2-9～10）。

（2）長所・特色

障害のある学生の入学者数がここ数年増加傾向にあり、学生支援センター学生支援室によるサポート体制を充実させている。この結果、従来では対応が困難な学生に対しても、

適切にサポート等を行える体制が整っている。

また、教員就職を希望する学生を対象としたフォローアップの充実を図るため、2020（令和2）年度から教職指導室を別室として開設しており、2021（令和3）年度の教育学部卒業生における教員就職率は78.7%となっている。本学独自の手厚いサポート体制を充実させた結果と言える。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学の定めた「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、学生生活支援、進路支援は、ほぼ問題なく実施されている。

特に学生部学生課による課外活動の支援、学生生活支援行事の実施、学生寮（寮長会）の運営、学生支援センターによる障害学生支援、国際交流部国際交流課による留学生支援、就職部就職課によるキャリア支援（教育）科目の開設や各種講座の開催及び進路・就職支援は、本学独自のものがあり、高い就職率等の成果もあがっている。

以上のことから、本項目について本学は大学基準を満たしていると考えられる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、本学園における中・長期計画である学校法人聖徳学園将来構想グランドデザイン60thに則り、大学の中・長期計画を教学マネジメント会議において策定し、2022（令和4）年4月評議会において、大学教職員に周知している（資料1-25～28）。

また、学生の学習や教員による教育研究活動に対する環境や条件を整備するための方針については、学園の中・長期計画に則り、岐阜聖徳学園大学方針及び岐阜聖徳学園大学大学院方針内に、教育研究等環境に関する方針を定め、ホームページ等で以下のとおり公開している（資料6-3～4【ウェブ】）。

教育研究等環境に関する方針

学生の学修環境を整備・充実するとともに教育研究環境のより一層の充実を図る。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、羽島キャンパスに教育学部、外国語学部、看護学部、国際文化研究科、岐阜キャンパスに経済情報学部、経済情報研究科を設置しており、各キャンパスでは教育研究等環境に関する方針に基づき、施設・設備の整備を行っている。

大学全体及び各キャンパスの概要は以下のとおりである（資料8-1）。

大学設置基準に基づき、大学全体における学生収容定員から算出される校地基準面積28,400㎡（大学設置基準 第37条第1項より、収容定員上の学生1人当たり10㎡）と校舎基準面積15,767㎡（大学設置基準 別表第三ハより）に対し、現有の校地面積128,043㎡、校舎面積48,071㎡であり、基準を充足している。また、短期大学の校地基準面積3,500㎡と校舎基準面積3,100㎡を含めても基準を充足している。

キャンパス全域に無線LANアクセスポイントを整備しており、個人所有のノート型パソコン

コンやタブレットなどの情報端末を学内サービスやインターネットへ接続する環境を提供している。インターネット接続の対外回線には、国立情報学研究所が大学、研究機関向けに提供する学術情報ネットワーク SINET を利用しており、必要十分な回線帯域を備えている。電子メールの送受信やウィルス対策を担うサーバは、学外のデータセンター上に構築し、BCP（Business Continuity Plan）対策と共にセキュリティの確保を実現している。学内の基幹ネットワークについても光ファイバーの敷設、ネットワーク機器の増強によって、高速化を図っている。

情報教育で用いられるコンピュータ室には、デスクトップ型パソコンを設置する教室、グループワークが可能なようにノート型パソコンを設置する教室、持ち込みのノート型パソコンを電源、ネットワークに接続できる教室があり、授業形態に合わせて利用されている。2022（令和4）年度より、学習環境をBYOD（Bring Your Own Device）で用意することを推進しており、ノート型パソコンの一斉利用に耐えうるネットワークや電源環境を備えた教室の整備を進めている（資料8-2）。

全ての講義室は、プロジェクターやモニターディスプレイなどの表示装置を備えており、情報端末を持ち込んだ資料の提示、ブルーレイディスクプレーヤーによる映像の視聴を可能としている。全講義室でデジタル接続対応も済ませており、近年主流となる接続端子（HDMI 端子）を備える情報端末への対応とデジタル化による高画質化を実現している。大講義室を始めとする一部の教室には、講義映像のライブ配信を実現するカメラやネットワーク配信機器を備え、リモート環境での授業の受講を可能としている。配信映像を収録することにも対応し、オンデマンドでの視聴も可能である。

学内サービスとして、Google Workspace For Education を利用した電子メール、クラウドストレージ、ビデオ会議ツール等を提供している。また、Office365 Education のライセンスを保有しており、Word、Excel、PowerPoint など Office 製品最新版の利用権利を学生、教職員へ提供している。授業支援システム LMS（Learning Management System）についても提供しており、学生は教材の視聴、課題の提出、休講・補講情報の閲覧などを情報端末上で利用することができる。

ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）等機器、情報セキュリティについては、学内組織の情報教育研究センター運営委員会で計画・運用されている。利用者支援の窓口として情報教育研究センター事務室を両キャンパスに用意し、日常的に利用者への支援をすると共にネットワークや学内サービスの安定的な運用を図っている。

障がいのある学生への対応については、障がいのある学生の視点で、本学の既存施設・設備を点検すべく、2019（令和元）年度に特定非営利活動法人バーチャルメディア工房ぎふによる検証を行い、その結果を施設・設備の改修に役立てている（資料8-3）。

なお、2012（平成24）年度以降に建設された建物については、多くの人が利用可能となるユニバーサルデザインとなっている。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組については、情報教育研究センターと法人の情報漏えい対策検討会議が連携し、教職員向けの研修会を実施している（資料8-4）。また、学生に対しては入学時のオリエンテーションにおいて「情報の取り扱いハンドブック」を配付し、教育研究に係る情報倫理の取り扱いについて周知している（資料8-5）。

大学設置基準に基づき、羽島キャンパスにおける学生収容定員から算出される校地基準

面積 22,400 m²（大学設置基準第 37 条第 1 項より、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m²）と校舎基準面積 12,792 m²（大学設置基準 別表第三ハより）に対し、現有の校地面積 93,369 m²、校舎面積 37,738.24 m²であり、基準を満たしている（資料 8-1）。

羽島キャンパスの主な建物として、本館、図書館、5号館、6号館、7号館、8号館、9号館、総合体育館、第2体育館等があり、その総面積は 41,099.17 m²である。用途別では、講義室 55 室、演習室 29 室、学生自習室 7 室である。その中で 8 号館は、教育学部学校教育課程理科専修の専門棟で、生物、地学、化学の各分野において、実験室、共同研究室、準備室を備えた施設となっている。また、主に看護学部が使用する 9 号館は、5 階建て延床面積 8,121.37 m²を有し、母性看護実習室、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、地域・在宅・精神看護実習室、小児看護実習室、講義室、準備室、演習室、学習室、研究室、共同研究室、会議室及び事務室等を備えている。

体育施設については、屋内温水プール（大人用 25m×8 コース、小人用小プール）を整備しており、年間を通じて授業、クラブ活動等に利用されるとともに、外部団体にも開放している。さらに南グラウンドには 300mトラック（走路 5 レーン）、直走路（走路 6 レーン）、走り幅跳び等助走路及び砂場 2 か所を配置している。併せてサッカーコートとしても兼用できるように整備し、教育研究環境を充実させている。

施設設備等の管理および保守点検について、校地、校舎、施設、設備の維持・管理は、羽島事務部庶務課が、情報機器関係設備の維持・管理等は情報教育研究センター事務室が管理・運用に当たっている。また、電気設備・空調設備・消防点検等の保守については、外部業者に年間契約で委託し、さらに学内の清掃業務及び樹木管理並びに警備についても、同様に外部業者と委託契約を締結し、清潔で安全なキャンパスを維持している。いずれも外部業者と庶務課間で連絡を密に取り、保安維持管理を行っている。なお、建物の耐震については、現行の耐震基準を満たしている（資料 8-6 【ウェブ】）。

防火防災については、東日本大震災を契機に、防火を中心とした避難訓練から、地震等の災害も想定した防災総合訓練へと充実を図り、防火管理者（事務職員）のもと、年 1 回（10 月）実施している（資料 8-7）。災害時における帰宅困難者（学生、教職員）用に食料及び生活面における最低限の用品を確保する観点から、体育館内の倉庫並びに帰宅困難者の避難場所に指定している第 2 学生会館の倉庫に飲料水、乾パン、缶詰パン、アルファ米を始めとする食料品、毛布、自家用発電機、簡易トイレ用品等の生活関連物質の備蓄を行っている（資料 8-8）。羽島キャンパスにおける施設については、2011（平成 23）年に岐阜県との間で「災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定」を締結したことにより、災害時において地域住民の避難施設として体育館及び校舎並びに食堂等を地域住民に解放することとなっている（資料 8-9）。

このほか、障がいのある方に対しては、障害者対応エレベーター、自動ドア、障害者対応（多目的）トイレを設置している。また各校舎にはスロープを設置し、段差の解消を行っている。ただし 5 号館については、構造上、障害者対応エレベーターの設置が不可能なため、車椅子等の利用者が援助を必要とする場合、直ちにボランティア学生等が援助する体制を整えている。

大学設置基準に基づき、岐阜キャンパスにおける学生収容定員から算出される校地基準面積 6,000 m²（大学設置基準 第 37 条第 1 項より、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m²）

と校舎基準面積 2,975 m² (大学設置基準 別表第三ハより) に対し、現有校地面積は、34,674 m²、校舎面積 20,694.76 m² であり、短大分の校地基準面積 3,500 m² と校舎基準面積 3,100 m² を含めても基準を満たしている (資料 8-1)。

岐阜キャンパスの主な建物として、3号館、4号館、講堂兼体育館、屋内運動場、トレーニングスタジオがあり、その総面積は 25,923.88 m² (併設の短期大学部との共用部分を含む) である。その中で3号館は、講義室、演習室、コンピュータ演習室、コンピュータ自習室、研究室、小会議室を備え、4号館は、講義室、演習室、コンピュータ実習室、会議室を備え、教育実践に係る環境を充実させている。

体育施設については、北側グラウンドにフットサルやテニス等に使用できる全天候型の多目的コートを整備している。加えて 2021 (令和 3) 年に完成した屋内運動場は、年間を通じて授業の他に硬式野球部やソフトボール部などのクラブ活動に利用されている。また、それぞれの施設は外部団体にも解放している。

施設設備等の管理及び保守点検について、校地、校舎、施設、設備の維持・管理は、岐阜事務部庶務課が、情報機器関係設備の維持・管理等は情報教育研究センター事務室が管理・運用に当たっている。また、電気設備・空調設備・消防点検等の保守については、外部業者に年間契約で委託し、さらに、学内の清掃業務及び樹木管理並びに警備についても、同様に外部業者と委託契約を締結し、清潔で安全なキャンパスが維持している。いずれも外部業者と庶務課間で連絡を密に取り、保安維持管理を行っている。

なお、建物の耐震については、現行の耐震基準を満たしている (資料 8-6 【ウェブ】)。防火防災に係る防災訓練についても、羽島キャンパス同様、防火・防災管理者 (事務職員) のもと、年 1 回 (10 月) 実施している (資料 8-7)。災害時の対応として帰宅困難者 (学生、教職員) 用に非常食、保存水、毛布、発電機などを、1号館 3階防災倉庫に備蓄している (資料 8-8)。

このほか、障害のある方に対しては、構造上可能な範囲内で障害者対応エレベーター、自動ドア、障害者対応 (多目的) トイレ、点字ブロック、階段の手摺を設置している。なお、車椅子の使用やボランティア等の援助を必要とする場合、直ちに援助する体制を整えている。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1 : 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数、開館時間等) の整備

評価の視点 2 : 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2022 (令和 4) 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染症禍が続く中ではあるが、本学の

活動指針に基づき、図書館は学内利用者に限り開館している。開館にあたっては、国の方針及び岐阜県内の感染動向を踏まえ、日本図書館協会の図書館における「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則り、対人距離、滞在時間・入館者数の制限などの基準を策定遵守し、来館者の感染予防対策の徹底を図っている（資料4-62【ウェブ】）。

また、学生の学修機会の確保、学生・教育職員への情報提供と支援体制を構築するため、データベース及び電子ジャーナルの学外からのアクセス許可、電子書籍の導入強化を行った。さらに、図書館ホームページ内において、ブックログによる新着案内や機関リポジトリによる学術研究成果物の情報提供を行い、オンラインサービスを充実させている（資料8-10～11【ウェブ】）。また、2021（令和3）年度10月からは、学術認証フェデレーション（学認）による学外アクセス環境改善を図っている（資料8-12【ウェブ】）。

情報検索に係る利用環境は、両キャンパス図書館の図書館システムとしてCARIN-i（京セラコミュニケーションシステム）を導入している。図書館資料の検索については、大学ホームページにCARIN-iの検索機能を搭載し、館内・館外問わず資料検索が可能である。蔵書検索は、両キャンパス図書館の資料を対象としており、利用者は一度の検索で両キャンパス図書館の資料を確認することができる（資料8-13【ウェブ】）。

また、利用者の利便性を向上させるため、大学ホームページ上でキャンパス間資料取り寄せサービス、予約サービス、貸出期間延長サービスを提供しており、所属キャンパス以外の資料についても、2開館日以内に所属キャンパスで受領できるほか、貸出中資料への予約、借り受け中資料の貸出期間延長を、館内・館外問わず実施できる（資料8-14【ウェブ】）。

さらに、国立情報学研究所が提供する図書館間相互貸借サービスに参加しており、文献複写・資料貸出など、国内の教育研究機関との間で学術情報の相互提供を行っている。

2021（令和3）の文献複写及び資料貸出件数は以下のとおりである。

図書館名	文献複写		資料貸借	
	受付	依頼	受付	依頼
羽島キャンパス図書館	34	246	23	26
岐阜キャンパス図書館	21	20	6	0
合計	55	266	29	26

図書館規程に則り、各学部及び研究科の教員を構成員とする全学図書委員会を設置し、図書館長を委員長として、図書館、学術情報サービスに関して必要な事柄について審議のうえ決定・実施している（資料8-15、8-16）。

教育研究等に必要な資料について、羽島キャンパス図書館では大学院国際文化研究科、教育学部、外国語学部、看護学部の全学図書委員、岐阜キャンパス図書館では大学院経済情報研究科、経済情報学部、短期大学部の全学図書委員を中心に、教員による資料選定を

各所属で実施し、両キャンパスの特性に応じた収書を行っている。また、2021（令和3）年度末の資産として登録された図書館資料（図書）は、併設の短期大学部分を除き、約23万9千冊である。

学術雑誌・データベースについても、全学図書委員会を中心に継続購読・契約内容の点検を実施している。両キャンパスの特性に応じた学術雑誌に加え、新聞記事・雑誌記事・論文情報検索データベースや学術論文のフルテキストデータベース等を導入し、資料を充実させている（資料8-17）。一方で、各種購読費用等は高額となるため、費用面での維持管理が課題となっている。

施設名	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	データベース[うち国外]
羽島キャンパス図書館	188,392 [32,214]	184 [18]	12 [4]
岐阜キャンパス図書館	49,532 [8,555]	58 [5]	
合計	238,024 [40,769]	242 [23]	12 [4]

両キャンパス図書館の開館時間は、平日が9時から19時、土曜日が9時から15時である。2022（令和4）年5月1日現在の図書館業務に係る教職員内訳は、図書館長1名（両キャンパス兼務）、兼務課長1名（両キャンパス兼務）、専任職員1名（両キャンパス兼務）、委託スタッフは羽島キャンパス図書館4名、岐阜キャンパス図書館3名である。このうち、専任職員1名と両キャンパス図書館の委託スタッフ全員が司書資格を有している。

羽島キャンパス図書館については、4階建ての図書館棟のうち、図書館としては2～4階を占有しており、主な閲覧室は3～4階に設置されている。このうち、3階閲覧室には4人以上が同時に利用できる閲覧席を設置し、4階閲覧室には4人用の閲覧席と個人用の学習デスクを併設している。3階閲覧席の一部と、4階閲覧室の4人用閲覧席の全てに、移動可能な卓上パーテーションを設置し、個人学習スペースを充実させつつ、利用目的に応じて柔軟に閲覧席の活用ができるようにしている。4階2層にはフラガリアコモンズと呼ばれる多目的室を設置、グループ学習、ゼミ活動など、学生・教職員に様々な用途で利用されている。なお、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用を停止した。3階には教科書コレクション室を設置し、教育実習の準備などで学生が活用できるよう、主に岐阜県で採択されている教科書を取り揃えている。また、検定教科書の改訂時期には、必要に応じて新しい資料に更新している。

図書館（図書館課）による学生・教職員の支援活動として、図書館利用者教育（以下、利用者教育という。）を実施している。利用者教育は、従来は対面で実施していたが、2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、新入生を対象とした利用者教育（図書館へ行こう！）において、オンラインで利用できる教材を作成し、図書館からの課題を解決する自学自習の要素を取り入れている。2022（令和4）年度は、来館し

て館内を回りながら課題を解決する教材を新たに作成している。利用者教育は、視覚的な図書館施設紹介や学外利用できるコンテンツの紹介を行うとともに、資料検索を始めとした図書館利用の基礎を学ぶ機会として実施している（資料8-18）。また、2年次以降の利用者教育については、データベース等を活用した雑誌記事・論文検索など各種動画コンテンツにより指導を行っている（資料8-19）。国際文化研究科の大学院生については、新入生オリエンテーションで利用者教育について説明を行っている。

岐阜キャンパス図書館については、4階建ての建物のうち、図書館としては主に2階と1階の一部を占有しており、閲覧室は2階に設置されている。閲覧室には主に4人用の閲覧席を設置し、その一部には移動可能な卓上パーテーションを設置することで、個人学習スペースを充実させつつ、利用目的に応じて柔軟に閲覧席の活用ができるようにしている。2階には鶉コモンズと呼ばれる多目的室を視聴覚コーナーに併設し、グループ学習、ゼミ活動など、学生・教職員に様々な用途で利用されている。

図書館（図書館課）による学生・教職員の支援活動として、羽島キャンパス図書館と同様に利用者教育を実施している（資料8-18～19）。経済情報研究科の大学院生については、新入生オリエンテーションで利用者教育について説明を行っている。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に対する基本的な考えについては、教育研究等環境に関する方針を明示し、中・長期計画内で具体的な目標を明示している（資料1-29、6-3～4【ウェブ】）。

教育学部、外国語学部及び経済情報学部では、教員研究費として、個人研究費と研究旅費合わせて一律375,000円が支給されている。看護学部では、教員研究費として、個人研究費と研究旅費合わせて、平均370,000円が支給されている。さらに、共同研究費として各学部に対し、学内共同研究費が助成されている。2022（令和4）年度は、教育学部1,497,000円（3件）、外国語学部500,000円（1件）、経済情報学部1,470,000円（4件）、看護学部1,980,000円（4件）となっている（資料8-20）。

また、2021（令和3）年度は、教育改革に関する事業及び地域課題解決研究に対する学長裁量による助成金（岐聖大GP）として、4学部合計2,000,000円（教育学部500,000円（1件）、外国語学部500,000円（1件）、経済情報学部500,000円（1件）、看護学部500,000円（1件））が支給されている（資料8-21～22）。これらの学内助成に加え、本

学では積極的に外部資金の獲得を目指しており、2015（平成27）年度からは、学内研究者用にオリジナルの科研費獲得のためのガイドを作成している（資料8-23）。

さらに、科研費公募要領説明会に合わせて、外部資金獲得のためのセミナーの開催や、科学研究費助成事業で採択された計画調書を、当該年度から過去5年間分にわたって閲覧できる制度を整備するなど、様々なアプローチによって採択件数の増加を目指している（資料6-28、8-24～25）。なお、地方自治体及び政府関連法人や、民間の研究助成財団からの研究助成金も別途獲得している（大学基礎データ表8）。

教職員の教育研究活動を支援するために、学園全体として学外研修制度を設け、学校法人聖徳学園教育職員及び事務職員の学外研修に関する規程に基づき、国内外の大学及び研究所等に教職員を派遣し、学術研究等の助成を行っている（資料8-26）。2018（平成30）年度は、教育学部教授が米国サンフランシスコ州立大学大学院で研修を行い、2019（令和元）年度は外国語学部准教授が米国ピッツバーグ大学で研修を行っている。ただし、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により学内教職員からの応募は無かった。

教員の研究室は、全員に個室が提供されている。また、研究専念時間については、1週間につき5日間の勤務の中で、1日は自由裁量日として教員の研修日に充てるとともに、夏季休暇・春季休暇期間内で研修時間の確保を図っている。

本学における教育研究活動を支援する体制として、岐阜聖徳学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程を設けている（資料8-27）。大学院に在学する学生が授業担当教員の指導のもと、実験・実習・演習等の教育補助業務を行うものである。このことにより、大学教育の充実を図るとともに、大学院生の将来の研究者、指導者としての資質の向上を図ることを目的としている。また、実験・実習・演習等を支援する教育研究支援職員を配置し、教員と連携を図り、円滑な授業を行うための補助も行っている。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、技術的な支援体制については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、2020（令和2）年度から全学的に導入された、遠隔授業を含むデジタル教材の作成について、学修支援システムの利用法も含め、教員向け研修会を実施している。加えて、研修会の映像や資料は、その後も視聴できるよう公開しており、授業期間中においても情報教育研究センターが授業準備の相談を含めた支援等を行っている（資料4-52～53）。

大学施設内のほぼ全域に無線LAN環境を整備し、学生が所持するスマートフォンやノート型パソコンなどの機器を用いて、授業における出席管理や教材配付に活用されている。無線LANの利用は近年急速に増加しており、アクセスポイントを増強整備している（資料8-28）。各講義室には、デジタル教材を投影するプロジェクター等のマルチメディア機器を設置し、DVD・ブルーレイの再生、タブレット端末・ノート型パソコンの接続に対応している。

教育学部では、建学の精神、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、実践的指導力に優れた義務教育教員等の養成を目指してカリキュラムを編成している。さらに、教育学部と協定を結んだ地域の幼稚園、小学校、中学校、教育委員会等と連携したクリスタルプランは、3年次に行われる教育実習だけでなく、1年次から子どもたちとふれあうことがで

きる学校ふれあい体験、2年次の教育実践観察、さらに3・4年次の教育実習、学校インターンシップなど、現場を経験する機会を設けるカリキュラムであり、教員にふさわしい豊かな人間性を育み、基礎力を養うことができる環境を整備している。

また、演習、実験・実習を伴う授業について、家庭科1名と理科2名の教育研究支援職員を配置し、教員との連携を図り、円滑な授業運営を行うための補助を以下のとおり行っている。

1. 「初等家庭Ⅰ・Ⅱ」「初等教科教育法（家庭）」「子どもの食と栄養Ⅰ・Ⅱ」

※授業の準備並びに事後片付け、授業時間内の調理実習・被服実習の補助等。

2. 「初等理科Ⅰ・Ⅱ」「物理学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）・Ⅱ・Ⅲ」「化学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）・Ⅱ・Ⅲ」「生物学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）・Ⅱ・Ⅲ」「地学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）・Ⅱ・Ⅲ」「中等教科教育法Ⅰ～Ⅳ（理科）」

※授業の事前事後準備、授業時間内の実験等に係わる補助等。

施設に関しては、講義、演習等で学んだことを実際の教育現場で活かすため、7号館に特大規模講義室（定員216名）1室、大規模講義室（定員180名）3室、中規模講義室（定員120名から105名／下机・椅子可動式）9室、小規模講義室（定員63名以下／机・椅子可動式）9室、演習室7室と用途に合わせた教室を整備している。そのほか、絵画実習室、工芸実習室、被服実習室、小児保健実習室、小児栄養実習室、初等理科実験室1・2、物理実験室1・2、理科教育実験室1・2、理科教育室、初等理科室、物理室、心理学実験室・観察室及び心理学演習室1・2他の実験、実習室や、コンピュータ室2室の専門教室を整備している。

また、8号館（理科実験棟）に、生物室、生物実験室1・2、化学室・化学実験室1・2、地学室・地学実験室1・2などを整備している。さらに5号館には、学内最大の多目的教室（定員391名）、中規模講義室（定員90名）に加え、音楽棟としてML教室、リズム教室、音楽教室、音楽演習室5室、ピアノ練習室38室など専門教室を備えており、ピアノ練習室は学生が自由に利用できるようにしている。加えて、希望者は常駐している音楽指導員（2名ないし1名）からレッスン（予約制）を受けることができる。このようにいずれの棟も専門性を高めるための、実験・実習・実技を十分学ぶことができるように整備している。

外国語学部では、建学の精神、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、1年生を対象としたフレッシュ海外研修プログラムを設け、希望者全員が留学できる制度や英語圏のネイティブスピーカーによる語学の授業を充実させている。ただし、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により海外への渡航を伴う留学は原則として中止としたため、代替措置として2021（令和3）年度に、1年生を対象としたオンラインによるフレッシュ海外研修プログラム及び2年生を対象としたフレッシュ・グローバル研修を実施した（資料8-29【ウェブ】）。

また、外国語学部生にはTOEICテストを各年次で実施している。TOEICテストのスコアに基づき、英語の習熟度別クラスを開講し、少人数クラスで英語のコミュニケーション能力を高めている。さらに、英語でのグループディスカッションに対応できるよう、机、椅

子が可動可能な小規模講義室を備えている。これらの講義室は、身に付けたコミュニケーション能力をネイティブスピーカー主導によるグループディスカッションで磨きを掛け、海外でも通用する「真の英語力」レベルに高めるために活用している。また、海外で通用するコミュニケーション能力を身に付けるため、最大で英語関連科目の62%をA11 English 授業で受講できるほか、ネイティブ又はバイリンガルのアドバイザーが常駐する外国語ラウンジ Lounge MELT を設置し、いつでも学生が外国語を使用できる環境を整えている（資料8-30【ウェブ】）。2019（令和元）年度には Lounge MELT に隣接する形で MELT Annex を設置し、資格試験対策等のフォーカス・スタディーを目的とするオープンスペースをはじめ、海外の学生と共にお互いの言語を学習するテレタンデムに関する情報提供、MELT アドバイザーとの対面／オンラインによる個別相談、外国語の個人学習など、目的に応じ利用できるブースを設けている（資料8-31）。

看護学部では、建学の精神、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、チームの中で力を活かし、患者のところに寄り添う「バランス感覚に優れた看護師」の養成を目指してカリキュラムを編成している。特に「縦・横の連携を活かしたカリキュラム」を編成し、他学部との学生と共に学ぶ教養教育科目や、教育学部特別支援教育専修との合同演習の科目、学年を越えて学び合うプリセプターシップを学ぶ科目を開講することにより、看護師に必要とされる高い専門性ととともに相手のところに寄り添える豊かな共感性を育むことを目指している。さらに実習ではさまざまな価値観にふれる、将来に繋がる多様な実習を掲げ、規模の異なる病院や施設で実習を行い、医療の環境や体制によって変化する看護を体験し、先輩たちの多彩なキャリアモデルや職場の雰囲気を感じ取れるようにしている。これは、実習を通して多くの人とふれ合うことにより、学生自身が大きく成長するきっかけとなり、将来選択に役立てることを目的としている。また、看護学部では、学部の特性上、TAなどの学生スタッフが支援を行うことは難しいが、教育職員として雇用している助手が、以下のとおり授業・演習・実習の補助を行っている。

1. 授業補助

前期：「基礎セミナーⅠ」「看護学概論」「多職種連携論」「コミュニケーション論」

後期：「生活援助技術演習」「生涯発達論」「フィジカルアセスメント」

2. 実習補助

前期：「基礎看護学実習Ⅰ」

※教授、准教授、専任講師の実習担当教員の指導・監督の下、実習指導を行う。

施設に関しては、9号館に小、中、大規模講義室16室、演習室12室ほか、母性看護実習室、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、地域・在宅・精神看護実習室、小児看護実習室など専門性を高めるための実習・実技を十分に学ぶことができるよう整備するとともに、学習室3室を備え、自学自習スペースとして活用できるよう、適切な教育環境を提供している。

国際文化研究科では、建学の精神、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、社会に貢献できる有能な専門職業人並びに研究者を養成することを目的としている。羽島キャンパス本館にはパーテーションで区切られたパーソナルスペー

スに大学院生専用の1人1台のパソコンと机・書庫が整備されている他、必要に応じて各学部の施設、機器備品を使用することができる。

その他、羽島キャンパスでは、学生の自学自習を支援するため、授業を行っていない場合は、6号館並びに7号館にあるパソコン教室（計5室）を開放している。また、6号館内にミニシアター1室、ミーティングルーム2室のデジタルスタジオを設けており、大型スクリーンを備えたミニシアターは、専門演習やグループ学習におけるプレゼンテーションに活用されている。加えて、デジタルスタジオには授業収録用の機材も整備しており、デジタル教材の制作に利用されている。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、遠隔授業の割合が大幅に増加したこともあり、収録機材の追加整備を行い、新たに情報教育支援員を雇用してデジタルスタジオに常駐させ、リアルタイム配信および収録（録画）の補助に充てた。

経済情報学部では建学の精神、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に則り、社会人として必要な経済・経営・情報の専門知識を修得し、経済・経営・情報のグローバル化にかかわる多様な諸問題に対応でき、地域社会に貢献できる知識を身に付けた人材の養成を目指してカリキュラムを編成している。

3つの分野（1. 人間心理と経済を学ぶ、2. ビジネスを学ぶ、3. 情報技術の活用を学ぶ）の履修モデルコースを提供し、興味のある分野や、進路に関連した学びを選択可能にし、学習意欲を引き出しながら、社会人としての基礎力を養成している。また、情報系科目で30人を超えるクラスには学習効果を高めるために、授業補助員を配置している。

施設に関しては、3号館に大型スクリーンを備えた特大講義室（定員332名）1室、大講義室（定員210名）1室、中講義室（定員150名、120名、99名）3室、小講義室（定員77名以下）7室、演習室8室、コンピュータ演習室4室、コンピュータ自習室1室と用途に合わせた講義室等を整備している。また、4号館には、中講義室（定員135名）2室、小講義室（定員84名以下）3室、演習室7室、コンピュータ実習室3室を備え、適切な教育環境を提供している。さらに情報教育研究センターには、貸し出し用タブレット型PC30台を備え、教育実習やインターンシップ、卒業研究など多くの学習場面で活用できるようにしている。各講義室等には、基本的に液晶プロジェクター等のマルチメディア機器が設置されているが、一部の設置されていない講義室は、携帯用プロジェクター等で対応している。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学の教員が人を対象とした調査研究については、倫理的配慮を図ることを目的として研究倫理審査委員会規程を定め、研究倫理審査委員会を設置している（資料8-32）。

研究倫理審査委員会では、学長からの諮問に応じて提出された倫理審査申請書を基に、研究が規程に定める内容に適しているかどうかを審議している。また、研究倫理審査委員会は、研究倫理に関するガイドラインを作成するとともに、研究データおよび個人情報の取り扱いについて、研究倫理委員会の審査を要する研究チェックシートを作成し、研究倫理に対する意識付けを行っている（資料8-33～36）。

公的研究費等の運営管理は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014平成26年8月文部科学大臣決定）を受け、2015（平成27）年4月1日付で公的研究費等の取り扱い及び不正防止に関する規程及び公的研究費等の不正使用に関する取扱細則を新たに定め、研究費の不正使用や特定不正行為（改竄、捏造、盗用）、利益相反などの全ての不正行為を防止するためにルールの特明瞭化及び統一化を図っている（資料8-37～38【ウェブ】）。これらは、岐阜聖徳学園大学倫理要綱（行動規範）や公的研究費等不正使用防止のためのコンプライアンス推進組織図等と併せて、大学ホームページ等を通じて公表している（資料6-2【ウェブ】、8-39【ウェブ】）。

加えて、不正防止計画を遂行するために、公的研究費等の取扱い及び不正防止に関する規程に則り、コンプライアンス推進委員会を発足させ、最高管理責任者に学長、統括責任者に事務局長、コンプライアンス推進責任者に各学部長を任命し各責任者の下、適正かつ効率的な運営を図っている（資料8-37【ウェブ】）。具体的な取組としては、研究推進委員会及びコンプライアンス推進委員会の共催による研究倫理教育研修会において、毎年コンプライアンス教育を実施すると共に、研究倫理ガイドを配付し、倫理意識の向上を図っている（資料6-29、8-40【ウェブ】）。また、令和3年2月1日の研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正を受けて、関係規程等に公的研究費の管理・監査の変更を加えている。変更点は、1. 最高管理責任者、統括管理責任者及び監事の役割を明瞭化、2. コンプライアンス教育と啓発活動の実施、3. 監査機能の強化の3点である（資料8-37～39【ウェブ】、8-41～42）。

不正使用防止における取り組みの一例を挙げると、少額の物品等については、研究者が発注を行っているが、一定の金額以上の物品等の発注及び検収業務は事務局が執り行っている。事務局の中でも、発注・執行担当部署は庶務課、納品検収部署は教務課と、業務を明確に分離することで、不正が発生しにくい環境を構築している。加えて機関内外からの通報窓口として学長室、監査部署には内部監査室を充て、年1回の内部監査を実施している（資料8-43）。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

施設及び環境の整備に関する全学的事項については、2018（平成30）年度より施設整備委員会を置き、施設の整備に係る中・長期計画の作成に関すること、施設の整備に関すること等を、教職員や在学生からのアンケートを基に点検・評価している。また、学内における様々な問題点や改善点を検証した上で、教学マネジメント会議や各キャンパス庶務課等に整備・改善案等を提案するとともに、中・長期計画、事業計画に基づき、計画的な施設及び環境の整備を実施している（資料1-29、8-44）。

また、学生から直接意見・要望等を聴取するために、年間に一度全学協議会を開催している。大学側は学長、副学長、各学部長及び各学部学生委員長、各部長と事務職員、学生側は学生の自主的組織である学友会の代表、文化系サークルや運動系サークルの代表等が参加し、学生生活全般を中心に意見交換を行っている（資料7-20、7-54）。

さらに、研究推進に関する全学的な事項については、研究推進委員会を置き、研究支援体制の整備に関すること、外部の競争的資金獲得に関すること等について点検・評価している（資料8-45）。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育については、研究推進委員会及びコンプライアンス推進委員会において、文部科学省策定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」による点検・評価を毎年行っており、その結果に基づいて規程や体制等の見直しを行っている。

（2）長所・特色

教職員や在学生から聴取したアンケート結果等に基づき、学内における様々な問題点や改善点を検証した上で、教学マネジメント会議や各キャンパス庶務課等に整備・改善案等を提案するとともに、中・長期計画、事業計画に基づき、計画的な施設及び環境の整備を実施している。

（3）問題点

学術雑誌・データベースについても、全学図書委員会を中心に継続購読・契約内容の点検を実施している。両キャンパスの特性に応じた学術雑誌に加え、新聞記事・雑誌記事・論文情報検索データベースや学術論文のフルテキストデータベース等を導入し、資料を充実させている。一方で、各種購読費用等は高額となるため、費用面での維持管理が課題となっている。

(4) 全体のまとめ

本学園における中・長期計画、聖徳学園グランドデザイン 60th に沿って、教育研究等環境を整備するために、教育研究等環境に関する方針（学生の学修環境を整備・充実するとともに教育研究環境のより一層の充実を図る）を定め、教育研究等環境を整備している。

教育研究等環境の適切性の検証については、2018（平成 30）年度より施設整備委員会を設けて、各キャンパスの施設環境における問題点を教職員や在学生からのアンケートを基に検証し、継続的に整備・改善を提案している。

科研費を含む外部資金の獲得については、研究推進委員会主催の科研費獲得セミナーの開催や、科研費獲得のためのガイドの作成、採択された研究計画調書の閲覧制度の整備など、獲得率アップのための方策が練られている。

また、コンプライアンス教育についても、研究倫理（不正防止）に関するリーフレットを作成し、全学生及び教職員、非常勤講師や取引業者等に配布している。加えて教職員に対しては、コンプライアンス教育研修会を開催し、在学生に対しては、ゼミ単位でコンプライアンス教育をおこなうなど、不正防止のため全学をあげて取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神に則り、宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特色を發揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、本学では、仏教精神を基調とした学校教育を行うという建学の精神に則り、豊かな人間性の涵養に努め、専門の基礎知識を広く深く学び、国際的視野や社会貢献の精神を身に付けることを教育目標に掲げている。これに資するために本学では、岐阜聖徳学園大学方針及び岐阜聖徳学園大学大学院方針内に、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、2019（平成31）年3月には地域・社会連携センター運営委員会において見直しを図り、2019（平成31）年4月に教学マネジメント会議で次のとおり承認され、大学ホームページ等で以下のとおり公開している（資料6-3～4【ウェブ】、9-1～3）。

社会連携・社会貢献に関する方針

1. 大学及び附属機関が有する教育・研究等の成果を社会に還元し、社会に開かれた大学、生涯を通じた学びの場としての機能を果たす大学として教育活動や文化活動等を推進する。
2. 学外の教育研究機関、地方自治体、企業・団体、地域等との連携・交流を推進し、大学及び附属機関が有する教育・研究活動等の成果を社会のニーズに結び付けて、地域の活性化に寄与する。
3. 地域の異文化理解、国際理解に、本学が行っている事業、人的資源を活用し、学びの場を地域に提供する。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加

本学では、2004（平成16）年4月に大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産等を学外に公開・開放することを目的とし、エクステンションセンターを設置した。その後、社会貢献活動の運営強化を図ることを目的とし、2015（平成27）年4月から地域・社会連携センターに名称変更し、事業内容を拡大している（資料9-4～5）。

地域・社会連携センターは、「地域・社会連携センター規程」に基づき、主に1. 社会との交流推進に関すること、2. 教育・研究のインフォメーションに関すること、3. 「産・官・学」連携協力による教育・研究活動の推進に関すること、4. 高大連携に関すること、5. その他センターに適する事業の推進に関することを事業として実施している(資料3-7)。社会連携・社会貢献活動については、地域・社会連携センター規程に基づき、地域・社会連携センター運営委員会を置き、運営の基本方針に関すること、事業計画に関すること等を審議している(資料3-7、9-6)。

全学的重要事項については、学長の諮問機関である部長会及び学部長会の議を経て、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会で審議し、学長が決定する(資料1-4【ウェブ】、1-27)。また、各学部に関する事項については、学則第51条及び教授会規程に基づき、教授会で審議し、学長が決定している(資料1-4【ウェブ】、1-19)。

1. 学外組織との適切な連携と主な取り組み

本学は所在地である岐阜市、隣接する岐南町・笠松町の3つの自治体、その他10の企業、団体と産学官連携を、また県内外の7つの高等学校と高大連携を締結し、それぞれ事業を行っている(資料7-47、9-7、9-8【ウェブ】)。

(1) 「産官学連携事業」

①岐阜市との連携協定

2016(平成28)年3月に包括的連携協定を締結。多様な分野で包括的な連携と協力関係を築いている。取り組みの一つに、本学岐阜キャンパスの施設の一部を活用し、地域子育て支援センターを運営している。委託事業として、地域子育て支援センターの運営を本学が担当し、経費は岐阜市が負担している(資料9-9【ウェブ】、9-10)。地域の子育て親子の利用は年々増加傾向にあり、2021(令和3)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響等により、閉所期間が生じたが、年間2,159名の利用があった(資料9-11)。本学の所在する岐阜市南部は、就学前児童が多く子育て支援が手薄な地区であり、岐阜市との連携協定に基づく地域課題解決事業として本学が寄与している。

2021(令和3)年7月には、包括的連携協定書内の連携・協力内容の1つに「教育、子育て支援に関すること」を掲げていることから、岐阜市教育委員会と「デジタル・シティズンシップ教育推進に係る連携協定」を締結した(資料9-12)。同協定の「デジタル・シティズンシップ」とはデジタル時代における、民主的な社会の善き担い手となる市民を育成するための考え方である。2022(令和4)年4月には、同協定に基づいて岐阜市立柳津小学校で行われた、岐阜市教育委員会主催の「デジタル・シティズンシップ教育」の概念に基づく、小学校1年生児童へのタブレット端末貸与式「GIGAびらき」に、本学教育学部の教育職員及び学部生(全18名)が参加した(資料9-13【ウェブ】)。

②岐南町との連携協定

2017(平成29)年4月に包括的連携協定を締結。多様な分野で包括的な連携と協力関係を築いている。生涯学習事業として実施している、地域の高齢者を対象とした「岐南町いきいき大学」、高齢者向け介護予防講座「キラリ若返り講座」、3歳児未満の未就園児と保護者を対象にした「公開講座」等に対して、本学の教員を講師として派遣している(資料9-7)。また、英語学習支援事業の委託を受け、小学生対象と中学生対象の「英

語コミュニケーション力向上指導事業」をそれぞれ実施している(資料9-14)。

③笠松町との連携協定

2019(令和元)年11月に包括的連携協定を締結。多様な分野で包括的な連携と協力関係を築いている。取り組みの1つに、笠松町と本学教育学部・看護学部教員の連合ワーキンググループの共同研究である『新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい避難様式」に関する研究』があり、2020(令和2)～2022(令和4)年度に、各種実証実験や避難所運営イベント等を実施した(資料9-15)。また、笠松町民を対象とした「連携公開講座」を開講している(資料9-16)。

④企業、団体との産学連携事業

企業、団体との産学官連携として、岐阜新聞社など10の企業、団体と連携協定を締結し、学外組織との連携協力を強め教育研究を推進する体制を築いている(資料9-7)。また、外国語学部や経済情報学部等の授業において、連携協定を締結している企業の方を学外講師として招き、就職活動への意識付けを行っている。

(2)「高大連携事業」

①岐阜県立各務原高等学校との連携協定

2011(平成23)年3月に、岐阜県立各務原高等学校英語科に大学レベルの高度な外国語教育を提供することを目的として、連携協定を締結している。ただし、2019(令和元)年に同校英語科が廃止となったことに伴い、以降は同校普通科1・2年生希望者を対象として高大連携事業を実施している(資料9-17【ウェブ】)。

②岐阜県立羽島北高等学校との連携協定

2018(平成30)年10月に、相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、相互の教育の充実・発展に資すること、また共同して社会に貢献する有為な人材育成を目指していくことを目的として連携協定を締結している。2020(令和2)年からは、岐阜県内初となる試みとして、岐阜県立羽島北高等学校の生徒が本学の施設・設備を利用し、本学の教員から実践的な講座を受けることによって、高校の単位を取得し、専門的な知識や技術を修得することを目的とした高大連携事業を実施している。同高大連携事業の単位は、高校の単位「高大連携教科『学校設定科目』」して認定される(資料9-8【ウェブ】)。

2. 教育研究上の成果を基にした社会への貢献活動

教育研究の成果を基にした社会への貢献活動として公開講座やスクールパートナーシップ事業を実施している。また、各教員の専門性や学識経験を生かして公的機関への委員の派遣等を実施している。

(1)「岐阜聖徳学園大学公開講座」

1989(平成元)年から公開講座を開設し、2022(令和4)年度で34年目を迎える(資料9-18)。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)蔓延により、全講座開講中止となったが、2021(令和3)年度は全28講座を開講し、延べ834名が受講している。過去5年間(令和3年～平成28年(令和2年除く))の公開講座参加者数は、別紙のとおりである(資料9-19)。

2018(平成30)年度からは、一般公開講座の他に、現役社会人を対象とした講座を開

講しており、幅広い世代を対象とした地域貢献活動に力を入れている(資料9-20)。また、2021(令和3)年度からは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標(SDGs)に則った講座を開講し、SDGsの達成に貢献する活動に取り組んでいる(資料9-18、9-20)。

本学公開講座は、岐阜市市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課や、羽島市教育委員会生涯学習課へ情報提供をすることで、本学近郊の岐阜市や羽島市における生涯学習の場にもなっている(資料9-21)。また、岐阜市及び羽島市の図書館、コミュニティセンター、生涯学習センターや連携協定を締結しているFC岐阜やカラフルタウン等にパンフレットを提供し、広く地域との交流を推進するため、公開講座の周知を図っている。

(2)「教育委員会との連携協力に関する協定」

本学学生の教育現場における実践的指導力の育成と小・中学校教職員の資質向上に資する事業を実施するとともに、相互の持つ機能を活用し、連携して教育成果の実現に寄与するために連携協力に関する協定を各市町村教育委員会と締結している。2005(平成17)年5月当初は、2市町の教育委員会との協定締結のみであったが、現在では岐阜県内や隣接する愛知県の30市町の教育委員会と協定を締結している(資料9-22)。また、学校現場の教員の資質向上研修に寄与するために、教育学部では同連携協力に関する協定に基づき、2005(平成17)年度から教員を講師として研修会等に派遣しており、2007(平成19)年度から、スクールパートナーシップ事業と名称を改め講師派遣事業を行っている。2021(令和3)年度は、47件の講師派遣を行っている(資料9-23)。

(3)「公的機関への委員や研修会講師等の派遣」

教員の専門性や学識経験を生かして岐阜県や岐阜市をはじめとする地方自治体、文部科学省などの官公庁といった公的機関に教員を委員や研修会講師として派遣している。2021(令和3)年度の主立った派遣数は299件である(資料9-24)。

3. 地域交流・国際交流事業への積極的参加

(1)「大学施設の開放」

大学施設や設備、蓄積されている教育・研究を中心とした知的財産などを学外に公開・開放することを目的として、図書館を開放している。また、聖徳学園屋内プール等その他の施設についても一部開放している(資料9-25~28)。

(2)「国際交流行事への参加」

地域の異文化理解、国際理解に努めるため、「多文化アイデンティティに関する講演」(Shotoku Lectures on Multicultural Identity)を年に4回開催している。主な講師は学外のネイティブスピーカーが務めている。多文化・異文化についてよりよく理解し、多文化・異文化の感性を身につけることを目的として、学生や本学教職員だけではなく地域社会からも広く参加者を募っている。また、2021(令和3)年度からは、外国語学部国際交流委員会と外国語学部FD推進部会による共催事業として実施している(資料9-29)。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、地域・社会連携センター運営委員会において自己点検・評価シートに基づき、点検・評価を行っている（資料9-30）。その結果から、公開講座の開催時期や講座内容、広報等について改善を図っている（資料9-31）。また、各協定先との取組は主に学部単位での実施となっているため、各協定先との事業が全学的な取組となるよう、社会連携・社会貢献に関する方針と、大学・学部・研究科の理念を連関させ、より一層全学的に共有していく必要があることを確認している。

また、前述の点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組として、2021（令和3）年度から「地域連携協議会規程」を施行している。さらに、同規程に基づき、従来は各協定先と個別に実施していた協議会について、本学と連携協定を締結している全ての協定先が一堂に会する機会を設け、各協定先との連携事業共有や、新規事業の創出に向けた活発な協議・提案等を行うことで、全学的な取組へと発展させる一助としている（資料9-32）。この地域連携協議会は、2022（令和4）年6月29日に第2回を開催しており、その際に各協定先から聴取した内容等については、評議会を通して全学的に共有している（資料9-33～34）。

（2）長所・特色

岐阜市との連携協定の取組の1つとして、岐阜キャンパスの施設の一部を活用し、岐阜市の地域子育て支援事業（委託事業）を行っている。地域子育て支援センターの運営は本学が担当し、経費は岐阜市が負担している。地域の子育て親子の利用は年々増加傾向にあり、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、閉所期間が生じたものの、年間2,159名の利用があった。本学の所在する岐阜市南部は、就学前児童が多く子育て支援が手薄な地区であり、岐阜市との連携協定に基づく地域課題解決事業として本学が寄与している。

（3）問題点

社会連携・社会貢献を包括的に把握・推進する部署として、地域・社会連携センターを設置しているが、各事業を実質的に遂行するのは、各キャンパス及び各学部の担当部署も含まれる。そのため、個々の事業は活発に行われているが、地域・社会連携センターが主体となって、全学的かつ組織的な事業を推進することができていない。

（4）全体のまとめ

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、産官学連携事業、高大連携事業、社会貢献活動を実施している。

教育学部、外国語学部、経済情報学部、看護学部の4学部は、それぞれのキャンパスの

立地や、専門分野の特徴を生かした多様な社会連携・社会貢献活動を展開している。特に公開講座は、市民に生涯学習の機会の提供するとともに、地域での大学の教育・研究活動を広く還元するものとして定着しており、毎年多数の受講申し込みがある。

また、「社会連携」においては、所在する岐阜市や隣接する岐南町、笠松町と包括的連携協定を締結している。また、近隣の企業、団体、高等学校とも連携協定を締結しており、様々な連携事業を展開することで、教育研究成果を社会に還元している。さらに、社会連携・社会貢献の適切性については、地域・社会連携センター運営委員会において自己点検・評価シートに基づく検証を行い、改善を図っている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学園における中・長期経営計画については、2018（平成30）年11月19日付で、理事長から教職員に対して、「グランドデザイン60th」が通知され、ビジョンの共有を図った（資料1-25）。また、「グランドデザイン60th」については、最新の財務状況等を鑑み、2021（令和3）年3月30日開催の評議員会及び理事会にて、事業計画4項目の修正が承認され、具現化に向けた協議を進めている。全4項目の内、3項目が大学に関連する内容である。1項目目は学部改組で、短大の四大化に向けた発展的改組について、2022（令和4）年3月29日開催の理事会で、短大の発展的改組及び大学の学部改組（案）が承認された。その後、2023（令和5）年2月評議会にて、聖徳学園グランドデザイン60thに係る将来構想の事業計画「岐阜聖徳学園大学学部新設・学部改組構想」について示されたところである（資料3-23～24）。今後は、経営企画部と教学マネジメント会議を中心に協議を行っていく予定である。

2項目目はキャンパス統合で、学園内の設置校である高校の校舎問題もあり、キャンパス統合は中止とした。

3項目目は教職大学院設置構想で、当初の計画は申請に至らなかったが、引き続き、教学マネジメント会議等にて協議・検討を進めている。

大学の中・長期計画については、本学園における中・長期経営計画に基づき、教学マネジメント会議において策定し、2022（令和4）年4月評議会において、大学構成員に周知している（資料1-26～28）。

大学の管理運営に関する方針については、2015（平成27）年8月評議会、大学院の管理運営方針は2015（平成27）年10月大学院委員会において定めており、以下のとおり大学ホームページに公表している（資料6-3～4【ウェブ】）。

管理運営に関する方針

- ・学長のリーダーシップの下、教職協働で効率的な管理運営、迅速なガバナンス体制を構築する。また、法人と緊密な連携を図る。
- ・関係法令に基づき、必要な規程を整備するとともに、諸規程にのっとり学内各組織を適切に運営する。
- ・効率的かつ効果的な事務組織構築を目指し、絶えず検証し、見直しを図る。
- ・事務職員の企画・立案能力向上のための人材育成を図り、学生と教員に適切なサービスを提供する。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長の選任については、学長選考規程に定められている。規程第16条で、「学長の任期は、就任の日から4年とする。ただし、重任の場合は2年とする。なお、引続き6年を超えて在任することはできない。」とし、その選任は規程に定める選考委員会で選出された学長候補者を、理事会の議を経て理事長が任命することになっている。また、第16条第2項で「学部等の設置申請時及び大学間の戦略的な連携の取組など、重要案件が継続中である場合は、特例として、学長の業績評価等の結果に基づいて、前項の規定にかかわらず重任することができるものとする。ただし、通算して10年を超えることはできない。」としている(資料10(1)-1)。

学校教育法等の一部改正(2015(平成27)年4月1日施行)に伴い、2015(平成27)年3月の理事会において、学長の選考については建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することとし、1. 学長選考の基準に「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手續・方法」を設置、2. 選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認、3. 学長解任に係る申出に関する手續の整備、4. 学長任期の特例の追加を新たに設けることとなった。さらには2. 選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認を行うために、学長業績評価委員会規程を新たに制定している(資料10(1)-2～3)。

学長の選考方法は、理事長以下10名で構成する選考委員会を組織し、投票による議決で選考している。学長候補者の推薦は、理事、監事、法人評議員及び専任教育職員が選考委員会に推薦できる。選考委員会は、推薦された学長候補者の中から1名を選定し、直ちに選定の経過及び結果を理事会、法人評議員会及び大学評議会に報告しなければならない。なお、学長選考開始の公示、推薦期間、選考委員の選出方法、選考委員会の開始・選定・報告等にかかる手續きは、学長選考規程に基づいて進められる(資料10(1)-1)。

学長の権限については、学校教育法第92条に「学長は校務をつかさどり所属職員を統督する。」と定められている。これに基づき本学園の寄附行為施行細則第2条第3項に「理事長は、前項に定めによる本法人の業務決定の権限の一部『大学に関する教学業務』を、学長に委任することができる」と定め、学長は大学の教学業務に関わる決定権を有している(資料10(1)-4)。また、本学の教員組織規程第2条において「学長は本学の教学に関

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

する事項を統括し、教育職員、事務職員を統督する。」と規定するとともに、本学の就業規則第4条において「学長は主として、教学及び行政の業務を統轄し、職員を指揮監督する。」と規定している（資料6-1、10(1)-5）。さらに学内では、評議会規程第5条により、学長は評議会を招集し、その議長となることが規定されている（資料1-27）。

以上のように、学長は本学園の理事として大学に関する教学業務の決定権を有するとともに、学内で教育研究及び管理運営における最高決定機関の議長となり、学内全体を統轄していることから、大学の責任を担う権限を有している。

学部長候補者の選考は、学部長等候補者選考規程に定められている（資料10(1)-6）。同規程第6条で、「学部長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。なお、引続き4年を超えて在任することはできない。」とし、学部長等候補者は、教授会等における選挙により推薦された者で、学部長等候補者の推薦に関する細則に推薦方法を定めている（資料10(1)-7）。

学長は、学部長等候補者の推薦に関する細則に基づき推薦された学部長等候補者と面接を行い、面接の結果及び当該学部長等候補者の業績等を総合的に判断し、学部長等候補者を選考する。学長は、選考した学部長等候補者を理事長に申請する（資料10(1)-6～7）。

学部長と研究科長は、学則第50条に「学部長は学部教授会を招集し、その議長となる」、大学院規則第6条第4項に「研究科委員会は、各研究科長が招集し、その議長となる。」と規定されている（資料1-4～5【ウェブ】）。学部長、研究科長等の権限の明示については、教員組織規程第4条以下に明示されている（資料6-1）。また、学長のリーダーシップの下にマネジメント体制を強化することを目的として学部長と研究科長を中心として構成する教学マネジメント会議を設置し、全学に係る教学改革と教育の質向上に関することを同会議で審議している（資料1-26）。

大学では全学的重要事項を審議する機関として、学則第53条及び第54条に基づき、学長を議長とする評議会を置き、構成員は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、事務局長、宗教部長、図書館長、教務部長、学生部長、就職部長、国際交流部長、入学広報部長、羽島事務部長、岐阜事務部長、各学部並びに短期大学部から選出された教授各3名としている。学則第55条及び評議会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うにあたり、評議会が意見を述べるものとしている（資料1-4【ウェブ】、1-27）。評議会の審議事項は、学長、事務局長、宗教部長、図書館長、教務部長、就職部長、学生部長、国際交流部長、入学広報部長、羽島事務部長、岐阜事務部長で構成される部長会並びに学長、5学部長（短期大学部長を含む）及び事務局長で構成される学部長会で事前に審議される。各学部に関する審議事項は、各学部の教授会において審議・議決され、決定事項は評議会にて報告される。

各学部については、学則第49条に基づいて教授会を置き、学則第51条及び教授会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うにあたり、教授会が意見を述べるものとしている（資料1-4【ウェブ】、1-19）。

その他、全学の教学に関する委員会としては、教務委員会、実習委員会、学生委員会、宗教委員会、国際交流委員会、図書委員会、就職委員会、入学者選抜委員会、ハラスメント防止対策委員会等があり、大学内の連携を図っている。

大学院に関する重要事項について審議する機関として、大学院規則第7条に基づいて大

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

学院委員会を置き、構成員は学長、研究科長及び研究科委員会から選出された2名としている。同条及び大学院委員会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うにあたり大学院委員会が意見を述べるものとしている(資料1-5【ウェブ】、3-14)。

各研究科については、大学院規則第6条に基づいて研究科委員会を置き、同条及び研究科委員会規程において審議事項を定め、学長が決定を行うにあたり研究科委員会が意見を述べるものとしている(資料1-5【ウェブ】、1-20)。

学部教授会と研究科委員会との相互関係について、国際文化研究科は教育学部・外国語学部を、経済情報研究科は経済情報学部を基礎とする学部であることから、研究科委員会の構成員は各学部教授会の構成員と重複している。しかし、審議機関としては研究科委員会及び教授会は別機関となっている。

また、学長を議長とし、副学長、研究科長、学部長(短期大学部を含む)、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、教務部長、羽島教務課長、岐阜教務課長、学長室長を構成員とした教学マネジメント会議を設置し、全学に係る教学改革に取り組み、教育の質向上を図っている(資料1-26)。大学運営に関する計画策定及び意思決定の支援については、副学長、事務局長、羽島事務部長、岐阜事務部長、IR推進室長及び各部長から構成される岐阜聖徳学園大学IR推進委員会において行っている(資料10(1)-8)。

本学の設置者である「学校法人聖徳学園」の運営は、理事会及び評議員会において行われている。理事会の構成については、理事12名、監事2名とし、評議員会構成評議員は27名としている。大学の代表としては学長が理事会の構成員であり、法人の意思決定に参画するとともに大学の意見を反映させている。また、評議員会には、学長の他、副学長、各学部長、事務局長の計8名が構成員となっており、以上のとおり教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化が果たされている(資料10(1)-9【ウェブ】)。

学生からの意見への対応については、全学協議会規程に基づき、年1回学生から意見を聴取し、学長をはじめとする教職員と協議する場を設けている(資料7-20)。また、在学生アンケート、授業評価アンケート、パワーハラスメントに関する実態把握アンケート等からも意見を聴取し、適宜反映している。教職員からの意見への対応については、教育職員からは毎月行われる評議会において代表者から意見を聴取する機会を設けて対応している。事務職員からは、事務局所属長会議(課長会)において意見を聴取している。また、学長は教員と面談する機会を毎月必ず設けており、希望者は学長室に申し込む方法を取っている。

危機管理対策については、様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するために危機管理に関する規程を定め、危機管理体制と対処方法を定めている(資料10(1)-10)。危機管理体制として、学長を委員長とし、副学長、各部長を構成員とした危機管理委員会を置き、危機管理ガイドラインや危機管理マニュアルの策定を行っている。ただし、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び火災により生ずる危機については、防災・防火管理規程に基づいて対応することとなっている(資料10(1)-11)。

2020(令和2)年度からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応・対策については、危機管理委員会が中心となって本学の活動指針(レベル)を作成した。活動指針(レベル)については、国や県の感染状況や対応状況を踏まえて、危機管理委員会において決定している。また、岐阜県内の感染状況や学内での感染状況を踏まえ、学生や教職員

に対する注意喚起は、危機管理委員会を通して複数回発出している。

最新のレベルについては、学生及び教職員にメールで通知するとともに、ステークホルダーも本学ホームページ上から把握できるようにしている（資料4-62【ウェブ】）。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成及び予算執行については、学校法人聖徳学園経理規程及び経理規程・附属経理専決事項に関する規程を遵守したうえで、学校法人聖徳学園予算管理実施細則に基づき適切に運用している（資料10(1)-12～14）。また、同細則で、予算の編成と執行に関して予算要求単位、運用と管理に関する責任者、方針及び運用体制について詳細に規定しており、組織として権限と責任を明確にしたうえで予算制度を厳格に運用していることから、予算管理責任者及び予算運用責任者のもと内部統制は十分機能していると考えている。

具体的には、配分された予算を超えて執行することが必要となった場合に、小科目間の予算流用や予備費の使用に関して、経理責任者が経理統括責任者の承認を受けることを必要としている。

月次決算については、月次資金収支計算書及び月次事業活動資金計算書により経理統括責任者に予算の執行状況を報告しており、年次決算については、毎会計年度終了後2か月以内に計算書類を作成して理事会で審議承認を受けるとともに、評議員会に報告している。なお、理事会及び評議員会には監事も出席し、監査結果の報告を行っている。

また、計算書類作成にあたっては、監査法人の期中及び決算監査、監事による中間及び決算監査を受けている。その後、監査法人から理事長、財務担当理事、監事及び内部監査室長に対して、監査に先立って監査計画の概要が説明されるとともに、監査完了後には監査結果の報告が行われている。報告時に意見交換が交わされることにより、監査体制の連携が保たれている（資料10(1)-15）。

なお、重点事業については、毎年度予算要求に先立って大学の中・長期計画に基づいた事業計画書を各部署で策定しており、教学マネジメント会議で中・長期計画との整合性及び優先順位等を検証したうえで、法人本部に事業計画書を提出している（資料10(1)-16～17）。その後、財務担当理事との予算会議で法人全体の収支や事業の優先度に鑑み、事業の承認・見直しが検討されている。

事業計画書に係る重点事業については、事業報告書により、事業の成果や改善点、継続の必要性について報告を求めており、その検証結果を翌年度の事業計画に反映させていることから、重要な予算についてはその執行に伴う効果を分析し検討することができているものと考えている（資料10(1)-18）。

以上のとおり、本学園の予算執行のプロセスの明確性及び透明性は担保されている。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用については、採用規程に基づき、欠員、定年状況等を勘案しながら実施している。近年では、優秀な人材を多方面から確保するために公募制を原則とし、新卒だけではなく、社会人にも門戸を広げている（資料10(1)-19）。

採用試験にあたっては、筆記試験の結果も重要な要素ではあるが、集団面接等の結果を重視している。また、素の状態を見るために、集団で解決する課題に取り組みさせている。複数の課題の解決に、どのように対応していくか。アイデアを出し、チームの一員として協力できるのかを観察している。その他に、個人面接を課している。最終の役員面接は個人面接となる（資料10(1)-20）。

昇任については、事務職員役職任用及び異動基準に基づき行っている（資料10(1)-21）。同第2条第1項で、管理職者とは、法人本部事務局長、大学事務局長及び部長、課長並びに室長、事務長をいう。第2項で、役職とは、課長補佐、係長、主査をいう。役職の前には、事務職員、主任という職種があるが、役職以降の昇任については、同第4条で、それぞれ昇任にあたっての基準年数を設けてある。また、第3条で、部長以上は理事会の議を経て、課長、室長、課長補佐、係長、主査については、人事委員会及び所属長の意見を聞いて理事長が決定することとしている。

新人育成については、社会人経験者の採用も多くなっているが、SD研修規程第4条に定めたSD委員会の下、1年間、先輩職員を指導係として付け、アドバイスを送るようにしている。仕事の進め方や社会人としての在り方等、1か月ごとにまとめ、直属の上司に報告をしている。担当となった先輩職員も指導する立場となり、相乗効果となっている。

学校法人内の事務組織は、学校法人聖徳学園事務組織規程に基づき、各設置学校の部署に分掌される業務の具体的な内容が記されている（資料10(1)-22）。

事務組織に係る改善・向上としては、2016（平成28）年4月看護学部設置に伴い、看護学部の学生が充実した実習を支援するために、新たに看護実習支援室を設けている。

また、2018（平成30）年4月には、多様な学生の支援のために学生支援センターを設け、学生部の所属であった保健室と学生相談室を学生支援センターに移管することで、多様な問題を抱えた学生に対しての支援体制の充実を図った。

さらには2020（令和2）年4月には、学生の留学、留学生の受入れの充実を図るため、新たに国際交流部を設け、国際交流課を従前の学生部から独立させている。また、教員就職を希望する学生を対象としたフォローアップの充実を図るため、従前は羽島就職課に含まれていた教職指導室を別室として開設している。

なお、2021（令和3）年4月からは、法人本部に経営企画部経営企画課を新たに設置し

たことに伴い、大学の総合企画課を学長室に変更し連携を図ることにした。また、広報課を入試部入試課に統合し、入学者選抜から広報に関する業務を一括で運用できるよう入学広報部入学広報課として新たに設置した。以上のように事務組織を見直すことによって、業務内容の多様化、専門化に対応できる体制を整えている。

教職協働については、これまで大学事務組織の部長職（宗教部長、図書館長、教務部長、学生部長、就職部長、国際交流部長）には教育職員を登用し、教育職員と事務職員の連携関係を構築していた。2014（平成26）年以降は、全学委員会の構成員に事務職員を加え、教育職員との連携関係をさらに強固にしている。

2006（平成18）年4月1日付けで事務職員人事考課規程を制定し、同年度から人事考課を導入している。まずは自己申告書（A表・B表）を提出することにより、職員の能力、適性、異動希望等その他の人事情報を把握し、職員の育成と適正な人事管理を行うための資料としている（資料10(1)-23）。自己申告書A表は、仕事内容、職場について、その状態を程度で示すもの及び上司に対する希望や学園の方針に対する希望、提案を具体的に記述するものとし、人事担当の法人本部総務部長に直接提出するようにしている。それにより、上司に直接伝えづらい内容を知ることでもできる。自己申告書B表は、異動についての考えを記述するもので、それぞれの課長、室長を経由して、法人本部事務局長へ届くようにしている。人事考課評価表は、まずは自身が評価を行い、直属の上司が絶対評価を行う。その評価結果については、上司から面談を通じて本人にフィードバックされ、指導育成に生かされる。2012（平成24）年度までは評価基準を「A～D」の4段階としていたが、「D」は皆無であった。実質は「A～C」の3段階評価であり、適正な評価として疑問も感じられたことから、2013（平成25）年度からは、「A～E」の5段階評価としたことにより、適正な評価に繋がっていると考えられる。

また、2021（令和3）4月からは、自己申告書（A表・B表）及び人事考課評価表の質問項目について、2006（平成18）年から変更されておらず、また、一部類似する項目などがあったため、見直しを行った。評価結果については、人事委員会で相対評価され、昇任や異動に関する人事管理に反映される。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SD（スタッフ・ディベロップメント）については、法人本部のSD研修規程及びSD委員会規程に基づき、職員の資質向上を図るための施策を検討し、実施している。SD活動については、大学だけではなく、法人全体として研修制度が組まれている。その研修の一つである夏季SD研修会は、夏季休業中に行われ、法人全体の職員が一堂に介す機会となっている。（資料10(1)-24～25）。近年は教職協働に向けた内容としており、2020（令和2）年は、夏季研修会として「共通価値の創造と大学～SDGs時代の展開」として外部講師を招き研修を行った。2021（令和3）及び2022（令和4）年は、「ハラスメント防止対策研修会」、夏季には「科研費公募要領等説明会及び研究倫理教育研修会」を共催で開催した。また、2022（令和4）年は、情報教育の研修会として、「デジタル社会における教育機関の問題」を実

施し、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進センターの研修会を共催している。以上の全ての研修会で、大学の教員及び事務職員が参加（リモート参加等を含む）し、大学運営に関する理解を深める機会を提供している（資料10(1)-26～29）。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、大学の最高意思決定機関である評議会との諮問機関である学部長会にて、毎年自己点検・評価シートに基づいて点検・評価している。シートでは当該年度の活動を振り返り、次年度の運営目標を設定する。この設定した目標について教学マネジメント会議で検証し、最終評価結果を総評している。また、総評結果は各責任主体にフィードバックされており、その内容を受けて各関係部署が改善・向上を図っている。教学マネジメント会議から受けた指摘事項等に基づく改善内容については、次年度の自己点検・評価シートで報告することでPDCAサイクルを機能させている（資料1-26～27、2-2、2-9～10、2-23、3-13）。

監事及び内部監査室における大学運営の適切性については、学校法人聖徳学園監事監査規程及び学校法人聖徳学園内部監査規程に基づき、業務監査を実施している（資料10(1)-15、10(1)-30）。監事については、毎事業年度に定める定期監査の概要を記した監査計画に基づき監査を行っている（資料10(1)-31）。内部監査室では、監査実施計画書を作成し、理事長の承認を得た上で定期監査を行っている（資料10(1)-32～33）。内部監査室における2022（令和4）年度の定期監査については、①競争的資金（科学研究費補助金対象者）、②岐阜聖徳学園大学学生課における周辺会計（大学後援会、学友会等）、③私立事業団による経常費補助金調査における指摘事項に関する業務監査と財務監査を行っている。内部監査の結果については、監事とも情報を共有し連携強化を図っている。

（2）長所・特色

なし

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

大学運営に関する大学としての方針は、2015（平成27）年8月評議会、大学院の管理運営方針は2015（平成27）年10月大学院委員会において承認され、大学ホームページに公表している。

大学では全学的重要事項を審議する機関として学長を議長とする評議会を置き、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

また、大学院に関する重要事項について審議する機関として大学院委員会を置き、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

管理運営については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づき、寄附行為や学則、就業規則をはじめとして関係法令に対応する明文化した管理運営規程を整備し運営を行っており、大学業務を支援する事務組織も学校法人聖徳学園事務組織規程に基づき、大学運営に必要な事務組織を設けている。

また、SD（スタッフ・ディベロップメント）については、法人本部のSD委員会規程に基づき、各部局から1名の事務職員を構成員とするSD委員会を設置し、職員の資質向上を図るための施策を検討、実施している。

大学運営の適切性については、大学の最高意思決定機関である評議会の諮問機関である学部長会にて自己点検・評価シートに基づいて点検・評価した結果を、教学マネジメント会議で検証の上、最終評価結果を総評している。また、総評結果は各責任主体にフィードバックされており、その内容を受けて各関係部署が改善・向上を図っている改善に結び付けている。

監事及び内部監査室における大学運営の適切性については、「学校法人聖徳学園監事監査規程」及び「学校法人聖徳学園内部監査規程」に基づき、業務監査を実施している。また、監事と内部監査室とでは情報を共有し、連携強化を図っている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画を策定しているか。

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、教育研究活動を安定して遂行しながら、学園創立60周年に向けて策定した学園の中期的計画である聖徳学園グランドデザイン60thで計画された事業を実現するための財源を確保すべく、以下の財務方針に従って運営を行っている(資料1-25)。

- 1) 学園維持引当特定資産への計画的な資金の組入れ
- 2) 安定的な財源の確保
- 3) 各設置校における新規事業の計画的推進

この方針に従って、2018(平成30)年度から毎年3億円を積立ててきた結果、2021(令和3)年度末には約25億円の学園維持引当特定資産を確保している。

財務関係比率については、毎事業年度の決算確定後に財務・経理部において算出・分析した上で、毎年理事会で報告し財務状況の情報共有を図っている(資料10(2)-1)。

本学の直近5カ年の事業活動計算書関係比率は、[表10-2-1]のとおりである。

事業活動収支差額比率及び経常収支差額比率は、全国平均(「令和3年度版 今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団)の財務比率表—大学(理工他複数学部)令和2年度数値)を上回る数値で安定的に推移し、人件費比率も2021(令和3)年度は、2017(平成29)年度に比べ4.8ポイント改善して全国平均に近づいてきており、本学においては健全な運営が行われ、財政状態は安定している(大学基礎データ表10、資料10(2)-2)。

表10-2-1 本学の事業活動計算書関係比率の推移

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	全国平均
事業活動収支差額比率	10.1%	13.9%	16.3%	16.1%	13.3%	8.7%
経常収支差額比率	9.6%	13.7%	16.6%	15.5%	12.5%	8.7%
人件費比率	55.7%	53.6%	50.7%	49.8%	50.9%	47.6%

一方、本学の教育研究経費比率は、[表10-2-2]のとおり全国平均と比較すると低い水準となっており、教育研究活動の充実を図り教育の質を保証するためには、収支を悪化させない範囲内で教育研究活動に重点的に資金を投下していく必要がある(大学基礎データ表10、資料10(2)-2)。

表 10-2-2 本学の教育研究経費比率の推移

項 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	全国平均
教育研究経費比率	28.2%	26.2%	26.2%	28.4%	29.6%	37.7%

また、法人全体の直近5カ年の事業活動計算書関係比率は[表 10-2-3]のとおり、いずれの指標も全国平均（「令和3年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の財務比率表—大学法人（医歯系除く）令和2年度数値）を下回っており、本学以外の設置学校の支出超過の影響を受けている状況にある（大学基礎データ表9、資料10(2)-3）。

表 10-2-3 法人全体の事業活動計算書関係比率の推移

項 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	全国平均
事業活動収支差額比率	2.2%	4.2%	2.2%	4.3%	0.1%	5.2%
経常収支差額比率	1.6%	4.1%	2.8%	3.0%	-0.8%	4.6%
人件費比率	59.9%	58.3%	59.2%	57.3%	59.0%	51.8%

これらの現状を踏まえ、今後の目標としては、学納金を安定的に確保しつつ、教育研究経費比率、人件費率を全国平均に近づけるとともに、経常収支差額比率15%以上を堅持できるよう、計画的に事業を行っていきたい。また、法人全体では、将来の施設設備の更新等の資金需要に備えるため、経常収支差額比率のプラス維持、運用資産余裕比率1年以上、積立率を全国平均に近づけることを目標としている。

財務基盤の確立については、経常収入の大半を占める学納金の安定的な確保が必須であるが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等により2021（令和3）年度から外国語学部の入学定員が未充足となり、今後も厳しい状況が想定されることから、法人本部に新たに設置した経営企画部において、安定的な学生確保のために短期大学部も含めた学部等の発展的改組を検討しているところであり、その過程において中期的な財務シミュレーションを行っている（資料10(2)-4）。

本学の学生生徒等納付金比率は、[表 10-2-4]のとおり、全国平均と比較すると高い数値で推移しており、経常収入に対する学納金の割合が高いため、学生の収容定員充足率が経営に与える影響は大きい。2022（令和4）年度の本学の学部別収容定員の充足状況を見ると、教育学部（1.14）、経済情報学部（1.09）及び看護学部（1.09）は収容定員を充足しているが、外国語学部（0.87）は未充足となっており、すべての学部において確実に定員充足を維持していくことが重要である（大学基礎データ表2、表10、資料10(2)-3）。

表 10-2-4 本学の学生生徒等納付金比率の推移

項 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率	84.8%	86.4%	86.1%	85.9%	84.8%	79.5%

また、ストック面から本法人の財政状態をみると、2021（令和3）年度における純資産構成比率は88.7%であり、現状においては健全な財政状態であるが、本法人の1年間の経

常的な支出規模に対してどの程度運用資産が蓄積されているか、すなわち本法人の財政的な耐久力を表す運用資産余裕比率は[表 10-2-5]のとおりであり、1年を超えてはいるものの、全国平均を下回る結果となっている。さらに、将来の施設設備の更新や教職員の退職金支給に対してどの程度資金的な準備ができているかを表す積立率についても、[表 10-2-5]のとおり、全国平均と比べ低い水準である。

表 10-2-5 法人全体の貸借対照表関係比率の推移

項 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	全国平均
運用資産余裕比率	0.93	1.12	1.18	1.26	1.23	1.96
積立率	56.7%	58.3%	61.9%	62.2%	60.3%	78.0%

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）を有しているか。
 評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みがあるか。
 評価の視点 3：外部資金の獲得・資金運用等に関する取組事例や成果があるか。

2012（平成 24）年 10 月 9 日開催の評議員会及び理事会で承認された聖徳学園第二次将来構想委員会の答申に基づいて、2015（平成 27）年度に看護学部の設置、教育学部学校教育課程に特別支援教育専修の増設、経済情報学部の定員減員及び短期大学部生活学科廃止による学部改組を行い、学生確保に努めたことにより、収容定員を充足することができた。また、2017（平成 29）年度以降、本学の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はともに収入超過となっており、順調に推移している（資料 10(2)-5）。

この結果、学部改組により減少した特定資産は、本学の収入超過により学部改組前までの水準に回復できたが、まだ十分とはいえず、聖徳学園グランドデザイン 60th で計画された事業は、財務基盤の健全化を優先するため、一部その進捗を見直す状況となっている。

2021（令和 3）年度の法人全体の財政状態を貸借対照表関係比率により検証してみると、固定資産構成比率が 90.7%（全国平均 86.3%）と高くなっている。これは、2021（令和 3）年度において将来の学生の確保に向け教育環境の整備を積極的に行うと共に、将来の資金需要に備え学園維持引当特定資産の組み入れを行ってきた結果である。これにより流動資産構成比率が 9.3%（全国平均 13.7%）と低くなっているが、流動比率 172.4%（全国平均 256.6%）や前受金保有率 192.0%（全国平均 358.5%）は 100%を超えており、負債に対する資産の流動性は保たれている。加えて、純資産構成比率は 88.7%（全国平均 87.9%）に達しており、有形固定資産構成比率がここ数年 60～70%台で推移していることから、教育研究活動に必要な資産が自己資金で賄われていることがわかる（大学基礎データ表 11、資料 10(2)-4、10(2)-6）。

本学の教育研究の財源は学納金及び補助金が主体であるが、少子化の進行、景気の低迷や我が国の財政状況に鑑みると、学納金や補助金の大幅な増加が見込めないことから、

教育研究活動を安定的に遂行するためには、収入源の更なる多様化が必要である。

学外研究費の獲得状況は、2019（令和元）年度 3,374 万円、2020（令和 2）年度 2,775 万円、2021（令和 3）年度 2,622 万円となり、うち科学研究費補助金については、2019（令和元）年度 3,109 万円、2020（令和 2）年度 2,432 万円、2021（令和 3）年度 2,450 万円となっている（大学基礎データ表 8）。

科学研究費補助金については、教員に申請を促すとともに学内の意識を高めるため、毎年、全教職員を対象に FD・SD 共催で、公募要領等の説明会に併せて、外部講師を招き科研費獲得セミナーを開催して申請の支援を行っている。また、申請数の更なる増加を図るべく、2021（令和 3）年度から教育学部にアドバイザー制度を設け、実施している。その効果については検証中であるが、効果が見られれば、他学部にも導入していきたい（資料 10(2)-7）。

学内研究費においては、限られた財源のなかで、学長のリーダーシップのもと教育研究活動を活性化していくために、学長裁量経費を予算化して、学内公募の競争的研究資金に配分している（資料 8-21~22）。

寄付金については、受配者指定寄付金・特定公益増進法人・税額控除の全ての税制上の優遇措置の適用を受けるとともに、ウェブサイト寄付金ページを開設したうえで、クレジットカード・コンビニ払・ペイジー払・銀行振込等多様な決済手段を用意して、学園の 60 周年に向けて 2019（平成 31）年 4 月から TeamSHOTOKU60 寄付金事業を開始しており、2021（令和 3）年度は約 2,350 万円の寄付金を受け入れることができた。また、2022（令和 4）年度に大学が開学 50 周年を迎えることから、同寄付金事業の目的に岐阜聖徳学園大学 50 周年記念事業を加えて募集を強化・推進しているため、2022（令和 4）年度は寄付金受入額の増加を見込んでいる（資料 10(2)-8）。

資産運用については、資金運用に関する規程に基づき、理事長を委員長とする財務担当委員会において審議し、理事長の承認を受けたうえで有価証券の取得及び売却を行っており、安全性及び流動性を確保しながら適切に運用している（資料 10(2)-9）。

以上のことから、本法人は教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているものと判断している。

しかしながら、少子化が進行する中で今後も健全な財務基盤を維持していくためには、学園全体で学生の安定した確保に努めるのはもとより、限られた収入を計画的かつ効率的に執行することの重要性を認識している。

（2）長所・特色

本学では、学長のリーダーシップの強化を図るため、2015（平成 27）年度から学長裁量経費を予算化し、教育研究の更なる充実発展に資する事業に学長の裁量で機動的に予算を配分できる制度を設けている。この予算は現状主に、学長がテーマを設定する学内公募形式の競争的研究資金に配分しており、その研究成果は FD 報告会で公表されている。この制度は、限られた財源の中で学長のリーダーシップのもとその意思を事業に反映させ、教育研究活動を活性化する特色のある取り組みである。

(3) 問題点

本学の学生生徒等納付金比率は、全国平均と比較すると高い数値で推移しており、經常収入に対する学納金の割合が高いため、学生の収容定員充足率が経営に与える影響は大きい。2022（令和4）年度の本学の学部別収容定員の充足状況を見ると、教育学部（1.14）、経済情報学部（1.09）及び看護学部（1.09）は収容定員を充足しているが、外国語学部（0.87）は未充足となっており、すべての学部において確実に定員充足を維持していくことが非常に大切となる。

本学の短期的な収支の状況を示す事業活動収支差額比率や經常収支差額比率はいずれも全国平均を大きく上回っているものの、法人全体になるとそれらの比率は全国平均を下回っており、学園の収支が本学の収支状況に大きく依存する構造になっている。

本学以外の設置学校の収支構造の見直しを迅速に進めて収支改善を図るとともに、本学も安定的に収入超過を維持できるよう、学納金以外の資金源として、補助金や外部資金の獲得に積極的に取り組むことで収入の増加を見込み、経費の効率的執行により、さらに強固な財務基盤の確立を目指さなければならない。

また、ストック面から本法人の財政状態をみると、2021（令和3）年度における純資産構成比率が88.7%であり現状においては健全な財政状態であるが、本法人の1年間の經常的な支出規模に対してどの程度運用資産が蓄積されているか、すなわち本法人の財政的な耐久力を表す運用資産余裕比率については、1年を超えてはいるものの、全国平均を下回る結果となっている。さらには、将来の施設設備の更新や教職員の退職金支給に対してどの程度資金的な準備ができているかを表す積立率についても、全国平均と比べ低い水準である。

(4) 全体のまとめ

本学の収支は全国平均を大きく上回って安定して推移しているが、学園の収支が本学の収支に長く依存する構造になっており、法人全体では金融資産が十分蓄積できていないことから、将来計画を実現するために特定資産を計画的に積み増していかなければならない。

本学としては今後も収入超過を持続的に維持し、併せて、本学以外の設置学校の支出超過を可能な限り削減することで、法人全体の収入超過を安定的に確保することが可能となり、結果として教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の確立が可能となる。

2021（令和3）年度に法人本部に設置した経営企画部が中心となって、収容定員未充足の解消に向け短期大学部も含めた発展的学部改組のあり方を、他の設置学校についても安定的な学生生徒確保の方法、外部資金の獲得、適切な人員計画に基づく人件費の抑制、その他の経費の削減について、収支改善方策を検討しているところであり、今後、安定的に入学者を確保して定員充足を図りながら、教育・研究に重点を置いた効果的な予算配分を行って、教育の質を保証しながら支出経費の削減に取り組み、学園全体で収支の改善を図っていく。

終章

終章

1. 総括

本学が 2016（平成 28）年に受審した機関別認証評価の結果を受けて、2017（平成 29）年以降にまず取り組んだ点は、自己点検・評価に関する実務を担う組織と、自己点検・評価結果を検証し、改善・向上に結びつける組織を別組織化したところである。

具体的には、内部質保証体制の確立と内部質保証システムを有効的に機能させるため、新たに「岐阜聖徳学園大学内部質保証に関する規程」を制定した。また、同規程に基づき、学長を委員長とした「教学マネジメント会議」を、全学的な自己点検・評価を改善・向上に結びつける組織として位置づけた。また、副学長を委員長とした「自己点検・評価委員会」を、全学的な自己点検・評価に関する実務を担う委員会として「教学マネジメント会議」の下に位置づけた。その上で、内部質保証体制の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて学外者による評価（外部評価）を実施することにより、本学の自己点検・評価活動の客観性が担保できる体制を構築した。

また、本学では、PDCA サイクルを機能させるため、「自己点検・評価シート（本学独自様式）」、「基本要件チェック表（本学独自様式）」を全学及び各学部・研究科委員会で作成し、それぞれの委員会で検証を行いながら、次年度目標、評価指標を作成し、教育研究活動を行っている。

学生の学習成果の把握と評価の取り組みについては、学習成果を測定するための指標を「アセスメントプラン（学修成果の評価に関する方針）」として策定し、2021（令和 3）年度から 3つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベル各段階別に評価指標を設けて、学生の学習成果の測定と把握を行い、教育内容等の評価及び改善を進めている。アセスメントプラン導入から 2年目ということで測定と把握が中心となっており、その評価結果からの改善・向上事例を十分に示すことができていないが、例えば、経済情報学部における取組では、確実に評価から改善・向上へとつながっていることを確認できている。

2. 今後の展望

今回の自己点検・評価での課題は、全体の結果からそれぞれの取組が成果につながっているとは必ずしも言えないことである。本学の内部質保証システムを有効に機能させるべく、教学マネジメント会議を中心として、より一層自己点検・評価結果に基づく、改善・向上に結び付ける取組が必要である。そのためには、本学構成員が内部質保証システムを理解し、自分事として捉えて取り組むことが重要である。

本学は、2022（令和 4）年度に大学開学 50 周年を迎え、2023（令和 5）年度には学園創立 60 周年を迎える。この大きな節目にあたって、「聖徳学園グランドデザイン 60th」に係る将来構想の事業計画を進め、本学における教育内容・環境の充実を図り、学生に資する事業を展開していく。

今後も建学の精神に基づく「教育目的」の実現に向けて、引き続き学長のリーダーシップ下で、教学マネジメント会議を中心とした「教職協働」体制をもって、教育研究活動と学生支援の充実に取り組んで行く。